

資料編

目次

内容

1. 防災関係機関及び関係条例・規程等	1
1-1 防災関係機関の連絡窓口	1
1-2 紀宝町防災会議条例	6
1-3 紀宝町災害対策本部条例	8
1-4 紀宝町防災会議災害時医療救護部会設置規則	9
1-5 紀宝町災害時医薬品等備蓄及び供給委託事業実施要綱	10
1-6 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表	12
2. 応援協定一覧	18
3. 避難に関する資料	205
3-1 避難場所	205
3-2 避難所	207
3-3 福祉避難所	207
4. 通信に関する資料	208
4-1 紀宝町防災無線(移動系) 配置一覧表	208
4-2 災害時優先電話	210
5. 危険箇所に関する資料	211
5-1 山腹崩壊危険地区	211
5-2 崩壊土砂流出危険地区	214
5-3 砂防指定地内の溪流	215
5-4 急傾斜地崩壊危険箇所	217
5-5 地すべり危険箇所	220
5-6 土石流危険溪流	221
5-7 土砂災害警戒区域	224
5-8 防災重点ため池	228
5-9 道路防災総点検要対策箇所のうち未対策箇所	229
5-10 三重県高圧ガス防災事業所一覧	229
5-11 危険区域に位置する要配慮者利用施設	230
6. 医療救護に関する資料	231
6-1 三重県基幹災害拠点病院、東紀州地域災害拠点病院及び災害医療支援病院	231
6-2 近隣の主な医療機関	231
6-3 町内の医療機関	231
6-4 紀南医師会 救護所派遣体制	232
6-5 災害時備蓄医薬品・医療材料	234
6-6 紀南医師会地震防災マニュアル10か条	236
7. 水防に関する資料	238

7-1	水防管理団体	238
7-2	河川の現況	238
7-3	重要水防区域	240
7-4	ダムからの通知・通報連絡系統	248
7-5	樋門・水門・閘門・樋管設置箇所	251
7-6	洪水予報河川における洪水予報	253
7-7	水位周知河川における水位到達情報	254
7-8	水防警報	255
7-9	洪水予報、水位周知河川発表時 通信連絡系統図	258
8	輸送に関する資料	259
8-1	三重県防災ヘリコプター緊急運航要領	259
8-2	ヘリコプター臨時離着陸場	265
8-3	県緊急輸送ネットワーク図	266
9	防災資機材・備蓄物資	267
10	要員の確保	274
11	各種様式	275

1. 防災関係機関及び関係条例・規程等

1-1 防災関係機関の連絡窓口

1 町				
名 称	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
紀宝町役場	総務課 (防災対策室)	519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地 紀宝町防災拠点施設 4 階	0735-33-0335 衛星系無線 564-11	0735-32-1244 衛星系無線 564-19
2 指定行政機関				
機関名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
消防庁	震災等応急室	100-8974 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7527	03-5253-7537
3 指定地方行政機関				
機関名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東海農政局 三重農政事務所	企画調整課	514-0006 津市広明町415-1	059-228-3151 衛星無線 845-12	059-225-9694 衛星無線 845-19
近畿中国森林管理局 三重森林管理署	総 務 課	519-0116 亀山市本町 1 丁目7-13	0595-82-0069	0595-82-8792
中部運輸局 三重運輸支局	総務企画室 企画係	514-0303 津市雲出長常町字六の割1190-9	059-234-8411	059-234-8603
尾鷲海上保安部		519-3612 尾鷲市林町1-29	0597-25-0118	0597-22-0639
津地方气象台	防災業務課	514-0002 津市島崎町 327-2	059-228-6818	059-228-4745
中部地方整備局 紀勢国道事務所	管理第一課	515-0005 松阪市鎌田町144-6	0598-52-5366	0598-52-5370
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所	調 査 課	646-0003 田辺市中万呂 1 4 2	0739-22-4813	0739-26-0629
4 陸上自衛隊				
機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊 第33普通科連隊	第 3 科	514-1118 久居市新町975	059-255-3133 内235~238 衛星系無線 841-11	同左 (切替) 衛星系無線 841-19
陸上自衛隊航空学校	企 画 室	519-0501 度会郡小俣町明野5593-11	0596-37-0111 衛星系無線 7-842-11	同左 (切替) 衛星系無線 0-p-7-p-842-19

5 教育委員会				
機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県教育委員会	教 育 総 務 室	514-8570 津市広明町13	059-224-3301 衛星系無線 101-8-3301	059-224-2319 衛星系無線 101-8-2319
6 警察				
機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三 重 県 警 察 本 部	警備部警備第二課	514-8514 津市栄町1丁目100番地	059-224-0110 (内5797) 衛星系無線 147-12	059-224-0110 (内5769) 衛星系無線 147-19
紀 宝 警 察 署	警 備 係	519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿1709番地2	0735-33-0110 地上系無線 8-837-**-11	地上系無線 8-837
成 川 交 番		519-5713 南牟婁郡紀宝町成川817	0735-22-6000	
相 野 谷 駐 在 所		519-5835 南牟婁郡紀宝町大里1638-1	0735-34-0020	
7 県				
機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県防災対策部	災 害 対 策 課	514-8570 津市広明町13	059-224-2189 衛星系無線 101-8-2157	059-224-2199 衛星系無線 101-8-2199
三重県戦略企画部	戦略企画総務課	”	059-224-2009 衛星系無線 101-8-2009	059-224-2069 衛星系無線 101-8-2069
三重県総務部	総 務 課	”	059-224-2190 衛星系無線 101-8-2190	059-224-2125 衛星系無線 101-8-2125
三重県健康福祉部	健康福祉総務課	”	059-224-2323 衛星系無線 101-8-2323	059-224-2275 衛星系無線 101-8-2275
三重県環境生活部	環境生活総務課	”	059-224-2314 衛星系無線 101-8-2314	059-224-3069 衛星系無線 101-8-3069
三重県地域連絡部	地域連絡総務課	”	059-224-2711 衛星系無線 101-8-2711	059-224-2219 衛星系無線 101-8-2219
三重県農林水産部	農林水産総務課	”	059-224-2511 衛星系無線 101-8-2511	059-224-2521 衛星系無線 101-8-2521
三重県雇用経済部	雇用経済総務課	”	059-224-2312 衛星系無線 101-8-2312	059-224-3024 衛星系無線 101-8-3024

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県県土整備部	施設災害対策課	514-8570 津市広明町13	059-224-2683 衛星系無線 101-8-2683	059-224-2684 衛星系無線 101-8-2684
三重県出納局	出納総務課	〃	059-224-2771 衛星系無線 101-8-2771	059-224-2784 衛星系電話 101-8-2784
三重県企業庁	企業総務課	(所在地) 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館 (郵送先) 514-8570 津市広明町13	059-224-2822 衛星系無線 101-8-2822	059-224-3045 衛星系無線 101-8-3045
三重県病院事業庁	県立病院課	〃	059-224-2348 衛星系無線 101-8-2348	059-224-2349 衛星系無線 101-8-2349
三重県 紀南地域活性化局	地域活性化防災室 県民防災課	519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6105 衛星系無線 128-8-6105	0597-89-6107 衛星系無線 128-613

8 近隣市町及び消防機関等

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県町村会	町村事務局	514-0003 津市桜橋2丁目96	059-225-2138	259-223-5494
熊 野 市	防災対策推進課	519-4392 熊野市井戸町796	0597-89-4111 衛星系無線 212-11	0597-89-5501 衛星系無線 212-19
御 浜 町	総 務 課	519-5292 御浜町阿田和6120-1	05979-3-0505 衛星系無線 561-11	05979-2-3502 衛星系無線 561-19
三重県消防協会	三重県 消防・保安室内	519-58570 津市広明町13	059-224-2108 衛星系無線 101-8-2108	059-224-2199 衛星系無線 101-8-2199
熊野市消防本部		519-4325 熊野市有馬1365-1	0597-89-0119 衛星系無線 815-11	0597-89-4424 衛星系無線 815-19
熊野市消防署 紀宝分署		519-5701 南牟婁郡紀宝町井田2437-1	0735-32-4545	0735-32-4547

9 指定公共機関

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
日本郵便株式会社 東海支社	総務部総務担当	469-8797 名古屋市中区丸の内3-2-5	052-963-6621	052-961-6596
鵜 殿 郵 便 局		519-5799 南牟婁郡紀宝町鵜殿1336-2	0735-32-1542	0735-32-1907
紀伊井田郵便局		519-5711 南牟婁郡紀宝町井田1622-2	0735-32-2042	0735-32-1544
御 船 郵 便 局		519-5713 南牟婁郡紀宝町成川628-3	0735-22-4214	0735-23-1219

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番 号
相野谷郵便局		519-5835 南牟婁郡紀宝町大里 1641-1	0735-34-0030	0735-34-0469
東海旅客鉄道株式会社	監理部総務部	450-0002 名古屋市市中村区名駅 1-3-4	052-564-2396	052-564-2344
東海旅客鉄道株式会社三重支店	工 務 課	514-0009 津市羽所町 700 アスト津内	059-222-7780	059-221-0050
西日本電信電話株式会社三重支店	設備部災害対策室	514-0033 津市丸之内28-38	059-223-9330 衛星系無線 873-11 873-12	059-227-6140 衛星系無線 873-19
西日本電信電話株式会社和歌山支店	設備部災害対策室	641-0043 和歌山市宇須1-5-41 N T T 宇須別館ビル	073-421-9180	073-425-0311
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支店三重支店	技術サービス部 技術推進室 技術企画担当	514-0009 津市羽所町700 アスト津ビル9F	059-229-2032	059-226-1088
KDDI株式会社au中部支社	中部オペレーションセンター	464-0850 名古屋市千種区内山3-30-9 佐久間ビル	052-262-6220	052-262-6369
ソフトバンクモバイル株式会社	地域総務部 関西・東海総務課	920-8256 金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ14階		076-236-4424
日本赤十字社三重県支部	事業推進課	514-0004 津市栄町1丁目891	059-227-4145 衛星系無線 101-991	059-227-6245 衛星系無線 101-992
日本放送協会津放送局	企画総務	514-0036 津市丸之内養正町4-8	059-229-3010 衛星系無線 861-11	059-229-3029 衛星系無線 861-19
関西電力送配電株式会社和歌山支社	総務部	647-0041 新宮市野田5番63号	070-2903-5772	0735-28-3527

10 指定地方公共機関

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番 号
三重交通株式会社	運 転 保 安 部 運 転 指 導 課	514-0032 津市中央1番1号	059-229-5537	059-229-1635
三重県トラック協会	総 務 部	514-0003 津市桜橋3-53-11	059-227-69767 衛星系無線 874-12 874-11	059-225-2095 衛星系無線 874-19
三重県エルピーガス協会		514-0009 津市柳山津興369-2	059-227-6238 災害時専用電話 059-227-0019	059-229-4648
三重県医師会	三重県医師会 事 務 局	514-8538 津市桜橋2丁目191-4	059-228-3822	059-225-7801
三重県歯科医師会	三重県歯科医師会 事 務 局	519-0003 津市桜橋2丁目120-2	059-227-6488	059-227-0510

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重テレビ放送 株 式 会 社	技 術 部	514-0063 津市浜見町小谷693-1	059-223-3359 衛星系無線 862-11	059-223-3367 衛星系無線 862-19
三重エフエム放送 株 式 会 社	総 務 課	514-8505 津市観音寺町焼尾1043-1	059-225-5533 衛星系無線 863-11	059-227-1890 衛星系無線 863-19

1-2 紀宝町防災会議条例

平成18年1月10日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、紀宝町防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 紀宝町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防計画その他水防に関し、重要な事項について調査審議をすること。
- (3) 町長の諮問に応じて紀宝町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充て、その定数は35人以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 三重県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 三重県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 紀宝町議会議員のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が必要と認める者
- 6 前項第9号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 三重県の職員
 - (2) 町の職員
 - (3) 関係地方行政機関の職員
 - (4) 関係指定公共機関の職員

(5) 関係指定地方公共機関の職員

(6) 学識を有する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

1－3 紀宝町災害対策本部条例

平成18年1月10日

条 例 第 1 5 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき紀宝町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成24年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 紀宝町防災会議災害時医療救護部会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、紀宝町防災会議条例(平成18年紀宝町条例第14号)第5条に基づき、紀宝町防災会議のもとに設置する部会の目的及び組織を定めるものとする。

(名称)

第2条 この部会は紀宝町防災会議災害時医療救護部会(以下「部会」という。)と称する。

(目的)

第3条 この部会は、紀宝町地域防災計画における医療救護活動及び災害医療体制について、紀宝町の関係行政機関、医師会、消防、警察機関等が連携しながら共同で推進し、紀宝町の災害時医療体制の円滑な運営や災害時医療救護活動が迅速に行われることを目的とする。

(所掌事務)

第4条 この部会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 紀宝町防災計画における医療救護の円滑な運営に係る事項
- (2) 紀宝町防災計画における医療救護の迅速な活動の実施推進に係る事項
- (3) 災害時医療救護体制の整備確立・行動計画に関する事項
- (4) その他この部会の目的達成に必要なこと。

2 所掌事務の推進にあたっては、関係機関に対して、必要に応じて出席あるいは文書により意見を求めることができる。

(構成員)

第5条 この部会は次に掲げる委員を持って構成する。

- (1) 紀南医師会
- (2) 紀宝町
- (3) 紀宝警察署
- (4) 熊野市消防署紀宝分署
- (5) 紀宝町消防団
- (6) 紀宝町自主防災組織

(部会長)

第6条 部会長は委員の中から互選により選出する。

2 部会長は会を招集し、議長となり、議事を掌る。

(報酬及び費用弁償)

第7条 この部会の報酬及び費用弁償は、紀宝町委員会の委員等の報酬及び費用弁償規定による。

(事務局)

第8条 この部会の事務局は、紀宝町役場健康づくり推進課に置く。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

1-5 紀宝町災害時医薬品等備蓄及び供給委託事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、災害発生初動期における医療救護活動に必要な医薬品及び衛生材料の円滑かつ安定した供給の確保を図るため、その備蓄及び供給の委託事業に関して必要な事項を定める。

(備蓄等委託)

第2条 町は、災害発生時における医薬品及び衛生材料の安定確保のため、町があらかじめ町内の薬局のうちから指定した備蓄医薬品等を備蓄する業者(以下「指定備蓄業者」という。)に対して、町が指定する一定数量の流通過程にある医薬品及び衛生材料(以下「備蓄医薬品等」という。)の購入、備蓄並びに災害発生時における備蓄医薬品等の搬出及び輸送を委託するものとする。

2 備蓄医薬品等の品目及び数量は別表のとおりとする。ただし、備蓄品目は、町の承認により同種同効品に代えることができるものとする。

また、規格及び包装単位についても別表の規定数量以上のものであれば可とする。

(備蓄場所)

第3条 備蓄医薬品等の備蓄場所は、指定備蓄業者店舗とする。

(保管管理)

第4条 指定備蓄業者は、備蓄医薬品等を常に良好な状態で備蓄場所において保管するものとする。

2 指定備蓄業者は、町が備蓄品を使用して、あるいは使用期限が切れて備蓄量に不足が生じたときは、指定備蓄業者は速やかに不足備蓄品を補填するものとする。

(供給)

第5条 町は、災害の発生に際し、備蓄医薬品等の供給の必要があると認めるときは、指定備蓄業者に対し備蓄医薬品等の供給要請を行うものとする。

2 指定備蓄業者は、町の供給要請により、速やかに町が指定する場所に備蓄医薬品等を備蓄場所から搬出及び輸送しなければならない。ただし、道路閉鎖等の理由により、町が指定する場所に供給することが困難なときは、これを町に依頼することができる。

3 指定備蓄業者は、備蓄医薬品等を供給したときは、速やかに町に報告するものとする。

(委託料等)

第6条 第2条に規定する備蓄等の業務に係る委託料は、備蓄医薬品等の更新分の購入業務、保管管理業務及び供給業務に係る委託料とする。

2 補充薬品等の購入に係る補充薬品代金は、別途請求するものとする。

(備蓄状況)

第7条 指定備蓄業者は、毎年3月31日現在における備蓄医薬品等の備蓄状況等を別記様式により町へ報告するものとする。

(廃止等の承認)

第8条 指定備蓄業者は、備蓄場所を廃止、休止又は移転しようとするときは、あらかじめ町の承認を得るものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年告示第60号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

1-6 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

令和3年度災害救助基準

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者に供与する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 (基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 2 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、上記基本額に、当該地域における通常の実費を支出でき加算することができる。 	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期間にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>○建設型応急住宅</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 <p>○賃貸型応急住宅</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規模 建設型応急住宅に準 	<p>災害発生の日から20日以内着工</p> <p>災害発生の日から速やかに借上げ、提供。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費の一切の経費として、5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

		2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		
援助の種類				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒も含む。)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして死体の応急的処理程度のものを行う者	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	棺、埋葬又は火葬、骨壺又は骨箱の現物給付
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1 日当は、法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。 時間外勤務手当は、職種ごとに、上記に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内 旅費は、職種ごとに、上記に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

		各都道府県の職員 に対する旅費の支 給に関する条例に おいて定める額以 内 2 業者のその地域 における慣行料金 による支出実績に 手数料としてその 100分の3の額を加 算した額以内		
救 助 事 務 費	法第18条第1項の救 助の事務を行うのに必 要な費用			

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2. 応援協定一覧

No.	協定・覚書名	締結年月日	協定締結者	内容
1	三重県市町災害時応援協定	H24.8.23	三重県、三重県市町会、三重県町村会	災害時における県、市町村の相互応援
2	三重県市町災害時応援協定書 実施細目	H24.8.23	三重県、三重県市町会、三重県町村会	災害時における県、市町村の相互応援
3	災害時相互応援協定	H24.11.9	石川県鹿島郡中能登町	災害時における県、市町村の相互応援
4	災害時の情報交換に関する協定	H23.3.1	国土交通省中部地方整備局	リエゾン派遣
5	災害時等の応援に関する申し合わせ	H24.8.1	国土交通省近畿地方整備局	リエゾン派遣
6	災害時に備えた相互協力に関する確認書	H24.4.27	紀宝警察署	災害時に備えた相互協力の確認
7	紀宝町における台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の連携に関する協定	H27.2.21	紀南河川国道事務所、紀勢国道事務所、津地方気象台	タイムラインに係る連携
8	災害時における応援業務に関する協定書	H24.5.24	社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時における応援業務
9	災害時における協力に関する協定書	H28.5.9	三重県行政書士会	被災者支援相談窓口の設置、会員の派遣等
10	三重県内消防相互応援協定	H19.3.1	三重県、県内市町、県内消防組合	消防の応援
11	新宮市・紀宝町消防団相互応援協定	H26.4.1	和歌山県新宮市	消防団の応援
12	三重県防災ヘリコプター支援協定	H25.3.1	三重県、県内市町、県内消防組合	県が所有する防災ヘリコプターの支援
13	災害時の医療救護に関する協定書	H18.1.10	社団法人紀南医師会	災害時の医療救護活動に対する協力
14	災害時の医療救護活動に関する実施細目	H18.1.10	社団法人紀南医師会	災害時の医療救護活動に対する協力
15	災害時の歯科医療救護に関する協定書	H25.3.26	南紀歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に対する協力

No.	協定・覚書名	締結年月日	協定締結者	内 容
16	災害時の歯科医療救護活動に関する実施細目	H25.3.26	南紀歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に対する協力
17	災害時の医薬品等の調達に関する協定書	H28.4.1	一般財団法人 紀南薬剤師会	医薬品、衛星材料等の確保
18	三重県災害等廃棄物処理応援協定	H16.10.29	県内市町、一部事務組合、広域連合、三重県	ごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援
19	三重県水道災害広域応援協定	H9.10.21	三重県、県内市町	応急給水、応急復旧等、水道事業の応援
20	災害時における応急対応に関する協定書	H20.7.23	紀宝町水道事業組合	水道施設等の復旧作業における協力
21	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	H24.4.24	西日本電信電話株式会社三重支店、 関西電力株式会社和歌山支店	電気、電話の災害復旧活動に供する土地の確保
22	災害応急復旧工事の協力に関する協定書	H18.12.26	紀宝町建設業組合	災害応急工事の応援協力
23	災害応急復旧工事の協力に関する協定の運用協定	H18.12.26	紀宝町建設業組合	災害応急工事の応援協力
24	災害応急復旧工事の協力に関する協定書	H19.2.1	三重県建設業協会熊野支部	災害応急工事の応援協力
25	災害応急復旧工事の協力に関する協定の運用協定	H19.2.1	三重県建設業協会熊野支部	災害応急工事の応援協力
26	災害応急復旧工事の協力に関する協定書	H21.1.5	紀宝町商工会建築部会	災害復旧工事に関する応援
27	森林災害復旧支援等森林を守る協定書	H27.3.6	三重県森林土木建設協会	治山施設、林道施設等の自主パトロール、海岸防災林の清掃等の活動等
28	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	H27.7.1	株式会社アクティオ	レンタル資機材の提供
29	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	H27.12.14	一般社団法人 新宮・熊野地区土砂ダンプ運輸協会	災害時におけるダンプトラックの確保
30	災害時における協力に関する基本協定書	H26.3.27	紀南特別養護老人ホーム組合	福祉避難所(宝寿園・亀楽苑)の設置運営協力

No.	協定・覚書名	締結年月日	協定締結者	内 容
32	災害時における生活物資の供給に関する協力協定書	H20.6.3	三重南紀農業協同組合 ※	生活物資の優先供給
33	災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書	H24.12.6	社団法人 三重県エルピーガス協会 紀南支部	緊急用LPガスの調達
34	災害救助に必要な物資の調達と普及啓発に関する協定書	H24.12.26	一般社団法人 日本非常食推進機構	災害用非常食等の調達及び普及啓発
35	災害時における物資供給に関する協定書	H26.12.22	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給
36	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	H27.12.14	三重県レッカー事業協同組合	災害時等における被災者の救助、障害物の除去等
37	災害における警察車両への燃料の供給に関する覚書	H27.10.16	紀宝警察署	紀宝町自家用給油施設に保有する備蓄燃料の提供
38	災害時における消防車両への燃料の供給に関する覚書	H28.11.24	熊野市消防署	紀宝町自家用給油施設に保有する備蓄燃料の提供
39	水源(井戸)使用契約	H25.9.1	第一建設	井戸水の使用
40	井戸水源施設使用契約	H26.6.30	三重南紀農業協同組合 ※	井戸水源施設使用契約
41	特設公衆電話の設置及び管理に関する協定書	R3.3.4	西日本電信電話株式会社三重支店	特設公衆電話の設置

※三重南紀農業協同組合は、合併により伊勢農業協同組合に名称変更

2-1 三重県市町災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町(以下「市町」という。)において災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、三重県(以下「県」という。)及び市町相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 県及び市町が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・救護、防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- (6) 火葬場の提供
- (7) ボランティアの受入支援に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明確にして、無線、電話等により県に要請し、その後速やかに要請に関する文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の提供
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他必要な事項
- 2 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

- 3 県は、被災市町から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町に送付するものとする。
- 4 県は、応援市町との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町に無線、電話等で伝達し、その後速やかに応援に関する文書を送付するものとする。
- 5 被災市町から県に応援要請するいとまがないときは、直接応援可能な市町に要請することができるものとし、その場合、事後速やかに県に報告するものとする。
- 6 応援市町は、前項までに規定する応援を行った場合又は行う場合は、速やかにその情報を県へ報告するものとする。

(緊急時における派遣等)

- 第4条 県は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り、速やかに被災市町に職員を派遣し、その被害状況等について情報収集を行うものとする。
- 2 県は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。
 - 3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。
 - 4 応援市町は、県による連絡調整を待たずに自主的に情報収集及び応援を行うことができるものとし、この場合、速やかにその情報を県に報告するものとする。

(経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。
- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援を行った県及び市町の負担とする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、応援を受けた市町と応援を行った県及び市町が協議して決める。
 - 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町が賠償の責めを負う。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援を行った県及び市町の負担とする。
 - 5 前項に定める応援を受けた市町の負担額は、応援を行った県及び市町が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
 - 6 第4条第1項及び第4項に定める情報収集のための職員派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した県及び市町の負担とする。

(情報交換)

第6条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互応援のための連絡窓口等の必要な情報を相互に交換するものとする。

2 前項の情報交換を行うため、原則として年1回以上、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第7条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県及び市町主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定の円滑な運用を図るため、市町に対し支援・協力を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県と市町とが既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成24年8月23日から施行する。

(三重県市町村災害時応援協定の廃止)

2 三重県市町村災害時応援協定(平成12年9月1日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、県知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町に対しその写しを交付するものとする。

平成24年8月23日

三重県知事

三重県市長会会長

三重県町村会会長

2-2 三重県市町災害時応援協定書 実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、三重県市町災害時応援協定書（以下「協定書」という。）第10条第1項に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定書第6条の連絡窓口は、三重県地域防災計画添付資料によるものとする。

(ブロック体制)

第3条 協定書第3条及び第4条に基づく応援要請、連絡調整及び応援活動を迅速かつ確実に行うため、別表1に掲げるブロック体制の枠組みを原則とした複数ブロックにわたる広域応援を実施する。

2 被災市町への応援を円滑に実施するため、三重県地方災害対策部が各ブロック内の市町の連絡調整及び、三重県災害対策本部との連絡調整を行うこととする。

3 各ブロックにおいては、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より各市町、各ブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる支援体制を構築することに努める。

(応援要請の手続)

第4条 被災市町は別表1に掲げるブロックに所属する三重県地方災害対策部に対し、応援要請を行うものとする。

2 被災市町は三重県地方災害対策部が被災し連絡が取れない場合等には、三重県災害対策本部に対し、応援要請を行うものとする。

3 協定書第3条第1項に定める応援要請に用いる文書は別表2とする。

(応援実施の手続)

第5条 被災市町から応援要請を受けた三重県地方災害対策部は、ブロック内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかにブロック内の市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、三重県災害対策本部と連携の上、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

2 三重県地方災害対策部は、ブロック内の被害が甚大で、ブロック内の市町では応援活動が不可能な場合、及び不十分である場合、三重県災害対策本部へ他ブロックからの応援について要請するものとする。

3 三重県地方災害対策部から応援要請を受けた三重県災害対策本部は、三重県内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに各ブロック間の連絡調整を行った上で、応援可能なブロックに所属する三重県地方災害対策部に応援を指示するものとする。

- 4 第3項の指示を受けた三重県地方災害対策部は、応援可能な市町へ応援を要請するとともに、三重県災害対策本部と連携の上、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。
- 5 三重県地方災害対策部は、前項までに規定する応援要請及び応援活動を行った場合又は行う場合は、三重県災害対策本部へ報告するものとする。
- 6 前項までに規定する手続きに用いる文書は別表2とする。

(情報収集)

第6条 県は協定書第4条に定める情報収集に係る職員の派遣が不可能である場合には、ヘリコプターやその他効果的な情報収集手法を用いて情報収集に努めることとする。

- 2 県は情報収集によって知り得た情報は、必要に応じて被災市町及び他の市町へ速やかに伝達するものとする。

(情報交換)

第7条 協定書第6条第1項の規定に基づく必要な情報の交換は次のとおりとし、毎年4月1日現在の情報を取りまとめ、情報共有を行うものとする。

(1)第2条に規定する連絡窓口となる担当部局、担当者及び連絡手段

(2)備蓄物資、業者提携物資

(3)物資拠点及び輸送ルート

(4)避難所及び収容可能人数

(5)前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

(その他)

第8条 協定書及び実施細目の円滑な運用を図るため、三重県災害対策本部を所管する部署に事務局を設置し、第7条に規定する情報の取りまとめ、連絡会議の開催、訓練の案内等を行うものとする。

- 2 前条までに規定する別表については、各市町の同意を得た上で必要に応じて変更できるものとし、変更後速やかに各市町へ報告するものとする。

平成25年2月14日

三重県 防災対策部長
桑名市 市民安全部長
いなべ市 総務部長
四日市市 危機管理監
鈴鹿市 防災危機管理監
亀山市 危機管理局長
津市 危機管理部長
松阪市 生活部長
伊勢市 総務部長
鳥羽市 総務課長
志摩市 総務部長

伊賀市 危機管理監
名張市 危機管理担当部長
尾鷲市 防災危機管理室長
熊野市 防災対策推進課長
木曾岬町 総務企画課長
東員町 総務部長
菰野町 総務課長
朝日町 総務課長
川越町 総務課長
多気町 総務税務課長
明和町 防災企画課長
大台町 総務課長
玉城町 総務課長
南伊勢町 防災課長
大紀町 防災安全課長
度会町 総務課長
紀北町 危機管理課長
御浜町 防災課長
紀宝町 防災担当理事

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長
(公 印 省 略)

応 援 要 請 書

三重県市町災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1. 応援を要請する理由

2. 添付書類

○被害状況

○応援要請、計画書

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

F A X 番号

電子メール

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

応援市町あて

三重県知事
(公印省略)

応援計画書

三重県市町災害時応援協定に基づき、平成 年 月 日付け第 号により提出された応援要請に基づき、下記の通り応援計画を作成しましたので通知します。

記

以上

1. 応援市町名及び応援内容

2. 添付書類

○応援要請書（資料1）の写し

○被害状況

○応援要請・計画書

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

電子メール

(様式3)

第 号
平成 年 月 日

応援要請市町長 あて

応 援 市 町 長
(公印省略)
(三重県経由)

応 援 通 知 書

三重県市町災害時応援協定に基づき、平成 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請による要請を受諾し、下記のとおり応援を行うこととしましたので通知します。

記

1. 応援市町名及び応援内容

2. 添付書類

○応援要請・計画書

3. 連絡先

担当課・係名

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

(様式4)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長
(公印省略)

応 援 物 資 受 領 書

三重県市町災害時応援協定に基づく本市(町)の応援要請に対して、貴県(市町)より下記のとおり応援物資を受領しましたので通知します。

記

1. 応援物資及び数量

2. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

F A X 番号

(様式5)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長 (公印省略)

応 援 終 了 要 請 書

三重県市町災害時応援協定に基づき、平成 年 月 日付け第 号により受諾された応援について、下記のとおり終了の要請をいたしますので、よろしくお願いたします。

記

1. 応援終了要請の理由

2. 応援終了要請年月日

平成 年 月 日

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

(様式6)

第 号
平成 年 月 日

応援要請市町長 あて

応 援 市 町 長
(公印省略)
(三重県経由)

応 援 通 知 書

三重県市町災害時応援協定に基づき、平成 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請に基づく応援については、下記の理由により終了することになりましたので報告します。

記

1. 応援終了の理由

2. 応援終了年月日

平成 年 月 日

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

F A X 番号

2-3 石川県鹿島郡中能登町と三重県南牟婁郡紀宝町との災害時相互応援協定書

石川県鹿島郡中能登町と三重県南牟婁郡紀宝町(以下「協定町」という。)とは、非常災害時における援助協力について、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 協定町は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく防災業務に関し、この協定に定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

(応援要請)

第2条 協定町は、双方のいずれかに非常災害が発生した場合において、自己の保有する災害応急対策用物資及び資機材(以下「物資等」という。)が不足したときは、他方に対し、応援の要請をすることができるものとする。

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する町は、次の事項を明らかにし、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の品名、数量等
- (3) 職種別派遣人員
- (4) 応援の場所及び応援の経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(災害応急対策用物資及び資機材の供給援助)

第4条 第2条の規定により、物資等の応援要請を受けた町は、別に定める応援要請書の内容にしたがって物資等を調達し、他方に対し可能な限り供給するものとする。

2 前項の規定により供給する物資等は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品・飲料水
- (2) 生活必需品
- (3) 医療・防疫に必要な物資
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に必要と認めるもの

(職員等の派遣)

第5条 協定町は、災害応急対策等の実施に必要となる職員等の派遣を要請することができるものとする。

(収容施設の提供)

第6条 協定町は、被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設や場所の提供について応援要請をすることができるものとする。

(応援に要した経費の負担)

第7条 応援要請に要した経費(輸送費を含む)は、原則として応援要請を行った町が負担するものとし、その額については、協定町が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項については、協定町が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、協定町のいずれか一方が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定町各々が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年11月9日

石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地
中能登町長 杉本 栄 蔵

三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地
紀宝町長 西田 健

立会人
中能登町議会議長 岩井 礼二

立会人
紀宝町議会議長 矢熊 達雄

2-4 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長(以下「整備局長」という。)と紀宝町長(以下「町長」という。)とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の実施)

第2条 整備局長及び町長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員(リエゾン)が派遣されている間とする。

- 一 紀宝町内に重大な災害は発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 紀宝町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は町長が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

第3条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設(道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等)被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

(現地情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長の災害対策本部等に現地情報連絡員(リエゾン)を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、整備局長及び町長が各1通を保有する。

平成23年3月1日

名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号
国土交通省 中部地方整備局長

三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地
紀宝町長

2-5 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長(以下「甲」という。)と紀宝町長(以下「乙」という。)は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

(目的)

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生又は、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応(以下「応援」という。)を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

(応援の実施時期)

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 紀宝町内で重大な災害の発生又は、発生するおそれがある場合
- (2) 紀宝町災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

(応援の内容)

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 情報の収集・提供(リエゾン[情報連絡員]含む。)
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣(緊急災害対策派遣隊含む。)
- (3) 災害に係る専門家の派遣
- (4) 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- (5) 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置
- (7) その他必要な事項

(リエゾンの派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

2 甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(リエゾンの受け入れ)

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するも

のとする。

(緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

2 甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年8月1日

甲 近畿地方整備局長

乙 紀宝町長

2-6 災害時に備えた相互協力に関する確認書

紀宝町(以下「甲」という。)と紀宝警察署(以下「乙」という。)とは、発災時に備えた相互協力に関し、次のとおり確認書を締結する。

第1 趣旨

この確認書は、紀宝町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置(以下「災害応急対策」という。)を円滑かつ迅速に講ずることができるようにするため、甲乙の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 内容

1 情報の相互提供のための措置

甲及び乙は、発災時において、次に掲げる情報を相互に提供するため、甲乙協議の上、連絡窓口の設定等必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 死者、行方不明者、負傷者等人的被害に関する情報
- (2) 建物被害、交通網被害、ライフライン被害等物的被害に関する情報
- (3) 被災者、避難者、災害時要援護者、帰宅困難者等支援を必要とする者に関する情報
- (4) その他災害応急対策に有用と認める情報

2 津波防災地域づくりの推進に関する措置

甲及び乙は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第1項の規定に基づき、甲が作成する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 警戒区域設定に伴う措置

甲及び乙は、甲その他の者が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づく警戒区域を設定した場合の対応に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 遺体の取扱いに関する措置

甲及び乙は、乙が行う検視並びに遺体の身元確認、安置及び引渡しに関し、甲乙協議の上、遺体の取扱い場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

5 拾得物等の取扱いに関する措置

甲及び乙は、拾得物等の取扱いに関し、甲乙協議の上、拾得物等の保管場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 了解事項

- 1 この確認書は、甲と乙との間に強制を課するものでなく、甲乙の相互協力によってその趣旨を実現するものとする。
- 2 この確認書の内容に含まれない事項及びこの確認書の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決するものとする。

この確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月27日

(甲) 紀宝町鵜殿324番地

紀 宝 町 長

(乙) 紀宝町鵜殿1709番地2

紀 宝 警 察 署 長

2-7 紀宝町における台風等風水害に備えた事前防災行動計画 (タイムライン)の連携に関する協定

紀宝町（以下「甲」という。）、近畿地方整備局紀南河川国道事務所（以下「乙」という。）、中部地方整備局紀勢国道事務所（以下「丙」という。）及び津地方気象台（以下「丁」という。）は、紀宝町における台風等風水害に備えた事前防災行動計画（タイムライン）（以下「タイムライン」という。）に基づく、甲によるタイムラインの円滑な実施に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、タイムラインに基づき、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行うことにより、甲の区域において、住民の円滑な避難誘導、被害軽減を図り、住民の安全及び安心を確保し、生活の安定を保持するため、甲、乙、丙及び丁のタイムラインに係る連携内容について確認することを目的とする。

（タイムラインに係る連携内容）

第2条 甲は、タイムラインの円滑な実施のために必要な助言等が得られるよう事前防災の実施状況等を乙、丙及び丁に情報提供するものとする。乙、丙及び丁は、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行えるよう、気象や水位の予測等の情報を甲に提供する。また、乙、丙及び丁は、可能な範囲で甲に助言等を行うものとし、その内容は、以下のとおりとする。

- (1) 乙による熊野川、相野谷川の水位予測等の情報提供及び助言
- (2) 乙による熊野川、相野谷川における水門、樋門等の水位・操作に関する情報提供
- (3) 丙による道路等に関する情報提供及び助言
- (4) 乙、丙による災害対策用資機材等の確保状況の情報提供
- (5) 丁による気象に関する予測等の情報提供及び助言
- (6) 甲による事前防災行動の実施状況等に関する情報提供
- (7) 甲による住民の避難行動等に関する情報提供
- (8) 甲が開催する防災会議等への参加又は情報提供

（タイムラインに係る連携の実施時期）

第3条 乙、丙及び丁がタイムラインに係る連携を行う時期は、以下のとおりとする。

- (1) 乙、丙及び丁が、甲の区域において台風等により風水害が発生するおそれが高いと判断したとき。
- (2) 甲から要請があったとき。

(平素の連携)

第4条 乙、丙及び丁は必要に応じ、甲が実施するタイムラインの変更・更新、区域内の巡視、防災訓練及び防災に関する資料の整備等について連携するものとする。

(その他)

第5条 本協定に関する疑義又は定めのない事項、内容の変更については、その都度甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。

平成27年 2月21日

甲 紀 宝 町 長

乙 近畿地方整備局
紀南河川国道事務所長

丙 中部地方整備局
紀勢国道事務所長

丁 津地方気象台長

2-8 災害時における応援業務に関する協定書

紀宝町(以下「甲」という。)と社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「乙」という。)は、紀宝町内において、地震、風水害、その他による災害(以下「災害」という。)が発生した場合の応援に係る業務(以下「応援業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、紀宝町内に災害が発生した場合に、甲が乙に対して行う応援業務の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 甲及び乙は、応援業務の遂行に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

(応援業務の内容)

第3条 この協定において応援業務とは次に掲げるものとする。

- (1) 紀宝町が管理する公共施設が被災した場合の災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (2) 登記及び境界関係無料相談所の開設
- (3) 前各号に定めるもののほか、甲が特に必要と認める応援業務

(応援要請)

第4条 甲は、乙に応援業務の要請を行おうとするときは、甲と乙が協議の上、次に掲げる事項を記載し、乙に別紙要請書(第1号様式)により要請するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 応援の目的
- (3) 被害の状況
- (4) 応援業務の内容
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により応援業務の要請を行うことができるものとする。この場合、甲は当該要請後、速やかに乙に対し前項に規定する文書を送付しなければならない。

(応援業務への従事)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

(応援業務の報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき業務を行った場合、活動終了後にその活動内容について速やかに業務報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲の要請により、乙の社員が行った応援業務に要した費用は甲が負担する。但し、相談所の開設に要した費用については無償とする。

(書類の提出)

第8条 乙は、毎年1回、次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応援業務に関する乙の組織図
- (2) 応援業務に関する連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める書類

2 乙は、前号に掲げる資料に変更があったときは、速やかに変更資料を甲に提出するものとする。

(資料の交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協定書に基づく応援業務を円滑に行うため、必要に応じて次の資料を交換するとともに、協議を行うものとする。

- (1) 紀宝町地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他必要な事項

(事故への対応)

第10条 乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 乙の社員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。但し、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から協定の終了の通知又は、異議申し立てがないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年5月24日

甲 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地
紀宝町
紀宝町長

乙 三重県津市鳥居町19番地8
社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

2-9 災害時における協力に関する協定書

紀宝町（以下「甲」という。）と三重県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、被災者等の支援のために必要となる行政書士業務について、次のとおり協定を締結する。

（対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの、及びそれと同程度の災害等で甲が乙の協力が必要であると認めたものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害の発生時等に、行政書士業務の必要性が生じたときは、第1号様式により乙に対して協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務並びに法令等に基づき行政書士が行うことができる業務と同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援相談窓口の設置
- （2）甲への乙の会員派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（対応体制の整備等）

第4条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努めるものとする。

2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段及び業務責任者等を定め、業務に支障を来さないよう連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみにて対応困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の関係団体等に支援を求めることができるものとする。

（訓練協力）

第5条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議のうえ、これに協力するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1号に基づく業務にかかる費用について、被災者支援相談窓口の設置（業務場所）にかかる賃借料は、甲の負担とし、その他相談料、派遣費用等については乙の負

担とする。

- 2 第3条第2号及び第3号に基づく業務にかかる費用については、原則として甲の負担とし、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(損害補償)

第7条 第3条に基づき業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ、補償等の対応にあたるものとする。

- 2 乙又は乙の会員は、前項の事実が発生したときは、速やかに、その状況を書面により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更等について申し出がないときは、この協定は期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、この協定が履行される見込みがないと認めるとき、又は乙に災害支援の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限にかかわらず、この協定を解除することができる。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年 5月 9日

甲 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地
紀宝町
町長

乙 三重県津市広明町328番地

三重県行政書士会
会長

2-10 三重県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防組合（以下「市町等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、三重県全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害とは、次の各号に定める災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害及び事故等により被害が発生した市町等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町等の応援の必要がある災害

(応援隊の編成)

第4条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊（以下、「応援隊」という。）によるものとする。ただし、消防団の応援については、地域実情に応じて行い、その出動については市町の長、消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定の経費負担に関する事項のみ適用するものとする。

(応援要請)

第5条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、第3条第1号の災害が発生した場合、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に知事を通じて応援要請を行うことができる。

2 知事は、前項に規定する要請があった場合、受援側の長、応援側の長及び代表消防機関の長に対し必要な指導及び連絡調整を行うものとする。

3 受援側の長は、第3条第2号の災害が発生した場合、隣接する市町等の長に応援要請を行うことができる。この場合において、隣接市町等の長（以下「隣接応援側の長」という。）がその災害等の発生を覚知し、応援隊を派遣した時は、これを要請に基づく応援とみなす。

(いとまなき場合の応援)

第6条 応援側の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援隊を出動させることができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

2 知事又は代表消防機関の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害

の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援側の長に応援隊の出動を要請することができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

(応援要請方法等)

第7条 応援要請方法等、この協定の実施に必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に基づくものとする。

2 前項の計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町等の消防長が協議して定めるものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援側の長は、第5条第1項、第3項又は第6条第2項の規定により応援要請を受けたとき、応援側の市町等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、第5条第1項又は第6条第2項の要請を受け応援隊を派遣する場合、知事及び代表消防機関の長に対し、出動部隊、隊員の氏名、無線の呼び出し名称等必要な事項について報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、受援側の長又はその委任を受けた者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接行うことができるものとする。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮を受け活動した場合、その結果について適宜、受援側の長又はその委任を受けた者に報告するものとする。

(経費負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号によるものとする。

(1) 受援側の長が負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費、食料費

イ 当該応援のために特別に必要なとなった修理費

ウ 賞じゅつ金等（当該対象となる者が属する市町等の条例に基づき算出した額とする。）

エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側の市町等に対して当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額とする。）

ただし、応援側の市町等の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は応援側の市町等の負担とする。

オ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等資材費

(2) 応援側の長又は隣接応援側の長が負担する経費

ア 旅費、出動手当

イ 公務災害補償に要する経費

ウ 被災地への移動中及び被災地からの帰還中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費

(事務局)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、本協定に関する事務局を三重県に置くものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができるものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定を締結した市町等が、当該市町等の中で締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

(代表消防機関)

第14条 この協定に規定する代表消防機関は、四日市市消防本部とする。

2 代表消防機関が、その任務を遂行できない場合には、津市消防本部又は知事が指名した消防本部が代行消防機関としてその任務を遂行するものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年3月1日から施行する。

2 この協定の締結に伴い、平成10年7月1日に締結した「三重県内消防相互応援協定」は廃止する。

3 この協定の成立を証するため協定書35通を作成し、県及び協定市町等において各1通を保管する。

三重県消防広域応援基本計画

1 趣旨

この計画は、「三重県内消防相互応援協定」（平成 19 年 3 月 1 日締結。以下「県内応援協定」という。）第 7 条第 1 項に基づき、県内応援協定第 4 条に規定する応援隊の応援要請及び応援出動を円滑かつ迅速に行うために必要な事項を定めるものとする。

2 協定区域

協定区域は、県内応援協定第 2 条に規定する三重県全域とする。ただし、事後に現場が隣接府県内であることが判明した場合は、当該現場を協定区域に含めるものとする。

3 三重県内消防相互応援隊

三重県内消防相互応援隊とは、消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき応援出動する応援隊をいい、応援可能隊は原則として法第 45 条第 4 項の規定に基づいて登録した緊急消防援助隊三重県大隊と同様とする。

ただし、登録車両以外の車両で災害対応のために必要な車両は、その車両を派遣する消防本部と三重県が協議するものとする。

4 三重県内消防相互応援隊の構成

- (1) 三重県内消防相互応援隊の基本的な構成単位は、大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ三重県大隊長、中隊長、小隊長とする。
- (2) 三重県大隊長（以下「大隊長」という。）は県内応援協定第 14 条第 1 項に規定する代表消防機関の職員をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、県内応援協定第 14 条第 2 項に規定する津市消防本部又は代行消防機関（以下「代行消防機関」という。）の職員をもってこれに充てる。

5 三重県内消防相互応援隊の編成

- (1) 三重県内消防相互応援隊の編成については、三重県より連絡を受けた代表消防機関と代行消防機関が調整を行うものとする。
- (2) 三重県内消防相互応援隊は、指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊及び後方支援小隊並びに県に設置された航空隊（以下「航空隊」という。）のうちから、被災市町において行う消防の支援等に必要の小隊をもって編成する。
- (3) 原則、三重県内消防相互応援隊は、指揮隊を編成するものとするが、被災市町近隣の消防本部の小隊編成のみで対応できる場合に限り、指揮隊及び後方支援小隊を編成しな

いことができる。

- (4) 大隊の編成は、県単位とし、「三重県内消防相互応援隊」と呼称する。
- (5) 中隊の編成は、応援等出動状況に応じ、大隊長が各消防本部又は消火、救助、救急等の任務などに応じて編成し、「(〇〇消防本部) 中隊」又は「(消火等) 中隊」と呼称する。
- (6) 小隊の編成は、各車両又は付加された任務ごととし、「(消火等) 小隊 (又は各消防本部の呼出し名称)」と呼称する。
- (7) 一般の毒劇物災害、毒性物質若しくは、これと同等の毒性を有する物質の発散又はその恐れがある事故により生ずる災害 (以下「C災害」という。) 及び生物剤若しくは毒素の発散又はその恐れがある事故により生ずる災害 (以下「B災害」という。) 等に対応するための毒劇物等対応隊並びに石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応するための大規模危険物火災等対応隊が必要な場合は、特殊災害小 (中) 隊として特別に編成するものとする。
- (8) はしご車隊及びその他特殊な装備を用いた消防活動を行うために必要な場合には、特殊装備小隊を編成するものとする。

6 各隊等の任務

各隊等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 大隊長は、三重県内消防相互応援隊を統括して被災市町に赴くとともに、県内応援協定第9条第1項に規定する受援側の長、又はその委任を受けた者 (以下「指揮者」という。) の指揮を受け、被災市町における三重県内消防相互応援隊を管理し、活動の指揮を行うものとする。

ただし、大隊長が出動しない場合にあっては、指揮者が中隊長等を指名し、三重県内消防相互応援隊の活動を指揮するものとする。

- (2) 指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の任務は、次のとおりとする。

ア 指揮隊

大隊長が、三重県内消防相互応援隊の活動を指揮する。

「原則、被災市町を管轄する消防本部にて、活動支援するための情報収集を実施後、災害現場へ向かうものとする。なお、災害規模等に応じて、前進指揮所が必要な場合は、大隊長から代行消防機関へ依頼するものとする。」

イ 消火小隊

主として被災市町における消火活動を行うこと。

ウ 救助小隊

主として被災市町における要救助者の検索、救助活動を行うこと。

エ 救急小隊

主として被災市町における救急活動を行うこと。

オ 特殊災害小（中）隊

主として被災市町における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。

カ 特殊装備小隊

主として被災市町における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

キ 後方支援小隊

「緊急消防援助隊三重県大隊及び三重県内消防相互応援隊における後方支援中隊活動要綱」（以下「後方支援活動要綱」という。）に準じ、支援等の活動を行うこと。

- (3) 航空隊は、主として被災市町における航空機を用いた消防支援活動を行うこと。

7 装備の基準

(1) 各小隊

各小隊の装備の基準は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画第2章第4節」、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱第9条及び運用要綱第10条」、「緊急消防援助隊三重県大隊及び三重県内消防相互応援隊における後方支援中隊活動要綱」に準ずるものとする。

(2) 航空隊

ア 航空隊は、機種に応じて必要とされる操縦士、整備士及び2人以上の救助隊員その他の消防活動を行うために必要な隊員で構成されるものであること。

イ 航空隊は、ヘリコプターを備えること。

ウ 航空隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、テレビ電送システム等のうちその用途に応じて必要なものを備えること。

8 情報連絡体制

- (1) 迅速かつ効率的な応援活動を実施するため、県内の消防本部を「別表1」のとおり4ブロックに分割し、情報連絡体制は原則として「別表2」によるものとする。

- (2) 情報連絡等の窓口は、「別表3」及び「別表3-1」によるものとする。

9 応援要請

- (1) 県内応援協定第5条第1項及び三重県防災ヘリコプター支援協定（平成25年3月1日締結）第4条に規定する応援要請は、「別記様式1」により速やかに知事を通じて報告するものとする。

- (2) 知事は、被災地の市町長から「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」第4条に基づく連絡が行われた時は、「別記様式1」による要請が当該連絡と同時にあったものとみなす。

- (3) 被災地の市町長は、災害規模を鑑みて近隣市町長に対してのみ応援要請を行う場合は、直接、近隣市町長へ応援要請を行うとともに、併せて三重県及び代表消防機関に対して「別記様式1」により報告するものとする。
- (4) 応援要請から、三重県内消防相互応援隊の出動に係る流れは、「別図1」のとおりとし、上記(3)の近隣のみのおおりの場合は、「別図2」のとおりとする。

10 出動準備

- (1) 知事は、前9により応援要請を受けた場合、又は県内応援協定第6条第2項の規定に基づき応援が必要と認められる場合は、被災市町以外の消防本部の長に対して「別記様式2」により通知し、出動可能隊数を報告させるものとする。

ただし、前9(3)による応援要請の場合は、出動する応援市町長、代表消防機関の長及び代行消防機関の長へ「別記様式4」及び「別記様式4付表」により連絡する。
- (2) 前号により報告を求められた被災市町以外の消防本部の長は、出動準備を行うとともに、「別記様式3」により15分以内に知事及び代表消防機関の長に対して報告するものとする。
- (3) 各消防本部は、県内において震度5弱以上の地震災害が発生した場合、管内の被害状況を調査の上、他の市町への応援の可否について判断し、応援可能な消防本部の長は、知事からの「別記様式2」による出動準備及び出動可能隊数の報告の求めを待つことなく出動準備を行うとともに、「別記様式3」により、直ちに可能隊数を知事及び代表消防機関の長に対して報告するものとする。
- (4) 三重県は、三重県内消防相互応援隊の出動の要否について代表消防機関と協議し、三重県内消防相互応援隊の出動を必要としないと判断した場合、「別記様式6」により全ての消防本部に対して出動準備の解除を通知する。

11 三重県内消防相互応援隊の出動

- (1) 前10(2)の報告を受けた知事は、応援市町長等に対して次の事項を明らかにして、「別記様式4」及び「別記様式4付表」により速やかに三重県内消防相互応援隊の出動を要請するものとする。
 - ア 災害発生日時
 - イ 災害状況
 - ウ 必要小隊名・数、車両、資機材
- (2) 三重県内消防相互応援隊の集結場所及び集合時間は、三重県と代表消防機関が協議して決定し、速やかに出動する消防本部へ連絡する。

ただし、前9(3)による応援要請の場合は、被災市町を管轄する消防本部へ出動する。
- (3) 前号の報告を受けた知事は、速やかに被災地の市町長に対して「別記様式4付表」を

送付するとともに、三重県内消防相互応援隊の出動規模等を連絡する。

- (4) 応援要請を受けた応援市町等の消防本部の長及び知事は、速やかに三重県内消防相互応援隊を出動させるものとする。なお、出動隊は、災害規模を鑑み、原則、日用品、被服、寝袋等の個人装備のほか72時間活動可能な食糧、飲料水等を出動時に携行するものとする。

- (5) 三重県内消防相互応援隊を出動させた応援市町等の消防本部の長は、「別記様式5」により直ちに次の事項を知事及び代表消防機関に対して報告するものとする。

なお、前9(3)による応援要請の場合は、出動隊の小隊長が受援側の指揮者へ「別記様式5」により報告するものとする。

ア 出動隊数、車両等

イ 出動隊員の氏名、血液型等

ウ 携帯電話番号

エ 集結場所到着予定時刻

オ その他必要な事項

- (6) 三重県内消防相互応援隊として出動した各消防本部中隊の中隊長は、三重県大隊の集結場所又は進出拠点に到着後、速やかに三重県大隊長に対して到着の報告を行うとともに、「別記様式5」の写しを提出するものとする。

12 後方支援本部の設置

- (1) 三重県内消防相互応援隊を出動させたときは、円滑な後方支援を実施するため、原則として代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

ただし、前9(3)に基づく応援要請の場合は、災害規模に応じて後方支援本部を設置しないことができる。

- (2) 後方支援本部は、三重県内消防相互応援隊の出動から帰署における後方支援を円滑に実施するため、次の任務を行うものとする。

ア 三重県大隊長及び後方支援中隊長との各種連絡

イ 三重県内消防相互応援隊の集結、出動、活動等及び交替要員確保に係る調整

ウ 三重県内消防本部へ活動状況に関する連絡調整及び情報提供等

エ 三重県との連絡調整及び情報提供等

- (3) 代表消防機関の長は、円滑な後方支援本部運営のため必要と認める場合は、知事及び登録市町の消防本部の長に対し、職員の派遣を依頼することができるものとし、交代要員の確保、職員の交代等について協議及び調整する。

- (4) 前項の規定による派遣に係る経費は、当該職員の所属組織の負担とする。

13 指揮体制

- (1) 三重県内消防相互応援隊は、被災市町において、法第 47 条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（航空隊については法第 48 条の規定による。）活動するものとする。
なお、法第 45 条に規定する緊急消防援助隊とは指揮命令が異なる。
- (2) 三重県内消防相互応援隊は、被災市町で活動を行う緊急消防援助隊と緊密に連携するものとする。
- (3) 大隊長は、指揮者の指揮の下、三重県内消防相互応援隊を管理し、活動の指揮を行うものとする。
なお、大隊長が出動しない場合は、指揮者から指名された中隊長等が指揮を行うものとする。
- (4) 中隊長は、大隊長の指揮の下、小隊長以下の指揮を行うものとする。

14 現場到着

大隊長は現場到着後速やかに、人員、車両、資機材等の内容を指揮者に報告し、次の事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) その他活動上必要な事項

15 活動報告等

- (1) 大隊長は、災害状況、三重県内消防相互応援隊の活動状況及びその他必要な事項を活動終了後、知事に対して報告するものとする。
なお、大隊長が出動していない事案については、指揮者から指名された中隊長等が所属する消防本部が知事に対して報告するものとする。
- (2) 知事は、前項の内容について、後方支援本部と緊密に連携をとるものとする。
- (3) 後方支援本部は、災害状況、三重県内消防相互応援隊の活動状況、その他必要な事項について適宜、知事に対して報告するものとする。

16 通信連絡体制

通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 関係機関間の通信連絡は、防災行政無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用すること。

(2) 三重県内消防相互応援隊相互の通信は、主運用波を使用すること。

17 活動終了

大隊長は、指揮者の引き揚げ指示があった場合には、現場における活動を終了し、次の事項を指揮者に報告するものとする。

なお、大隊長が出動していない場合は、指揮者から指名された中隊長等が指揮者へ報告するものとする。

- (1) 三重県内消防相互応援隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

18 帰署（所）報告

三重県内消防相互応援隊が帰署（所）した場合には、当該隊の属する消防本部は、その旨を知事及び代表消防機関に対して報告する。

19 活動結果報告

出動した三重県内消防相互応援隊の所属する消防本部は、知事及び代表消防機関に対して「別記様式7」により、次の事項を報告するものとする。

- (1) 消防本部名
- (2) 出動隊数及び隊員数
- (3) 活動開始日時、活動時間
- (4) 活動場所
- (5) 活動概要
- (6) 使用資機材
- (7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況
- (8) その他特記事項

20 適用除外

この計画は、県内応援協定第5条第3項に規定する応援要請（隣接の応援）には適用しない。

附 則

この計画は平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この計画は平成19年 7月 1日から施行する。

附 則

この計画は平成21年 7月 8日から施行する。

附 則

この計画は平成22年 7月 1日から施行する。

附 則

この計画は平成24年 2月 8日から施行する。

附 則

この計画は平成24年 8月 17日から施行する。

附 則

この計画は平成24年 11月 15日から施行する。

附 則

この計画は平成25年 6月 1日から施行する。

附 則

この計画は平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この計画は平成29年 10月 1日から施行する。

附 則

この計画は令和 3年 4月 16日から施行する。

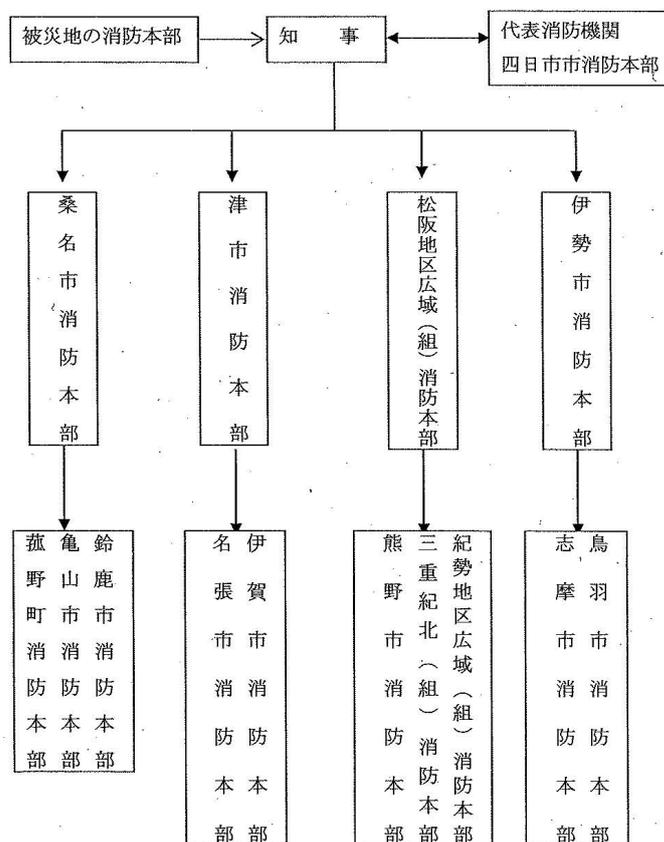
《別表1》

ブロック別一覧表

ブロック名	ブロック長	構成消防本部
北勢	桑名市消防本部	桑名市消防本部 四日市市消防本部 鈴鹿市消防本部 亀山市消防本部 菰野町消防本部
中勢・伊賀	津市消防本部	津市消防本部 伊賀市消防本部 名張市消防本部
松阪・紀勢・東紀州	松阪地区広域消防組合消防本部	松阪地区広域消防組合消防本部 紀勢地区広域消防組合消防本部 三重紀北消防組合消防本部 熊野市消防本部
伊勢・志摩	伊勢市消防本部	伊勢市消防本部 鳥羽市消防本部 志摩市消防本部

《別表2》

情報連絡体制



《別表3》

連絡先一覧表(県関係機関から他機関への連絡体制)

※ 一般回線(PHS)から防災行政無線にダイヤルする際は、(8)をダイヤル
無線専用電話から防災行政無線にダイヤルする際は、(8)はダイヤルしない

※ P(ボース)は入力または間隔を空ける

(1) 消防庁(県関係機関から)

時間	連絡先	消防行政無線 (内線)	消防行政無線 (PAX)	NTT 電話	NTT FAX	地域衛星回線 (内線)	地域衛星回線 (FAX)	備考
昼間	消防本部	30-4333	30-4933	03-5253-7577	03-5253-7537	(8)-7-048-500-90-4333	(8)-7-048-500-90-4933	平時
夜間	消防本部	30-4319	30-4933	03-5253-7577	03-5253-7537	(8)-7-048-500-90-4303	(8)-7-048-500-90-4903	平時
	消防本部	30-4319	30-4933	03-5253-7527	03-5253-7552	(8)-7-048-500-90-49173	(8)-7-048-500-90-49036	

(2) 三重県(県関係機関から)

連絡先	消防行政無線 (地上系)	消防行政無線 (地上系FAX)	NTT 電話	NTT FAX	消防行政無線 (衛星系)	消防行政無線 (衛星系FAX)	備考
消防・保安課	(8)-20-8-2108	(8)-20-8-2199	059-224-2108	059-224-2199	(8)-7-101-8-2108	(8)-7-101-8-2199	
消防本部	消防行政無線 (地上系)	消防行政無線 (地上系FAX)	NTT 電話	NTT FAX	消防行政無線 (衛星系)	消防行政無線 (衛星系FAX)	
三重県消防総監室	消防行政無線 (地上系)	消防行政無線 (地上系FAX)	NTT 電話	NTT FAX	消防行政無線 (衛星系)	消防行政無線 (衛星系FAX)	

(3) 県内消防本部及び災害対策本部等(県関係機関から)

連絡先	消防行政無線 (地上系)	消防行政無線 (地上系FAX)	NTT 電話	NTT FAX	消防行政無線 (衛星系)	消防行政無線 (衛星系FAX)	備考
四日市市消防本部	消防本部	(8)-5-804-21	059-356-2004	059-356-2016	(8)-7-202-21	(8)-7-P-202-29	
津市消防本部	消防本部	(8)-5-807-11	059-254-0119	059-254-4100	(8)-7-807-11	(8)-7-P-807-19	
桑名市消防本部	消防本部	(8)-5-801-21	0594-24-0119	0594-24-5285	(8)-7-205-21	(8)-7-P-205-29	
津町消防本部	消防本部	(8)-5-803-21	059-394-3257	059-394-5766	(8)-7-341-21	(8)-7-P-341-29	
鈴鹿市消防本部	消防本部	(8)-5-805-11	059-382-0500	059-389-0326	(8)-7-805-11	(8)-7-P-805-19	
亀山市消防本部	消防本部	(8)-5-802-11	0598-82-0244	0598-83-5711	(8)-7-802-11	(8)-7-P-802-19	
松阪地区広域(組)消防本部	消防本部	(8)-5-810-11	0598-25-0119	0598-21-6282	(8)-7-810-11	(8)-7-P-810-19	
伊勢市消防本部	消防本部	(8)-5-811-11	0596-25-1261	0596-25-2880	(8)-7-811-11	(8)-7-P-811-19	
鳥羽市消防本部	消防本部	(8)-5-812-11	0599-25-2821	0599-25-5024	(8)-7-812-11	(8)-7-P-812-19	
志摩市消防本部	消防本部	(8)-5-813-11	0599-43-1418	0599-43-0499	(8)-7-813-11	(8)-7-P-813-19	
紀勢地区広域(組)消防本部	消防本部	(8)-5-816-21	0598-82-3611	0598-82-3633	(8)-7-443-21	(8)-7-P-443-29	
三重北(組)消防本部	消防本部	(8)-5-814-11	0597-23-2119	0597-25-1378	(8)-7-814-11	(8)-7-P-814-19	

《別表3》

(3) 県内消防本部及び災害対策本部等(関係係機関カ)

消防行政業務 (地上系)	消防行政業務 (地上系FAX)	NTT 電話	NTT FAX	消防行政業務 (衛星系)	消防行政業務 (衛星系FAX)	備考
消防本部	(0)5-815-11	0597-89-0119	0597-89-4430	(0)7-615-11	(0)7-P-815-19	
伊賀市消防本部	(0)5-808-11	0595-24-9110	0595-24-3544	(0)7-808-11	(0)7-P-808-19	
三重県消防本部	(0)5-809-11	0595-63-1190	0595-62-5859	(0)7-809-11	(0)7-P-809-19	
三重県災害対策本部	(0)20-640	059-224-2189	0594-24-2199	(0)7-101-640	(0)7-P-101-625(代)~630	
桑名地方災害対策本部	(0)21-611	0594-24-3800	0594-24-3795	(0)7-121-611	(0)7-P-121-613	
四日市地方災害対策本部	(0)22-611	059-352-0556	059-352-0553	(0)7-122-611	(0)7-P-122-613	
鈴鹿地方災害対策本部	(0)40-611	059-382-9785	059-382-9792	(0)7-140-611	(0)7-P-140-613	
津地方災害対策本部	(0)23-611	059-223-5300	059-337-3170	(0)7-123-611	(0)7-P-123-613	
伊賀地方災害対策本部	(0)29-611	0595-24-8003	0595-24-8010	(0)7-128-611	(0)7-P-128-613	
松阪地方災害対策本部	(0)25-611	0598-50-0503	0598-50-0618	(0)7-125-611	(0)7-P-125-613	
伊勢地方災害対策本部	(0)26-611	0596-27-5115	0596-27-5251	(0)7-126-611	(0)7-P-126-613	
尾鷲地方災害対策本部	(0)27-611	0597-23-3400	0597-23-2130	(0)7-127-611	(0)7-P-127-613	
熊野地方災害対策本部	(0)28-611	0597-89-6101	0597-89-6107	(0)7-128-611	(0)7-P-128-613	
津市災害対策本部	(0)45-201-**-11	059-228-3104	059-228-6247	(0)7-201-11	(0)7-P-201-19	
四日市災害対策本部	(0)45-202-**-11	059-354-8119	059-350-3022	(0)7-202-11	(0)7-P-202-19	
伊勢市災害対策本部	(0)45-203-**-11	0596-21-5523	0596-21-5522	(0)7-203-11	(0)7-P-203-19	
松阪市災害対策本部	(0)45-204-**-11	0598-53-4313	0598-22-1055	(0)7-204-11	(0)7-P-204-19	
桑名市災害対策本部	(0)45-205-**-11	0594-24-1185	0594-24-1350	(0)7-205-11	(0)7-P-205-19	
鈴鹿市災害対策本部	(0)45-207-**-11	059-382-9968	059-382-7603	(0)7-207-11	(0)7-P-207-19	
名張市災害対策本部	(0)45-208-**-11	0595-63-7271	0595-64-0089	(0)7-208-11	(0)7-P-208-19	
尾鷲市災害対策本部	(0)45-209-**-11	0597-23-8118	0597-22-9343	(0)7-209-11	(0)7-P-209-19	
亀山市災害対策本部	(0)45-210-**-11	0595-84-5035	0595-82-9955	(0)7-210-11	(0)7-P-210-19	
鳥羽市災害対策本部	(0)5-211-11	0599-28-1118	0599-28-1138	(0)7-211-11	(0)7-P-211-19	
熊野市災害対策本部	(0)45-212-**-11	0597-89-4111	0597-89-4277	(0)7-212-11	(0)7-P-212-19	
いなべ市災害対策本部	(0)45-322-**-11	0594-74-5898	0594-74-5160	(0)7-322-11	(0)7-P-322-19	
志摩市災害対策本部	(0)45-215-**-11	0599-44-0203	0599-44-5252	(0)7-215-11	(0)7-P-215-19	
伊賀市災害対策本部	(0)45-206-**-11	0595-22-9640	0595-24-0444	(0)7-206-11	(0)7-P-206-19	

《別表3》

(3) 県内消防本部及び災害対策本部等(県関係機関から)

連絡先	防災行政無線 (地上系)	防災行政無線 (地上系FAX)	NTT 電話	NTT FAX	防災行政無線 (衛星系)	防災行政無線 (衛星系FAX)	備考
水戸市消防本部	危機管理課 (0)45-303-**-11	(0)650-PPP-303-PPP-0	0567-68-6101	0567-68-3792	(0)7-303-11	(0)7-P-303-19	
東戸町消防本部	環境防災課 (0)45-324-**-11	(0)650-PPP-324-PPP-0	0594-86-2824	0594-86-2850	(0)7-324-11	(0)7-P-324-19	
黒野町消防本部	総務課 (0)45-341-**-11	(0)650-PPP-341-PPP-0	059-391-1100	059-394-3199	(0)7-341-11	(0)7-P-341-19	
朝日町消防本部	総務課 (0)45-343-**-11	(0)650-PPP-343-PPP-0	059-377-5651	059-377-2790	(0)7-343-11	(0)7-P-343-19	
川越町消防本部	総務課 (0)45-344-**-11	(0)650-PPP-344-PPP-0	059-366-7113	059-364-2568	(0)7-344-11	(0)7-P-344-19	
多気町消防本部	総務課 (0)45-441-**-11	(0)650-PPP-441-PPP-0	0598-38-1111	0598-38-1140	(0)7-441-11	(0)7-P-441-19	
明和町消防本部	防災企画課 (0)45-442-**-11	(0)650-PPP-442-PPP-0	0596-52-7110	0596-52-7133	(0)7-442-11	(0)7-P-442-19	
大台町消防本部	総務課 (0)45-443-**-11	(0)650-PPP-443-PPP-0	0598-82-3781	0598-82-1818	(0)7-443-11	(0)7-P-443-19	
玉城町消防本部	総務課 (0)45-461-**-11	(0)650-PPP-461-PPP-0	0596-58-8200	0596-58-4494	(0)7-461-11	(0)7-P-461-19	
康倉町消防本部	総務課 (0)45-470-**-11	(0)650-PPP-470-PPP-0	0596-62-1111	0596-62-1847	(0)7-470-11	(0)7-P-470-19	
大和町消防本部	防災安全課 (0)45-466-**-11	(0)650-PPP-466-PPP-0	0598-86-2212	0598-84-8568	(0)7-466-11	(0)7-P-466-19	
南伊勢町消防本部	総務課 (0)45-464-**-11	(0)650-PPP-464-PPP-0	0599-66-1111	0599-66-1904	(0)7-464-11	(0)7-P-464-19	
紀北町消防本部	危機管理課 (0)45-543-**-11	(0)650-PPP-543-PPP-0	0597-46-3114	0597-47-5909	(0)7-543-11	(0)7-P-543-19	
御浜町消防本部	防災課 (0)45-561-**-11	(0)650-PPP-561-PPP-0	05979-3-0507	05979-3-3502	(0)7-561-11	(0)7-P-561-19	
紀宝町消防本部	総務課 (0)45-564-**-11	(0)650-PPP-564-PPP-0	0735-33-0335	0735-32-1244	(0)7-564-11	(0)7-P-564-19	

《別表3-1》

連絡先一覧表(消防本部、市町等から他機関への連絡体制)

※ 防災行政無線の電話番号は、【無線専用電話】からのダイヤル番号

※ P(ボーズ)は入力または間隔を空ける

(1) 消防庁(消防本部、市町等から)

時間 帯別	連絡先	NTT 電話	NTT FAX	地域衛星回線 (内線)	地域衛星回線 (FAX)	備考
昼間 夜間	災害対策本部	03-5253-7527	03-5253-7527	7-048-500-90-43433 7-048-500-90-49102	7-048-500-90-49033 7-048-500-90-49036	平時 平時

(2) 三重県(消防本部、市町等から)

時間 帯別	連絡先	防災行政無線 (地上系)	防災行政無線 (地上系FAX)	NTT 電話	NTT FAX	防災行政無線 (衛星系)	防災行政無線 (衛星系FAX)	備考
昼間 夜間	消防・保安課	8-**-8-2108	8-099-**-8-2199	059-224-2108	059-224-2199	7-101-8-2108	0-P-7-P-101-8-2199	
昼間 夜間	消防航空隊	8-145-**-11	8-145	059-235-2555	059-235-2557	防災行政無線 (衛星系)	防災行政無線 (衛星系FAX)	

(3) 県内消防本部及び災害対策本部等(消防本部、市町等から)

連絡先	防災行政無線 (地上系)	防災行政無線 (地上系FAX)	NTT 電話	NTT FAX	防災行政無線 (衛星系)	防災行政無線 (衛星系FAX)	備考
四日市市消防本部	8-804-**-21	8-804	059-356-2004	059-356-2016	7-202-21	0-P-7-P-202-29	
津市消防本部	8-807-**-11	8-807	059-254-0119	059-256-4100	7-807-11	0-P-7-P-807-19	
桑名市消防本部	8-801-**-21	8-801	0594-24-0119	0594-24-5285	7-205-21	0-P-7-P-205-29	
菟野町消防本部	8-803-**-21	8-803	059-394-3257	059-394-5766	7-341-21	0-P-7-P-341-29	
鈴鹿市消防本部	8-805-**-11	8-805	059-382-0500	059-369-0326	7-805-11	0-P-7-P-805-19	
亀山市消防本部	8-802-**-11	8-802	0595-82-0244	0595-83-5711	7-802-11	0-P-7-P-802-19	
松阪地区広域(組)消防本部	8-810-**-11	8-810	0598-25-0119	0598-21-6282	7-810-11	0-P-7-P-810-19	
伊勢市消防本部	8-811-**-11	8-811	0596-25-1261	0596-26-2880	7-811-11	0-P-7-P-811-19	
鳥羽市消防本部	8-812-**-11	8-812	0599-25-2821	0599-26-5024	7-812-11	0-P-7-P-812-19	
志摩市消防本部	8-813-**-11	8-813	0599-43-1418	0599-43-0499	7-813-11	0-P-7-P-813-19	
紀勢地区広域(組)消防本部	8-816-**-21	8-816	0598-82-3611	0598-82-3633	7-443-21	0-P-7-P-443-29	
三重県北(組)消防本部	8-814-**-11	8-814	0597-23-2119	0597-23-1378	7-814-11	0-P-7-P-814-19	

《別表3-1》

(3) 県内消防本部及び災害対策本部等(消防本部、市町等から)

連絡先	防災行政無線 (地上系)	防災行政無線 (地上系FAX)	NTT 電話	NTT FAX	防災行政無線 (衛星系)	防災行政無線 (衛星系FAX)	備考
熊野市消防本部	8-615-**-11	8-615	0597-89-0119	0597-89-4430	7-815-11	0-P-7-P-815-19	
伊賀市消防本部	8-608-**-11	8-608	0595-24-9110	0595-24-3544	7-808-11	0-P-7-P-808-19	
名張市消防本部	8-609-**-11	8-609	0595-63-1190	0595-62-5859	7-809-11	0-P-7-P-809-19	
三重県災害対策本部	8-**-640	8-099-**-625(代)~630	059-224-2189	059-224-2199	7-101-640	0-P-7-P-101-625(代)~630	
桑名地方災害対策部	8-**-21-611	8-099-**-21-613	0594-24-3600	0594-24-3795	7-121-611	0-P-7-P-121-613	
四日市地方災害対策部	8-**-22-611	8-099-**-22-613	059-352-0556	059-352-0553	7-122-611	0-P-7-P-122-613	
鈴鹿地方災害対策部	8-**-40-611	8-099-**-40-613	059-382-9785	059-382-9792	7-140-611	0-P-7-P-140-613	
津地方災害対策部	8-**-23-611	8-099-**-23-613	059-223-5300	059-337-3170	7-123-611	0-P-7-P-123-613	
伊賀地方災害対策部	8-**-29-611	8-099-**-29-613	0595-24-8003	0595-24-8010	7-129-611	0-P-7-P-129-613	
松阪地方災害対策部	8-**-25-611	8-099-**-25-613	0598-50-0503	0598-50-0618	7-125-611	0-P-7-P-125-613	
伊勢地方災害対策部	8-**-26-611	8-099-**-26-613	0596-27-5115	0596-27-5251	7-126-611	0-P-7-P-126-613	
尾鷲地方災害対策部	8-**-27-611	8-099-**-27-613	0597-23-3400	0597-23-2130	7-127-611	0-P-7-P-127-613	
熊野地方災害対策部	8-**-28-611	8-099-**-28-613	0597-89-6101	0597-89-6107	7-128-611	0-P-7-P-128-613	
津市災害対策本部	8-201-**-11	8-201	059-229-3104	059-223-6247	7-201-11	0-P-7-P-201-19	
四日市市災害対策本部	8-202-**-11	8-202	059-354-8119	059-350-3022	7-202-11	0-P-7-P-202-19	
伊勢市災害対策本部	8-203-**-11	8-203	0596-21-5523	0596-21-5522	7-203-11	0-P-7-P-203-19	
松阪市災害対策本部	8-204-**-11	8-204	0598-53-4313	0598-22-1055	7-204-11	0-P-7-P-204-19	
桑名市災害対策本部	8-205-**-11	8-205	0594-24-1185	0594-24-1350	7-205-11	0-P-7-P-205-19	
鈴鹿市災害対策本部	8-207-**-11	8-207	059-382-9968	059-382-7603	7-207-11	0-P-7-P-207-19	
名張市災害対策本部	8-208-**-11	8-208	0595-63-7271	0595-64-0089	7-208-11	0-P-7-P-208-19	
尾鷲市災害対策本部	8-209-**-11	8-209	0597-23-8118	0597-22-9343	7-209-11	0-P-7-P-209-19	
亀山市災害対策本部	8-210-**-11	8-210	0595-84-5035	0595-82-9955	7-210-11	0-P-7-P-210-19	
鳥羽市災害対策本部	8-211-**-11	8-211	0599-25-1118	0599-25-1138	7-211-11	0-P-7-P-211-19	
熊野市災害対策本部	8-212-**-11	8-212	0597-89-4111	0597-89-4277	7-212-11	0-P-7-P-212-19	
v/v/v~市災害対策本部	8-322-**-11	8-322	0594-86-7746	0594-86-7859	7-322-11	0-P-7-P-322-19	
志摩市災害対策本部	8-215-**-11	8-215	0599-44-0203	0599-44-5252	7-215-11	0-P-7-P-215-19	
伊賀市災害対策本部	8-206-**-11	8-206	0595-22-9640	0595-24-0444	7-206-11	0-P-7-P-206-19	

《別表3-1》

(3) 県内消防本部等(消防本部、市町等から)

連絡先	消防行政無線 (地上系)	消防行政無線 (地上系FAX)	NTT 電話	NTT FAX	消防行政無線 (衛星系)	消防行政無線 (衛星系FAX)	備考
木曾町災害対策本部	8-303-**-11	8-303	0567-68-6101	0567-68-3792	7-303-11	0-P-7-P-303-19	
東員町災害対策本部	8-324-**-11	8-324	0594-86-2824	0594-86-2850	7-324-11	0-P-7-P-324-19	
孤野町災害対策本部	8-341-**-11	8-341	059-391-1100	059-394-3199	7-341-11	0-P-7-P-341-19	
朝日町災害対策本部	8-343-**-11	8-343	059-377-5651	059-377-2790	7-343-11	0-P-7-P-343-19	
川越町災害対策本部	8-344-**-11	8-344	059-366-7113	059-364-2568	7-344-11	0-P-7-P-344-19	
多気町災害対策本部	8-441-**-11	8-441	0598-38-1111	0598-38-1140	7-441-11	0-P-7-P-441-19	
明和町災害対策本部	8-442-**-11	8-442	0596-52-7110	0596-52-7133	7-442-11	0-P-7-P-442-19	
大台町災害対策本部	8-443-**-11	8-443	0598-82-3781	0598-82-1618	7-443-11	0-P-7-P-443-19	
玉城町災害対策本部	8-461-**-11	8-461	0596-58-8200	0596-58-4494	7-461-11	0-P-7-P-461-19	
鹿会町災害対策本部	8-470-**-11	8-470	0596-82-1111	0596-82-1647	7-470-11	0-P-7-P-470-19	
大紀町災害対策本部	8-466-**-11	8-466	0598-86-2212	0598-84-8568	7-466-11	0-P-7-P-466-19	
津伊勢町災害対策本部	8-464-**-11	8-464	0599-66-1111	0599-66-1904	7-464-11	0-P-7-P-464-19	
紀北町災害対策本部	8-543-**-11	8-543	0597-46-3114	0597-47-5909	7-543-11	0-P-7-P-543-19	
御妻町災害対策本部	8-561-**-11	8-561	05979-3-0507	05979-3-3502	7-561-11	0-P-7-P-561-19	
紀宝町災害対策本部	8-564-**-11	8-564	0735-83-0335	0735-82-1244	7-564-11	0-P-7-P-564-19	

《別表4》

地上部隊進出拠点及び到達ルート

管内	主要ルート	所在地・名称	座標	面積 (㎡)	駐車可能台数	管轄消防本部
桑名地域 防災総合事務所管内	東名阪自動車道	(上り) 桑名市字仏谷1500-67 (下り) 桑名市姉塚新田79-1 大山田PA (桑名IC~桑名東IC間)	35.085160 136.658153	(上り)12,150 (下り)12,950	各20	桑名市消防本部
	伊勢湾岸自動車道	(上り) 桑名市長島町松蔭427-2 (下り) 桑名市松蔭393-2 長島PA	35.036766 136.736509	(上り)31,800 (下り)53,800	各40	
	国道 23号	桑名市長島町松ヶ島38 桑名市長島地区市民センター 南駐車場	35.087500 136.699167	4,000	30	
	国道 1号	桑名市長島町松ヶ島38 桑名市長島地区市民センター 南駐車場	35.087500 136.699167	4,000	30	
	国道 306号	いなべ市藤原町市場493-1 いなべ市藤原文化センター	35.174649 136.487419	30,000	100	
	国道 365号	いなべ市藤原町市場493-1 いなべ市藤原文化センター	35.174649 136.487419	30,000	100	
	国道 258号	桑名市多度町多度1-2-2 多度地区市民センター西駐車場	35.131816 136.630090	3,400	30	
四日市管内	東名阪自動車道 四日市IC 国道 477号	四日市市曾井町391-2 四日市市中消防署中央分署	34.982228 136.572070	5,227	100	四日市消防本部
	東名阪自動車道 鈴鹿IC 県道 140号線	四日市市山田町800 太陽化学南館工場	34.936386 136.536675	130,000	150	
	国道 23号	四日市市大字羽津甲5169 霞ヶ浦緑地公園	34.982419 136.646292	275,000	3,000	
	国道 23号	四日市市河原田町字伊倉712 北勢公設卸売市場南	34.919435 136.608231	116,219	2,000	
	県道 140号線	四日市市西村町1080 県営北勢中央公園	35.066131 136.545368	198,000	100	
	東名阪自動車道 四日市東IC	四日市市中村町2281-2 北部分署	35.0250748 136.6093697	5,000	100	
	東名阪自動車道 四日市IC 国道 477号	四日市市寺方町979 四日市市総合防災拠点	34.9902894 136.5701346	27,400	200	
	新名神自動車道 菟野IC 国道 306号	菟野町酒田4418 菟野町農村環境改善センター (菟野町消防本部南)	35.027918 136.507127	3,200	30	

《別表4》

地上部隊進出拠点及び到達ルート

管内	主要ルート	所在地・名称	座標	面積 (㎡)	駐車可能台数	管轄消防本部
鈴鹿地域防災総合事務所管内	東名阪自動車道 鈴鹿IC 国道 1号線	鈴鹿市石葉師町452 三重県消防学校	34.903103 136.554442	10,000	120	鈴鹿市消防本部
	東名阪自動車道 鈴鹿IC	鈴鹿市稲生町 7992 株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット	34.851503 136.541942	127,000	1400	
	名阪国道 亀山IC 国道 1号	亀山市川合町1286-49 東野公園多目的グラウンド	34.865462 136.473992	6,000	40	亀山市消防本部
	新名神高速道路 東名阪自動車道 伊勢自動車道	亀山PA(上り線) (亀山IC~鈴鹿IC間)	34.868094 136.416139	(上り)20,700	(上り)180	
	名阪国道 関IC	名阪関ドライブイン	34.840687 136.402519	4,800	大型: 28	
津地域防災総合事務所管内	東名阪自動車道 津IC、芸濃IC 国道23号線	中勢グリーンパーク	34.790474 136.493702	283,000	450(推)	津市消防本部
	伊勢自動車道	津市大里総合町139-17 安濃SA(下り線)	34.778011 136.472156	37,100	大型: 29 小型: 113	
	東名阪自動車道 芸濃IC 県道410号線、国道21号線	津市栗真中山町816-2 津市北消防署【整備予定】	34.760219 136.516152	37,100	約40	
	伊勢自動車道 松阪IC 県道 59号線	松阪市伊勢寺町551-3 松阪農業公園ベルファーム	34.580431 136.480650	230,000	700	
松阪地域防災総合事務所管内	国道 23号	松阪市小津町800 三重県地方卸売市場	34.615393 136.522404	144,401	1,500	松阪地区広域(組) 消防本部
	伊勢自動車道 嬉野PA(下り線)	松阪市嬉野薬王寺町191 伊勢自動車道 嬉野PA(下り線)	34.612567 136.461723	22,700	54	
	国道 42号 県道 701号	松阪市山下町111 松阪市総合運動公園	34.543340 136.570767	35,000	200	
	伊勢自動車道 勢和多気IC	多気郡多気町丹生4424 伊勢自動車道 勢和多気IC 作業ヤード	34.461504 136.509154	3,191	30	
	伊勢自動車道多気PA(下り線)	多気郡多気町野中 多気PA(下り線) (勢和多気IC~玉城IC間)	34.464923 136.572112	1,500	40	
	伊勢自動車道 勢和多気IC 国道 42号	大台町栗生1010 大台町健康ふれあい会館	34.414689 136.48863	22,077	50	紀勢地区広域(組) 消防本部
	紀勢自動車道 大宮大台IC 国道 42号	大台町佐原754 紀勢地区広域消防組合消防本部	34.392849 136.407347	2,292	15	
	紀勢自動車道 大宮大台IC 国道 42号	大台町佐原663 道の駅おのだい	34.395979 136.408417	2,959	80	
	紀勢自動車道	大台町高奈877-8 奥伊勢PA(下り線)	34.413367 136.454684	8,200	40	

《別表4》

地上部隊進出拠点及び到達ルート

管内	主要ルート	所在地・名称	座標	面積 (㎡)	駐車可能台数	管轄消防本部
伊賀地域防災総合事務所管内	名阪国道 大内IC	伊賀市大内2017 名阪上野ドライブイン	34.740182 136.111224	8,000	150	伊賀市消防本部
	名阪国道 上野IC 国道 163号	伊賀市小田町470 上野運動公園競技場	34.779405 136.126705	14,000	100	
	名阪国道 下柘植IC 国道 163号	伊賀市雲田346-1 いがまちスポーツセンター	34.805184 136.223272	21,600	150	
	名阪国道 壬生野IC 国道 49号線	伊賀市川会3376-7 阿山第1運動公園	34.848172 136.171198	53,000	100	
	名阪国道 上野東IC 国道 163号	伊賀市平野見能330-6 市営城北駐車場	34.772708 136.130757	5,500	270	
	名阪国道 壬生野IC 新名神高速道路 甲南IC 国道 49号線	伊賀市川会3370-29 あやま文化センター	34.843815 136.170266	6,200	132	
	名阪国道	伊賀市柘植町6178-1 道の駅 いが	34.837336 136.253882	8,800	大型車66 普通車75	
	名阪国道 上野IC 国道 368号、165号	名張市夏見2812 名張中央公園駐車場 (名張市総合体育館)	34.616257 136.100847	19,200	380	名張市消防本部
南勢志摩地域活性化局管内	伊勢自動車道 伊勢IC 国道 23号	伊勢市桶部町 倉田山公園 (倉田山公園野球場含む)	34.490087 136.733142	2,300	60	伊勢市消防本部
	伊勢自動車道 玉城IC 国道 65号線、13号線	玉城町勝田4876-1 玉城町保健福祉会館	34.486504 136.628417	1,350	35	
	伊勢二見鳥羽ライン 朝熊IC	伊勢市朝熊町 県営サンアリーナ (A駐車場)	34.491604 136.768725	8,690	240	
	伊勢自動車道 玉城IC 国道 530号線、37号線	伊勢市小俣町新村 大仏山公園 大仏山公園スポーツセンター	34.519087 136.653357	4,800	130	
	国道 42号 国道 167号(第2伊勢道路)	鳥羽市安楽島町1451-19 鳥羽東中学校 グラウンド	34.464763 136.849785	8,560	140	鳥羽市消防本部
	国道 167号(第2伊勢道路)	鳥羽市松尾町304-75他 松尾第2期工業団地	34.436468 136.839749	13,114	200	
	国道 42号	鳥羽市聖神町805-2 鳥羽小学校 グラウンド	34.478786 136.820206	3,640	60	
	国道 42号	鳥羽市鳥羽1丁目19-1 シンフォニアテクノロジー 伊勢製作所 鳥羽工場	34.485263 136.828596	3,100	50	
	国道 42号	鳥羽市屋内町1 鳥羽商船高等専門学校 グラウンド	34.480155 136.824712	8,200	130	
	国道 42号 国道 167号線	志摩市磯部町穴川511番地5 道の駅「伊勢志摩」	34.359464 136.798940	1,380	70	
伊勢自動車道 玉城IC 国道伊勢南勢線	南伊勢町伊勢路3391-23 南伊勢町総合グラウンド	34.390667 136.664399	42,907	200	志摩市消防本部	

《別表4》

地上部隊進出拠点及び到達ルート

管内	主要ルート	所在地・名称	座標	面積 (㎡)	駐車可能台数	管轄消防本部
紀北地域 活性化 化局管内	紀勢自動車道 紀勢大内山IC 国道 42号	大紀町大内山861-1 大紀町大内山B & G 海洋センター	34. 275183 136. 357918	1, 000	20	紀勢地区広域消防 (組) 消防本部
	紀勢自動車道 紀勢大内山IC 国道 42号	大紀町崎2200-1 山海の郷 (特産卸売施設) コンベンションホール	34. 297421 136. 399711	625	60	
	熊野尾鷲道路 尾鷲北IC 国道 42号	尾鷲市光ヶ丘28-61 東紀州くろしお学園おわせ分校	34. 064465 136. 174534	14, 600	350	三重紀北(組) 消防本部
	国道 42号	尾鷲市中川28 尾鷲市立運動場	34. 064813 136. 196979	15, 000	300	
	紀勢自動車道 紀伊長島IC～海山IC間	紀北PA (上下線) (紀伊長島IC～海山IC間)	34. 169387 136. 273637	6, 300	62	
紀南地域 活性化 化局管内	熊野尾鷲道路大泊IC 国道 42号 国道 169号 国道 311号	熊野市有馬町4520-325 山崎運動公園駐車場	33. 868963 136. 074399	9, 100	200	熊野市消防本部

ヘリポート及び消防用航空基地等の一覧

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度) ※世界測地系	最大 起降機	燃料 備蓄等	責任者・管理番号	電話番号	消防用航空基地番号
1	第1順位 HB	中勢	津市	津市伊勢湾ヘリポート	津市雲出綱管町2-2	北緯 34° 40' 22" 東経 136° 33' 21"	5	移動タンク給油車	伊勢湾ヘリポート	059-235-1665	三重県消防航空隊
2	第2順位 HB	北勢	鈴鹿市	三重交通ロスタポーツの社務所 (旧 鈴鹿スタジアム・センター)	鈴鹿市御園町1669	北緯 34° 50' 02" 東経 136° 30' 40"	18	畑として使用する際、 ドラム燃料をマイナミ から搬送	スポーツの社務所管理事務所	059-372-2250	鈴鹿市消防本部
3	-	中勢	津市	三重身体障害者 総合福祉センター	津市一身田大古曾670-2	北緯 34° 45' 22" 東経 136° 29' 58"	1	(御座り入れ外に御座り)	管理部	059-372-2250	津市消防本部
4	FB	北勢	四日市市	保々工業団地中央公園	四日市市中野町	北緯 35° 02' 20" 東経 136° 33' 40"	5		四日市市御地蔵園 - 公園課	059-231-0155	四日市市消防本部
5	FB	北勢	四日市市	北勢中央公園 (芝生広場)	四日市市西村町1080	北緯 35° 03' 53" 東経 136° 32' 52"	5		指定管理官 株式会社名取園	059-354-8197	四日市市消防本部
6	FB	中勢	鈴鹿市	三重県広域防災拠点 (中勢拠点)	鈴鹿市石薬師町452	北緯 34° 54' 08" 東経 136° 33' 12"	4		災害対策課	059-224-2189	鈴鹿市消防本部
7	FB	南勢	伊勢市	三重県広域防災拠点 (伊勢志摩拠点)	伊勢市朝熊町字東谷9477-1	北緯 34° 29' 22" 東経 136° 45' 52"	10		災害対策課	059-224-2189	伊勢市消防本部
8	FB	東紀州	尾鷲市	三重県広域防災拠点 (東紀州(紀北)拠点)	尾鷲市光が丘29	北緯 34° 03' 52" 東経 136° 10' 23"	6		災害対策課	059-224-2189	三重県北消防組合消防本部
9	FB	東紀州	熊野市	三重県広域防災拠点 (東紀州(紀南)拠点)	熊野市久生屋町	北緯 33° 51' 52" 東経 136° 03' 37"	6	9,200L	災害対策課	059-224-2189	熊野市消防本部
10	FB	伊賀	伊賀市	三重県広域防災拠点 (伊賀拠点)	伊賀市荒木1856	北緯 34° 45' 34" 東経 136° 09' 53"	10		災害対策課	059-224-2189	伊賀市消防本部
11	FB	北勢	四日市市	三重県広域防災拠点 (北勢拠点)	四日市市中村町2281番地2	北緯 35° 01' 33" 東経 136° 36' 23"	3		災害対策課	059-224-2189	四日市市消防本部

備考

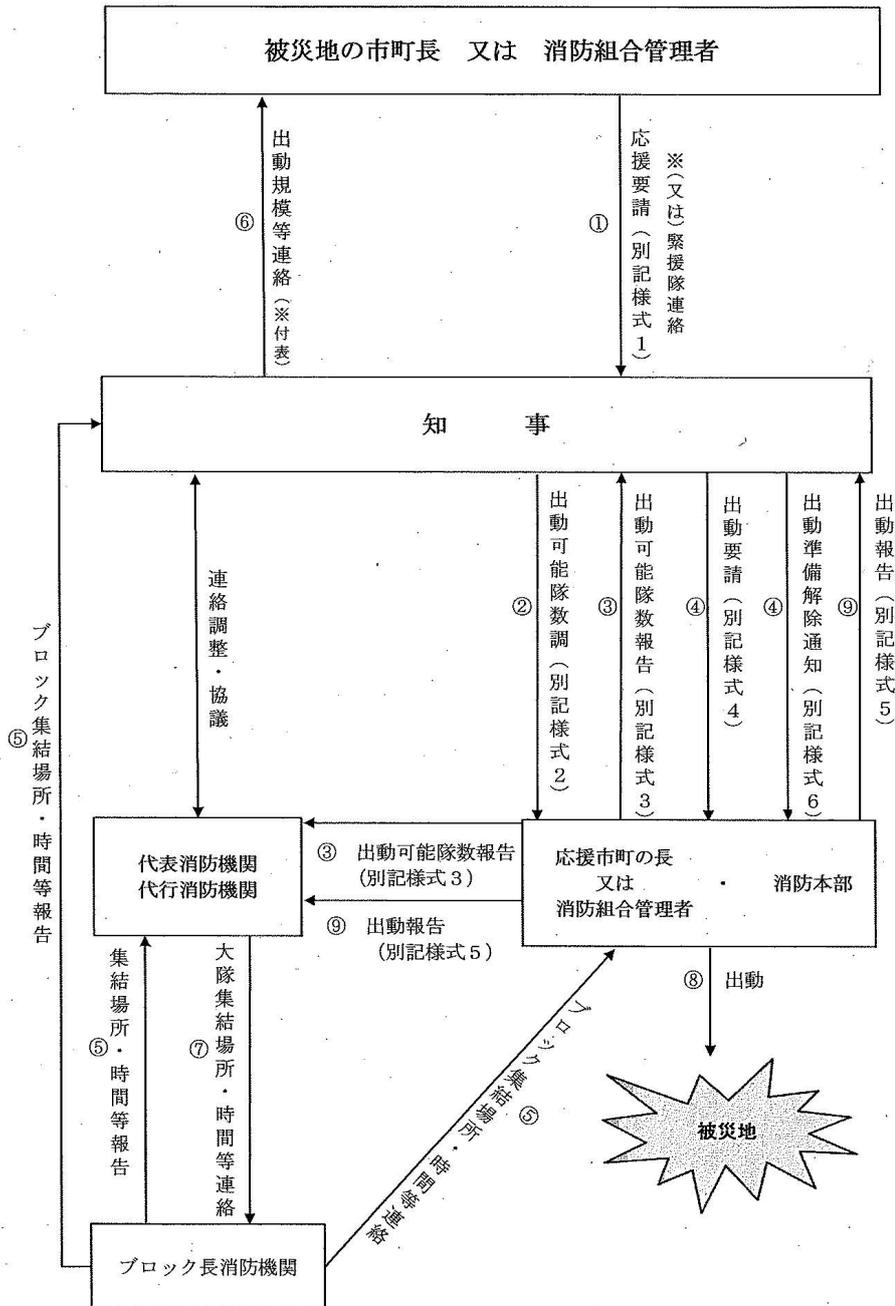
1 第一順位は、津市伊勢湾ヘリポート(防炎航空隊基地等)が使用できない場合は、消防応援活動調整本部が、被災市町村等及びヘリポート指図者と協議の上、代替ヘリポートを第二順位ヘリポートに設定する。

2 備蓄燃料はドラム燃料の備蓄であり、消防本部等から陸送する。

別 図 1

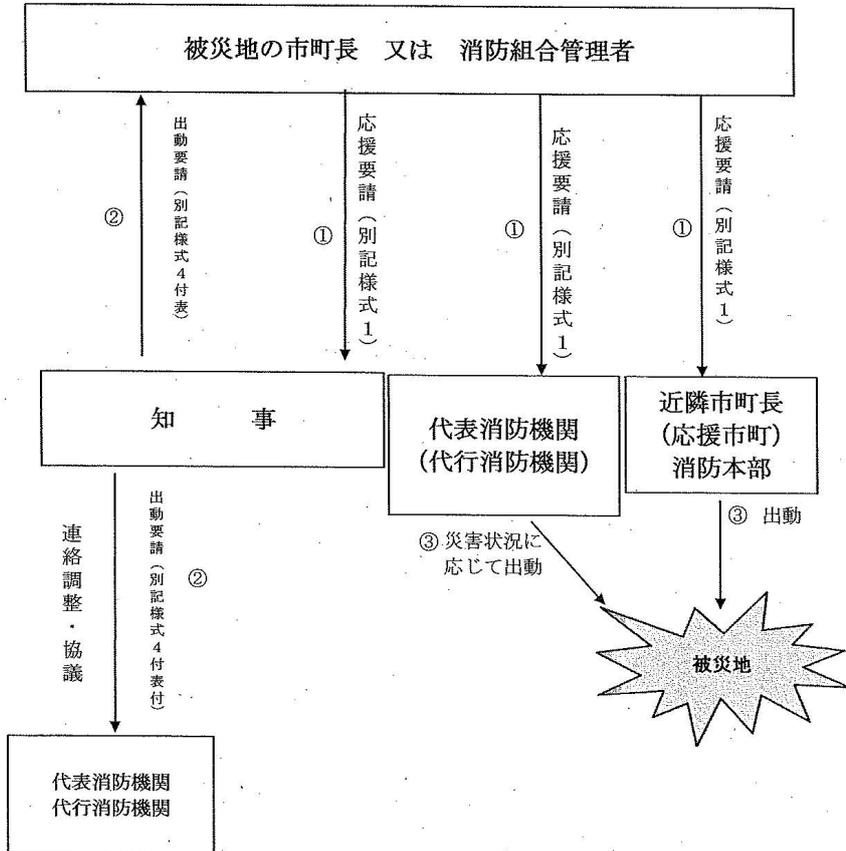
応援要請から応援出動までの流れ

(県内応援協定第5条第1項及び三重県防災ヘリコプター支援協定第4条に規定する応援要請の場合)



別 図 2

応援要請から応援出動までの流れ
(近隣市町のみ応援要請する場合)



※基本計画9 応援要請(3)に基づく要請の場合は、「別記様式1」の必要応援隊の近隣応援に○をつける。
 ※出動した応援隊は、活動終了後「別記様式7」により知事及び代表消防機関に報告する。

三重県内消防相互応援隊応援要請連絡

第	報
〇〇	年 月 日

三重県知事 様

市町長
消防組合管理者

三重県内消防相互応援隊の応援要請連絡について

次のとおり三重県内消防相互応援隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	〇〇 年 月 日 時 分				
必要応援隊 (応援の必要がある隊名に○をし、希望する隊数を記入する)	隊 種 別				
	近隣応援		希望隊数		
	消 火 小 隊		特殊	毒劇物等対応小隊	
	救 助 小 隊		災害	大規模危険物火災等対応小隊	
	救 急 小 隊		中隊	密閉空間火災等対応小隊	
	航 空 隊		特殊	遠距離大量送水小隊	
	後 方 支 援 小 隊		装備	震災対応特殊車両小隊	
	通 信 支 援 小 隊			水難救助小隊	
	水 上 小 隊			消防活動二輪小隊	
	特 に 指 定 な し			中隊	その他()
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話番号・FAX番号
	市町				TEL — — FAX — —

三重県内消防相互応援隊の出動可能隊数の報告の求め

第	報
〇〇	年 月 日

市町長 様
消防組合管理者 様

三重県知事

三重県内消防相互応援隊の出動準備及び出動可能隊数の報告の求め

年 月 日 時 分頃、 において発生した
災害について

{ () 被災市町長から三重県内消防相互応援隊の応援要請がありましたので、
{ () 被災市町長から三重県内消防相互応援隊の応援要請はありませんが、
災害の規模等に照らして緊急を要するので、貴消防本部の現在出動可能な隊数等を
「三重県消防広域応援基本計画」別記様式3により15分以内に報告願います。
併せて、次の連絡で被災市町への出動要請がなされた場合、迅速に出動できるように
準備をお願いします。

○連絡事項

問い合わせ：三重県防災対策部 消防・保安課
電話 059-224-2108
FAX 059-224-2199

三重県内消防相互応援隊の出動可能隊数の報告

報告日時	年 月 日 時 分
消防本部名	

三重県知事様
 代表消防機関 消防長 様
 (代表消防機関代行)

〇〇消防長

災害名 _____

次のとおり隊数等を報告します。

隊名	隊数	人員	車両等
県大隊指揮隊			
消火小隊			
救助小隊			
救急小隊			
後方支援小隊			
通信支援小隊			
水上小隊			
特殊災害中隊	毒劇物等対応小隊		
	大規模危険物火災等対応小隊		
	密閉空間火災等対応小隊		
特殊装備中隊	遠距離大量送水小隊		
	震災対応特殊車両小隊		
	水難救助小隊		
	消防活動二輪小隊		
	その他()		
航空隊			
合計			

連絡担当課 _____
 連絡責任者 _____
 電話番号(又は防災無線) _____

三重県内消防相互応援隊緊急連絡

文書番号

〇〇 年 月 日

市町長 様
消防組合管理者 様

三重県知事

三重県内消防相互応援隊の出動について

_____年 月 日 時 分頃、_____において発生した
_____災害について

{ ()被災市町長から三重県内消防相互応援隊の応援要請がありましたので、
()被災市町長から三重県内消防相互応援隊の応援要請はありませんが、
災害の規模等に照らして緊急を要するので、三重県内消防相互応援協定に基づき、付表のとおり三重県内消防相互応援隊の出動を要請します。

また、隊員名等について、三重県消防広域応援基本計画の別記様式5により速やかに知事及び代表消防機関の長へ回答願います。

なお、集結時間、集結場所にあつては、ブロック長消防機関から別途連絡があります。

1 災害の状況及び出動先

①発生場所 _____市・町

②災害の状況

2 その他必要な事項

問い合わせ：三重県防災対策部 消防・保安課
電話 059-224-2108
FAX 059-224-2199

別記様式5

三重県知事様
代表消防機関消防長様
(代表消防機関代行)

〇〇消防長

三重県内消防相互応援隊に係る派遣隊員等について

派遣隊員等については、下記のとおりです。

記

1 派遣隊員等

隊			
	氏名	階級	血液型
隊長			
機関員			
隊員			
隊員			
隊員			
無線呼び出し名称			
携帯電話番号			

隊			
	氏名	階級	血液型
隊長			
機関員			
隊員			
隊員			
隊員			
無線呼び出し名称			
携帯電話番号			

隊			
	氏名	階級	血液型
隊長			
機関員			
隊員			
隊員			
隊員			
無線呼び出し名称			
携帯電話番号			

隊			
	氏名	階級	血液型
隊長			
機関員			
隊員			
隊員			
隊員			
無線呼び出し名称			
携帯電話番号			

2 集結場所到着予定時刻

_____ 時 _____ 分

3 その他必要な事項

報告消防本部/報告者氏名: _____

三重県内消防相互応援隊出動準備解除連絡

消防長 様

〇〇 年 月 日

三重県防災対策部長

三重県内消防相互応援隊の出動準備の解除について

下記の災害に係る三重県内消防相互応援隊の出動準備について、出動準備を解除しますので、ご了承ください。

なお、各消防本部は引き続き当該災害情報の収集に努めてください。

記

発生日時	〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分頃
発生場所	三重県 〇〇市町
災害の種別	
その他必要な事項	

問い合わせ先 : 三重県防災対策部

消防・保安課

電 話 059-224-2108

F A X 059-224-2199

三重県内消防相互応援隊活動報告

1 出動の状況

消防本部名					
災害名					
出動先市町					
出動を要請を受けた年月日		年	月	日	
出動した期間	出動した日時	年	月	日	時 分
	帰署(所)した日時	年	月	日	時 分
	期間	日間			
出動の状況	隊の種類	出動隊数	出動車両等		出動隊員数
	指揮隊	隊	指揮車	台	人
			その他の車両	台	
	消火隊	隊	消防ポンプ自動車	台	人
			水槽付消防ポンプ自動車	台	
			化学消防ポンプ自動車	台	
			その他の車両	台	
			計	台	
	救助隊	隊	救助工作車Ⅱ型	台	人
			救助工作車Ⅲ型	台	
			津波大規模風水害対策車	台	
			その他の車両	台	
	救急隊	隊	高規格救急車	台	人
			上記以外の救急車	台	
後方支援隊	隊	支援車	台	人	
		その他の車両	台		
航空隊	隊	ヘリコプター	機	人	
		計	台		
特殊災害対応隊	毒劇物等対応隊	特殊車両	台	人	
		その他の車両	台		
	大規模危険物火災等対応隊	大型化学高所放水車	台	人	
		泡原液搬送車	台		
計	大容量送水ポンプ車	台	人		
	大型放水砲搭載ホース延長車	台			
特殊装備隊	消防活動二輪隊	自動二輪車	台	人	
		重機及び重機搬送車	台		
	その他の特殊な装備隊	はしご自動車	台	人	
		屈折はしご自動車	台		
計	その他の車両	台	人		
合計	隊	車両	台	人	
		のべ	台		
		ヘリコプター	機		
			のべ	機	

※ 出動隊員数の「のべ人数」は、出動した隊員ごとに現地で活動した日数をかけて計算すること。
 ※ 車両等の「のべ台数」等は、現地で使用した車両ごとに使用した日数をかけて計算すること。

2 活動の状況

現地到着日時		年 月 日 時 分
現地を離れた日時		年 月 日 時 分
主な活動内容	活動場所	
	活動概要	
	活動開始日時	
	活動時間	
	活動隊数	
	使用資機材	
活動中の異常の有無		
隊員の負傷の有無		
車両・資機材の損傷		
その他特記事項		

2-11 新宮市・紀宝町消防団相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、和歌山県新宮市（以下「甲」という。）及び三重県南牟婁郡紀宝町（以下「乙」という。）間において、消防団の相互応援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(応援の種別)

第2条 この協定による応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な建物火災、林野火災に対する応援
- (2) 地震、風水害等の自然災害に対する応援
- (3) 前号に掲げるもののほか、消防団の活動が必要かつ有効であると判断する事象に対する応援（捜索活動含む。）

(相互応援の方法)

第3条 甲及び乙は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、応援側において決定した数の消防分団を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 前条の規定により派遣された消防分団の災害現場活動における指揮については、受援側の現場最高指揮者が行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援消防団員の消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金、公務災害に係る諸経費、諸手当及び車両等の燃料費その他活動に要する経常的な経費は、応援側の負担とする。
- (2) 前号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

(実施の細目)

第6条 この協定に定めるもののほか、消防相互応援の実施について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

(協定の保管)

第9条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

(協定の廃止)

第10条 この協定の締結により、従前に相互間で締結した消防相互応援協定（昭和34年7月1日）は廃止する。

平成26年4月1日

甲 新宮市長

乙 紀宝町長

2-12 三重県防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第30条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合(以下「市町等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が防災ヘリの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定における災害とは、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長が、次の各号いずれかに該当し、防災ヘリの活動が必要と判断した場合に三重県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町等の消防力のみでは、災害の防ぎよ又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急性があり、防災ヘリによる活動が適切と認められる場合

2 前項に規定する支援要請は、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

(支援要請方法の特例)

第5条 知事は、前条の規定による発災市町等の長から支援要請がない場合でも、能動的に収集した被災状況から防災ヘリの支援が必要と認めるときは、当該発災市町等に防災航空隊を派遣するものとする。この場合において、知事は、この旨を速やかに当該発災市町等の長に通知するものとする。

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により支援要請があったときは、当該発災市町等における気象状況等、防災ヘリの運航に必要な条件を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定による支援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(他県等への応援要請)

第7条 知事は、災害の規模等により他県等知事等との間で別途締結している協定に基づき、他県

等が保有する防災ヘリコプターの応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該発災市町等の長の要請がある場合は、他県等知事等に対して応援を要請するものとする。

(防災航空隊の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合における防災航空隊の活動は、支援を求めた市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する防災ヘリの運航経費は、三重県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、三重県と市町等が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成25年 3月 1日から適用する。

平成19年3月1日に締結した「三重県防災ヘリコプター応援協定」は、廃止する。

この協定の証として、本書34通を作成し、知事と市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別記

市町及び消防事務に関する一部事務組合

市名	町名	消防組合
津市	桑名郡 木曾岬町	三重紀北消防組合
四日市市	員弁郡 東員町	松阪地区広域消防組合
伊勢市	三重郡 菰野町	志摩広域消防組合
松阪市	三重郡 朝日町	紀勢地区広域消防組合
桑名市	三重郡 川越町	
鈴鹿市	多気郡 多気町	
名張市	多気郡 明和町	
尾鷲市	多気郡 大台町	
亀山市	度会郡 玉城町	
鳥羽市	度会郡 度会町	
熊野市	度会郡 大紀町	
いなべ市	度会郡 南伊勢町	
志摩市	北牟婁郡 紀北町	
伊賀市	南牟婁郡 御浜町	
	南牟婁郡 紀宝町	

平成25年 3月 1日

三重県 鈴鹿市	
三重県知事	鈴鹿市長
津市 名張市	
津市長	名張市長
四日市市	尾鷲市
四日市市長	尾鷲市長
伊勢市	亀山市
伊勢市長	亀山市長
松阪市	鳥羽市
松阪市長	鳥羽市長
桑名市	熊野市
桑名市長	熊野市長
いなべ市	朝日町
いなべ市長	朝日町長
志摩市	川越町
志摩市長	川越町長
伊賀市	多気町
伊賀市長	多気町長
木曾岬町	明和町
木曾岬町長	明和町長
東員町	大台町
東員町長	大台町長
菰野町	玉城町
菰野町長	玉城町長
度会町	三重紀北消防組合
度会町長	管理者
大紀町	松阪地区広域消防組合
大紀町	管理者
南伊勢町	志摩広域消防組合
南伊勢町長	管理者
紀北町	紀勢地区広域消防組合
紀北町長	管理者
御浜町	
御浜町長	
紀宝町	
紀宝町長	

2—13 災害時の医療救護に関する協定書

紀宝町（以下「甲」という。）と社団法人紀南医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、紀宝町地域防災計画に基づき甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、災害医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じてこれを行うものとする。

（医療救護班の活動場所）

第5条 この協定に基づき派遣された医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所等において医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第4条の指揮に従い、被災地を巡回し、医療救護活動を実施する。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急処置
- （2）医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- （3）医療救護所等における搬送困難な患者及び軽易な患者に対する医療
- （4）死亡の確認
- （5）その他状況に応じて必要な業務

（医療救護班の輸送）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護班の輸送について、

必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 この協定に基づき派遣された医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、原則として無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として収容された患者の負担とする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙は医療救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲の負担とする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用弁償

(2) 医療救護班がこの協定に基づく医療救護活動の実施のために携行し、調達し、又は使用した医薬品、医薬材料等の実費弁償

(3) 医療救護班が携行した医薬材料等が滅失損傷した場合の実費弁償

(4) 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

2 前項第1号に定める費用弁償等の額については、別に定めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲の要請を受諾した医療救護班が、この協定に基づく災害医療救護活動等に従事中又は救護所との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、紀宝町消防団員等公務災害等補償条例（昭和41年紀宝町条例第9号）により災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 この協定に基づく医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

(調整連絡)

第14条 医療救護班の医療救護活動にかかる連絡調整は、甲及び乙が指定した者が協議して行うものとする。

(災害救助法との関係)

第15条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、

本協定は指定日から災害救助法の定めるところによる。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第17条 前各条に定めのない事項及びこの協力実施にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年1月10日

記名押印 [略]

2-14 災害時の医療救護活動に関する実施細目

紀宝町（以下「甲」という。）と社団法人紀南医師会（以下「乙」という。）とは、平成18年1月10日に締結した「災害時の医療救護に関する協定書」（以下「協定書」という。）第16条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書第3条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い、相互に交換するものとする。

（医療救護班の編成）

第2条 医療救護班は、医師、看護要員その他補助要員により構成するものとする。

2 医療救護班の班長は医師とする。

3 医療救護班の班長は、必要により甲の消防救急隊員、保健師等の応援を求めることができる。

（要請する災害の程度）

第3条 協定書第3条第1項に定める医療救護活動を実施する必要がある場合とは、集団的に多数の傷病者が生じた場合をいう。

（要請の方法）

第4条 協定書第3条第1項に定める要請は、紀宝町長から社団法人紀南医師会長に対して行うものとする。

2 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまがない場合は、乙は、医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（連絡調整の責任者）

第5条 協定書第14条に定める連絡調整の甲の責任者は、紀宝町総務課長で、乙の責任者は社団法人紀南医師会長とする。

（連絡調整事項）

第6条 協定書第14条の連絡調整を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関すること。
- (2) 医療救護班の移動に関すること。
- (3) 救護所等に関すること。
- (4) 死亡に関すること。
- (5) 後方医療施設に関すること。
- (6) 医薬品及び医薬材料に関すること。

(7) その他医療救護に関すること。

(医療救護活動報告書の提出)

第7条 乙は、医療救護活動終了後、医療救護活動報告書(様式1)を甲に提出するものとする。

(費用弁償等の請求)

第8条 協定書第11条第1項各号に定める費用弁償等の請求をする場合は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用弁償については、費用弁償請求書(様式2)により請求する。

(2) 医療救護班が携行し、使用した医薬品等の実費弁償については、医療救護活動実費弁償請求書(様式3)に、医薬品、医薬材料等使用報告書(様式3-1)を添えて請求する。

(3) 医療救護班が携行した医薬材料費等が滅失損傷した場合の実費弁償については、実費弁償請求書に物品損傷報告書(様式3-2)を添えて請求する。

(4) 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償については、交通機関利用実費請求書(様式4)により請求する。

2 甲は、乙からの請求を受理し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

第9条 協定書第11条第1項第1号に定める医療救護活動の従事者に対する費用弁償は、紀宝町地域防災計画資料編「災害救助法による救助の程度と方法及び期間」による額とする。

(事故の報告)

第10条 協定書第12条に該当する事故が発生したときは、乙は速やかに医療救護活動従事者事故報告書(様式5)により甲に報告するものとする。

(報道機関に対する広報)

第11条 報道機関に対する医療救護活動に関する広報は、甲が行う。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年1月10日

記名押印 [略]

(様式1)

医療救護活動報告書

災害発生日	年 月 日	覚知時間	年 月 日	覚知方法		
災害発生場所						
医療 救 護 班 編 成	班 名					
	医 師					
	看 護 師					
	そ の 他					
活 動 内 容	活動時間	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		出動方法		
	活動場所					
	医療救護人員	死 亡	重 症	中 等 症	軽 症	計
		人	人	人	人	人
	(具体的に)					

※医療救護班ごとに1枚の様式に記入すること。

(様式2)

医療救護班費用弁償請求書

医療救護活動のため、医療救護班の派遣に要した費用について、下記のとおり請求します。

年 月 日

紀南医師会長

印

紀 宝 町 長

様

請求金額 円

(内容)

医療救護活動実施日	年 月 日	
医療救護活動実施場所		
医療救護班派遣要員	班 名	
内 訳	医 師 名	円
	看 護 婦 名	円
	そ の 他 名	円

※医療救護活動報告書を添付すること。

(様式3)

医療救護活動実費弁償請求書

医療救護活動において、使用した医薬品、医療材料等及び損傷した医療材料等の費用並びに医療施設の損傷のため修理に要した費用について、下記のとおり請求します。

年 月 日

紀南医師会長

印

紀 宝 町 長

様

請求金額 円

(内容)

医療救護活動実施日	年 月 日
医療救護活動実施場所	
使用医薬品、医療材料等	品目 円
損傷医療材料等	件 円
損傷医療施設等	件 円

※ 使用した医薬品、医療材料等については、使用報告書を添付すること。

※ 損傷した医療材料等については、物品損傷報告書を添付すること。

※ 損傷した医療施設については、関係業者の修繕見積書を添付すること。

(様式 3 - 1)

医薬品、医療材料等使用報告書

災害発生日	年 月 日
災害発生場所	

品 名	使 用 量		薬価基準の購入価格		備 考
	単 位	数 量	単 価	金 額	

※品名欄は、医薬品、医療材料等の種類を記入すること。

(様式3-2)

物品損傷報告書

災害発生日	年 月 日
災害発生場所	

物品名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考

※ 物品名欄は、医療材料等の品目を記入すること。

※ 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染、紛失等の種類を記入すること。

※ 損傷の程度欄は、全損、半損、使用不能等具体的に記入すること。

※ 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入すること。

(様式4)

医療救護活動従事者事故報告書

医療救護活動実施中、事故傷病者が発生しましたので、下記により報告します。

年 月 日

紀南医師会長

印

紀 宝 町 長

様

氏名		生年 月日	年 月 日	性別		住所	
所属医療機関				職種			
傷病名				程度		転帰	
外来、入院（ 月 日）		診療、入院医療機関名					
受傷（発病）日時		年 月 日					
受傷（発病）場所							
受傷・発病時の状況	(具体的に)						

2-15 災害時の歯科医療救護に関する協定書

紀宝町（以下「甲」という。）と南紀歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号第2条第1号）に定める災害において、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、災害歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じてこれを行うものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第5条 この協定に基づき派遣された歯科医療救護班は、原則として甲が災害現場等に設置する医療救護所、避難所等において歯科医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第4条の指揮に従い、被災地を巡回し、歯科医療救護活動を実施する。

（歯科医療救護班の業務）

第6条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 歯科医療を要する傷病者に対する応急歯科診療
- （2） 収容歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- （3） 巡回口腔ケア、口腔衛生指導、歯科保健活動

- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) その他状況に応じて必要な業務

(歯科医療救護班の輸送)

第7条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(歯科医薬品等の供給)

第8条 この協定に基づき派遣された歯科医療救護班が使用する歯科医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、原則として無料とする。

- 2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として収容された患者の負担とする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙は歯科医療救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する費用弁償
- (2) 歯科医療救護班がこの協定に基づく歯科医療救護活動の実施のために携行し、調達し、又は使用した医薬品、歯科材料、口腔衛生用品等の実費弁償
- (3) 歯科医療救護班が携行した医薬品、歯科材料、口腔衛生用品等が滅失損傷した場合の実費弁償
- (4) 歯科医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

- 2 前項第1号に定める費用弁償等の額については、別に定めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲の要請を受諾した歯科医療救護班が、この協定に基づく災害医療救護活動等に従事中、又は救護所等との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、紀宝町消防団員等公務災害補償条例

(平成18年紀宝町条例第126号)により災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 この協定に基づく歯科医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

(調整連絡)

第14条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動にかかる連絡調整は、甲及び乙が指定した責任者が協議して行うものとする。

(災害救助法との関係)

第15条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日から災害救助法の定めるところによる。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第17条 前各条に定めのない事項及びこの協力実施にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 25年 3月 26日

記名押印 [略]

2-16 災害時の歯科医療救護活動に関する実施細目

紀宝町（以下「甲」という。）と南紀歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成25年3月26日に締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第16条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書第3条に定める歯科医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い、相互に交換するものとする。

（歯科医療救護班の編成）

第2条 歯科医療救護班は、歯科医師、歯科衛生士その他補助要員により構成するものとする。

2 歯科医療救護班の班長は歯科医師とする。

3 歯科医療救護班の班長は、必要により甲の保健師等の応援を求めることができる。

（要請する災害の程度）

第3条 協定書第3条第1項に定める歯科医療救護活動を実施する必要性が生じた場合とは、集団的に多数の傷病者が生じた場合をいう。

（要請の方法）

第4条 協定書第3条第1項に定める要請は、紀宝町長から南紀歯科医師会長に対して行うものとする。

2 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまがない場合は、乙は、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（連絡調整の責任者）

第5条 協定書第14条に定める連絡調整の甲の責任者は、紀宝町健康づくり推進課長とし、乙の責任者は南紀歯科医師会長とする。

（連絡調整事項）

第6条 協定書第14条の連絡調整を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療救護班に関すること。
- (2) 歯科医療救護班の移動に関すること。
- (3) 救護所等に関すること。
- (4) 死亡に関すること。

- (5) 後方医療施設に関すること。
- (6) 医薬品、歯科材料、口腔衛生用品等に関すること。
- (7) その他歯科医療救護に関すること。

(医療救護活動報告書の提出)

第7条 乙は、歯科医療救護活動終了後、歯科医療救護活動報告書(様式1)を甲に提出するものとする。

(費用弁償等の請求)

第8条 協定書第11条第1項各号に定める費用弁償等の請求をする場合は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する費用弁償については、歯科医療救護班費用弁償請求書(様式2)により請求する。
- (2) 歯科医療救護班が携行し、使用した医薬品等の実費弁償については、歯科医療救護活動実費弁償請求書(様式3)に、医薬品、医薬材料等使用報告書(様式3-1)を添えて請求する。
- (3) 歯科医療救護班が携行した医薬材料費等が滅失損傷した場合の実費弁償については、実費弁償請求書に歯科物品損傷報告書(様式3-2)添えて請求する。
- (4) 歯科医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償については、交通機関利用実費請求書(様式4)により請求する。

2 甲は、乙からの請求を受理し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(費用弁償の額)

第9条 協定書第11条第1項第1号に定める歯科医療救護活動の従事者に対する費用弁償は、紀宝町地域防災計画資料編「災害救助法による救助の程度と方法及び期間」による額とする。

(事故の報告)

第10条 協定書第12条に該当する事故が発生したときは、乙は速やかに歯科医療救護活動従事者事故報告書(様式5)により甲に報告するものとする。

(報道機関に対する広報)

第11条 報道機関に対する歯科医療救護活動に関する広報は、甲が行うものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 25年 3月 26日

記名押印 [略]

(様式1)

歯科医療救護活動報告書

災害発生日	年 月 日	覚知時間	年 月 日	覚知方法		
災害発生場所						
歯科医療救護班編成	班 名	(名)				
	歯科医					
	歯科衛生士					
	歯科技工士					
	その他					
活動内容	活動時間	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		出動方法		
	活動場所					
	医療救護人員	処 置	口腔ケア	処置+口腔ケア	検 死	計
		人	人	人	人	人
(具体的に)						

※医療救護班ごとに1枚の様式に記入すること。

(様式2)

歯科医療救護班費用弁償請求書

歯科医療救護活動のため、歯科医療救護班の派遣に要した費用について、下記のとおり請求します。

年 月 日

南紀歯科医師会長 _____ 印

紀宝町長 _____ 様

請求金額 _____ 円

(内容)

救援活動実施日	年 月 日		
救援活動実施場所			
派遣人員	班 名		
内 訳	歯科医師	名	円
	歯科衛生士	名	円
	歯科技工士	名	円
	その他	名	円

※歯科医療救護活動報告書を添付すること。

(様式3)

歯科医療救護活動実費弁償請求書

歯科医療救護活動において、使用した医薬品、医療材料等及び損傷した医療材料等の費用並びに医療施設の損傷のため修理に要した費用について、下記のとおり請求します。

年 月 日

南紀歯科医師会長 _____ 印

紀宝町長 _____ 様

請求金額 _____ 円

(内容)

救護活動実施日	年 月 日	
救護活動実施場所		
使用医薬品、医療材料等	品目	円
損傷医療材料等	件	円
損傷医療施設等	件	円

※ 使用した医薬品、医療材料等については、使用報告書を添付すること。

※ 損傷した医療材料等については、物品損傷報告書を添付すること。

※ 損傷した医療施設については、関係業者の修繕見積書を添付すること。

(様式3-1)

歯科医薬品、医療材料等使用報告書

災害発生日	年 月 日
災害発生場所	

品名	使用量		薬価基準等の購入価格		備考
	単位	数量	単価	金額	

※品名欄は、医薬品、医療材料等の種類を記入すること。

(様式4)

交通機関利用実費請求書

歯科医療救護活動のため歯科医療救護班が災害現地の救護所に直行するにあたり、利用した交通機関に要した費用を、下記のとおり請求します。

年 月 日

南紀歯科医師会長 _____ 印

紀宝町長 _____ 様

請求金額 _____ 円

(内容)

救護活動実施日		年 月 日					
救護活動実施場所							
利 用 交 通 機 関 等		利用者数	利用区間	積算基準	金額	備考	
	公共交通機関						
	タクシー						
	私用車等						

※ 公共交通機関の備考欄は、JR、三交バス等の種類を記入すること。

※ 私用車等の利用にあたっては、燃費を積算すること。

(様式5)

歯科医療救護活動従事者事故報告書

歯科医療救護活動実施中、事故傷病者が発生しましたので、下記により報告します。

年 月 日

南紀歯科医師会長 _____ 印

紀宝町長 _____ 様

氏名		生年 月日	年 月 日	性別		住所	
所属機関				職種			
傷病名				程度		転帰	
外来、入院 (月 日)			診療、入院医療機関名				
受傷 (発病) 日時			年 月 日				
受傷 (発病) 場所							
受傷・発病時の状況	(具体的に)						

2-17 災害時の医薬品等の調達に関する協定書

紀宝町（以下「甲」という。）と一般社団法人紀南薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医薬品、衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の確保のため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する医薬品等の調達を要請することができる。

（調達医薬品等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第3条 前項に掲げる医薬品等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（医薬品等の価格、支払い）

第4条 医薬品等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

（医薬品等の引渡し）

第5条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認のうえこれを引き取るものとする。

2. 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

（医薬品等の供給体制の整備）

第6条 乙は、甲から医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するように努めるものとする。

(保有数量の報告)

第7条 甲は、乙に対し、医薬品等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

(協議)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

平成28年4月1日

甲 紀宝町鵜殿324番地
紀宝町長

乙 南牟婁郡大字志原1845-27
一般社団法人 紀南薬剤師会
会長

2-18 三重県災害等廃棄物処理応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

(広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要がないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。
- 3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

- 2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。
- 3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市長村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

- 2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。
- 3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。
- 4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。
- 6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援要請の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

- 2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。
- 3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(民間業者への協力要請)

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(県の組織変更に伴う措置)

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

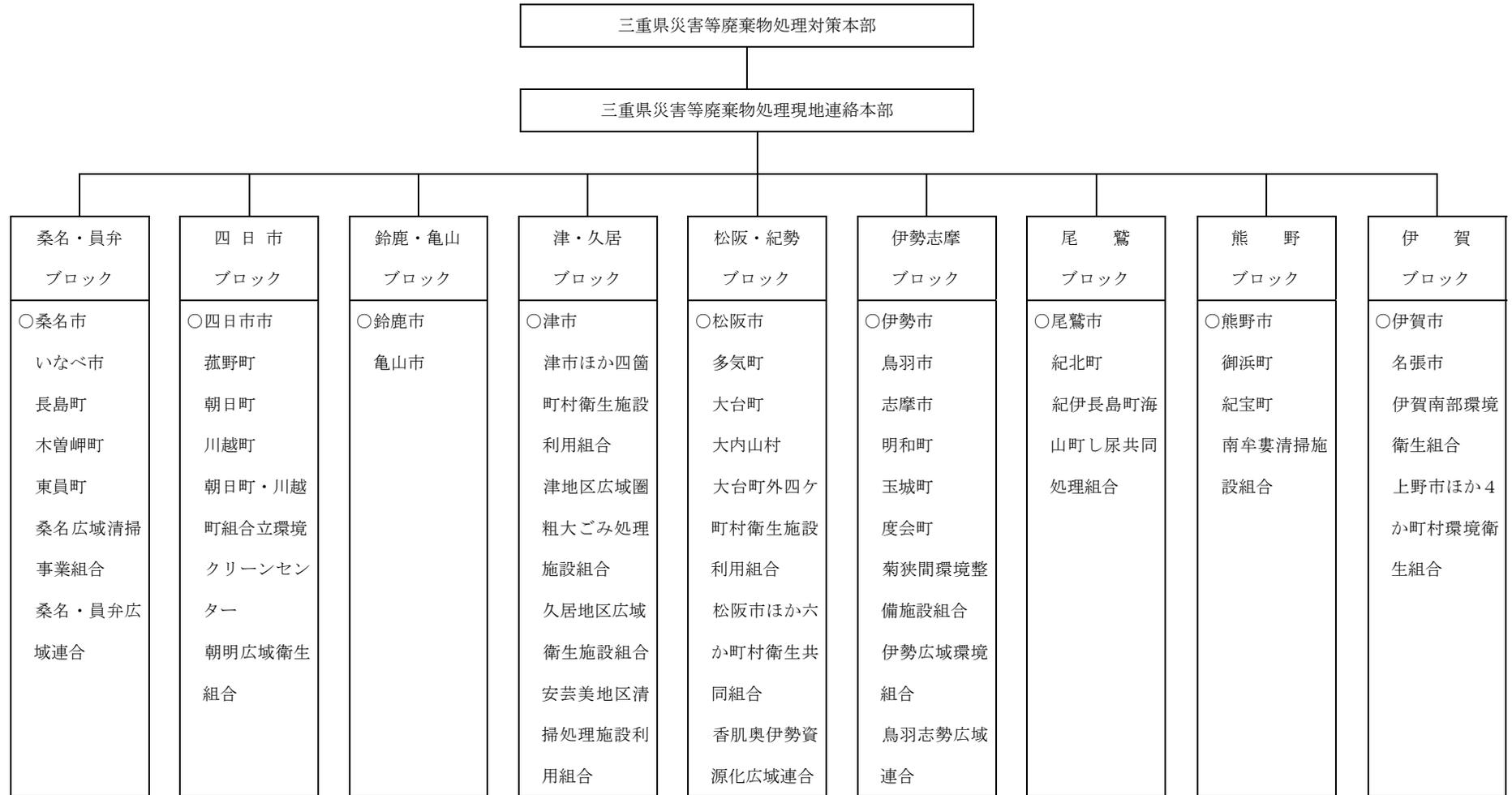
第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

記名押印 [略]

三重県災害等廃棄物処理応援体制組織図



(注) 1 ○印を付した市は、協定書第3条第1項の規定に基づく各ブロックの幹事市とする。

2 三雲町と明和町のし尿処理については、松阪市ほか六か町村衛生共同組合に加入のため、し尿処理の場合松阪・紀勢ブロックに加入。

(様式第1号)

年 月 日

三重県知事 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援調整要請について

このことについて下記により応援調整を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画 <必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項目	内容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> 収集車の種類等 (t車 台) (必要人員 名) (t車 台) (必要人員 名) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日 応援要請場所
一次保管	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び保管量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び焼却等中間処理量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び最終処分量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車の種類等 (t車 台) (必要人員 名) (t車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
処理	<ul style="list-style-type: none"> ・処理量 (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

3 連絡先

市町村等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
F A X	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

4 その他必要事項

(様式第2号)

年 月 日

(市町村等名) 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援要請について

このことについて下記により応援を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画 <必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項目	内容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> 収集車の種類等 (t車 台) (必要人員 名) (t車 台) (必要人員 名) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日 応援要請場所
一次保管	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び保管量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び焼却等中間処理量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び最終処分量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車の種類等 (t車 台) (必要人員 名) (t車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
処理	<ul style="list-style-type: none"> ・処理量 (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

3 連絡先

市町村等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
F A X	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

4 その他必要事項

2-19 三重県水道災害広域応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、濁水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を織り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。

3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

(本部等の設置)

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 本部は、環境安全部内に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、濁水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

(応援)

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

- 2 ブロックの代表市町村(以下「代表者」という。)は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めたとき、本部へ応援を要請する。
- 3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。
- 4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。
- 5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに前条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書(別記第1号様式)により行うものとする。

- 2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書(別記第1号様式)により事後報告するものとする。
- 3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめたうえ、本部又は委員会へ報告するものとする。

(応援の内容)

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

- 2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。
 - (1) 応急給水作業
 - (2) 応急復旧作業
 - (3) 応急給水及び復旧用資機材の供出
 - (4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
- 3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表(別記第2及び第3号様式)により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

- 2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

（受援体制）

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

（経費の負担）

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。

(2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。

2 前項各号の定めにより難しいときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

（協議）

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（実施期日）

第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書70通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月21日

記名押印 〔略〕

(別記第1号様式)

年 月 日

様

(市町村等名)

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について

このことについて、下記により応援を(要請・報告)いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町村等名 (事後報告のみ記載する)			
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台、 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 ()		
	応援復旧 資機材 () 応援職員 (監督員 人、配管工 人) 工事業者 (班 人)		
応援期間	日間 (月 日～ 月 日)		
応援場所(集合場所)			
その他要望及び注意事項 応急給水用水の確保(可能、不可) 食糧、宿舎の確保等 ()			

2 連絡先 ()

3 連絡方法 ()

4 応援ルートの指定(案内図を添付すること)

(別記第2号様式)

応 援 物 資 等 調 査 表

1 職員の現況

事項 市町村 等名	職員数	左 の 内 職 種 別 職 員 数							工事事業者		備 考	
		事務職員	技 術 職 員				配管技術員	自動車 運転手	その他	業者数		技術職員
			設計監督	浄水場運転等	水 質	その他						

2 応急給水用具

区分 市町村 等名	給水(タンク)車				給 水 タ ン ク							ドラ ムカ ン	ポ リ 容 器				ポ リ 袋				備考
	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ		
	1.8	2.0	4.0	8.0	0.3	0.5	1.0	1.5	1.8	2.0	3.0	200	10	18	20	1	2	3	10		

三重県水道災害広域応援協定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県水道災害広域応援協定書(以下「協定書」という。)に基づき県、ブロックの代表市(以下「代表者」という。)、市町及び水道用水供給事業者(以下「市町等」という。)の行う応援活動について、具体的な事項を定め、水道災害対策の迅速かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 協定書第3条に定める大災害とは、震度5弱以上の地震及び県民の生活等に重大な支障を生ずると判断される規模の渇水及び事故等とする。

2 事故等とは、次のものをいう。

- (1) 河川等の水道水源の汚染による水質事故
- (2) 水道施設の水質汚染及び断水事故
- (3) 水道水を原因とする、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という。)に規定する集団、新感染症等の発生。
- (4) 風水害等

(応援の原則)

第3条 協定書第8条に基づく応援の原則は、次のとおりとする。

(1) 本部

- ① 三重県水道災害対策本部(以下「本部」という。)は、代表者等から応援要請があったときは、他の代表者等を通じ市町等に応援を要請するものとする。
- ② 本部は、代表者等からの応援要請により、他都道府県等からの応援が必要と判断した場合は、三重県災害対策本部(以下「県災対本部」という。)等を通じ応援するものとする。
- ③ 本部は、県災対本部等を通じて他都道府県等から応援要請があった場合は、代表者を通じ市町等に応援を要請するものとする。

(2) 現地連絡本部

現地連絡本部は、大災害により市町等が壊滅的な被害を受け、代表者及び連絡都市が機能しない場合で、市町等から要請があったとき又は本部長が必要と認めた場合に本部長の指示により、地域機関各地域防災総合事務所、各地域活性化局等が主体となり組織し、代表者等の事務を行うものとする。

(3) 代表者

- ① 代表者は、ブロック内の市町等から応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町等の応援で対応が可能と判断した災害の場合は、ブロック内の市町等に応援を要請するものとする。

② 代表者は、ブロック内の市町等から応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町等の応援だけでは対処できず、他のブロックや他都道府県等の応援が必要と判断した場合は、直ちに本部に応援を要請するものとする。

③ 代表者は、本部から他のブロックや他都道府県等への応援要請があった場合は、ブロック内の市町等に応援を要請するものとする。

(4) 市町等

① 市町等は、災害の規模等から自ら対応が可能と判断した場合は、自らが対処するものとする。

② 市町等は、災害の規模等から自らでは対処できないと判断した場合は、直ちに代表者等に応援を要請するものとする。

③ 市町等は、代表者等から他のブロックや他の都道府県等への応援要請があった場合は応援するものとする。

(広域応援体制)

第4条 大災害発生時に、広域的な応援を円滑に行うため、本部の設置と県内を5ブロックに分けた体制を整えるものとする。

2 応援組織は、協定書に定める、別図1のとおりとする。

(本部の組織等)

第5条 本部の組織・構成は、別図2のとおりとする。

2 本部には、本部事務局を置く。

3 事務局は、環境生活部、企業庁、及び日本水道協会三重県支部の職員で組織するものとする。

4 事務局には、別紙1のとおり、総務班、給水班、復旧班、水質班を置くものとする。

(現地連絡本部の組織等)

第6条 現地連絡本部の組織・構成は、別図3のとおりとする。

2 現地連絡本部には、現地事務局を置く。

3 事務局は、本部職員のほか代表者等の職員で組織するものとする。

4 事務局には、総務班と応援班を置くものとする。

(代表者の組織等)

第7条 水道用水供給事業者を除く市町等は、協定書に定める広域応援組織として、別図1の5つのブロックのいずれかに所属する。

2 ブロックには、代表者とこれを補佐する連絡都市を置くものとする。

3 代表者の組織等の詳細は、各ブロックの水道災害広域応援連絡協議会(以下「協議会」という。)等で定めるものとする。

(本部と他の本部等の関係)

第8条 本部等と他機関等の関係は、別図4とし、具体的には次のとおりとする。

2 県災対本部との関係

- (1) 本部設置後に県災対本部が設置された場合、本部は県災対本部に包括され、環境生活部及び企業庁は三重県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に定める次の所掌事務を行うものとする。
 - ① 環境生活部(給水班、班長、大気・水環境課長)
 - ア・部内及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - イ・水道の応急補修に関すること。
 - ウ・飲料水等の供給に関すること。
 - ② 企業庁(水道班、班長、水道事業課長)
 - 上水道施設の災害対策に関すること。
- (2) 本部の本部長(環境生活部長)と副本部長(企業庁長)は、県災対本部の本部員として、県災対本部に所属し、同本部の意志決定に参画する。
- (3) 本部は、県災対本部が設置された場合、同本部の事務を行うほか、協定書に定める応援を行うため、本部の事務を行うものとする。
- (4) 企業庁は、別途、三重県企業庁震災対策基本計画に基づき、震災対策本部及び現地震災対策本部を設置するものとする。
- (5) 本部と県災対本部の関係は、別図4のとおりとする。

3 県渇水対策本部との関係

- (1) 本部は、三重県渇水対策本部(以下「県渇水対策本部」という。)が設置された場合、本部長と副本部長は、県渇水対策本部の本部員として、同設置要綱及び運営要領により次の事務を行うほか協定書に定める応援を行うため、本部の事務を行うものとする。
 - ① 渇水情報の収集
 - ② 水確保の調整
 - ③ 応急対策の調整
 - ④ 被害状況の把握
 - ⑤ その他応急対策
 - (市町水道に関すること……大気・水環境課)
 - (県営水道に関すること……水道事業課)
- (2) 本部は、県渇水対策本部に代わり、県災対本部が設置されたときは、同本部の事務を行うほか、協定書に定める災害応援を行うため、本部の事務を行うものとする。
- (3) 企業庁は、別途、三重県企業庁渇水対策本部設置要綱に基づき、同本部を設置するものとする。

4 県対策本部との関係

- (1) 集団・新感染症等が発生した場合、三重県健康福祉部長及び管内の各保健所長は、三重県感染症予防計画により、県対策本部及び現地対策班を設置する。
- (2) 本部を設置した場合、本部事務局は県対策本部において、水道水について同計画に定める情報収集、原因究明、情報の提供及び広報を行うものとする。
- (3) 事故等により県災対本部が設置された場合、本部は県災対策本部に包括され、防災計画に定める所掌事務を行うほか、協定書に定める応援を行うため、本部の事務を行うものとする。

(市町等と他の組織の関係)

第9条 河川等で水質事故が発生し、水道水質に影響が予想される場合、関係市町等の水道部局は、取水停止等の緊急処置を行うとともに、河川では県土整備部による水質汚濁等に係る事故時の処理要領(以下「処理要領」という。)により、県の管理する二級河川については、地域機関建設事務所、国土交通省の管理する一級河川については、各河川の水質汚濁対策連絡協議会又は水質保全連絡協議会で定める要領により、これらの協議会と連携し、事故処理を行うとともに、応急、復旧対策を講じるものとする。

- 2 水道施設で水質汚染事故が発生した場合は、市町等は施設の管理者として、取水停止等の緊急措置を行うとともに、原因究明や応急、復旧対策を講じるものとする。
- 3 水道水を原因とする感染症が発生した場合、市町等は取水停止等の緊急措置を行うとともに、現地対策班等が設置されたときは、現地対策班等と連携し原因究明を行い、応急、復旧対策を講じるものとする。

(現地連絡本部と県災対本部の地方部及び現地本部との関係)

第10条 地方部及び現地本部との関係

三重県災害対策本部に関する条例により、県災対本部地方災害対策部(以下「地方部」という。)及び同現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)が設置された場合

- ① 現地連絡本部は、地方部と連携を図り情報収集等を行うとともに、協定書に定める応援を行うための事務を行うものとする。
- ② 現地本部が設置された場合、三重県災害対策本部に関する条例施行規則により、当該地方部はこれに包括される。
- ③ 現地本部は、県災対本部の事務の一部を行う組織であり、この場合、現地連絡本部は、現地本部に包括され、同本部の事務を行うほか、協定書に定める応援の事務を行うものとする。

(組織の事務)

第11条 各組織の行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部
 - ① 本部の配備体制及び指揮命令に関すること。
 - ② 現地連絡本部の設置及び現地連絡本部長の指名に関すること。

- ③ 被害状況等についての連絡調整に関する事。
- ④ 被災市町等の応急給水及び同資機材の供出の応援に関する事。
- ⑤ 被災市町等の応急復旧及び同資機材の供出の応援に関する事。
- ⑥ 被災市町等の浄水対策、水質検査の応援に関する事。
- ⑦ 他都道府県及び国等への応援要請に関する事。
- ⑧ 他都道府県等の災害の応援に関する事。
- ⑨ 県災対本部の事務に関する事。
- ⑩ その他応援対策に関する事。
- ⑪ 本部事務局の行う事務は、別紙1のとおりとする。

(2) 現地連絡本部

- ① 現地連絡本部の配備体制及び指揮命令に関する事。
- ② 代表者の行う、次項(3)の事務。
- ③ 現地連絡本部の事務に関する事。
- ④ 現地事務局の行う事務は、別紙2のとおりとする。

(3) 代表者

- ① ブロックの配備体制及び指揮命令に関する事。
- ② ブロックの被災市町等の被害状況の情報収集と伝達に関する事。
- ③ ブロックの被災市町等の応援要請に関する事。
- ④ ブロックの被災市町等の応急給水及び同資機材の供出の応援に関する事。
- ⑤ ブロックの被災市町等の応急復旧及び同資機材の供出の応援に関する事。
- ⑥ ブロックの被災市町等の浄水対策、水質検査の応援に関する事。
- ⑦ 他市町等への応援に関する事。
- ⑧ 代表者の組織の事務に関する事。
- ⑨ その他応援対策に関する事。

(組織の設置及び廃止)

第12条 各組織の設置及び廃止

(1) 本部

- ① 県内に大災害が発生した場合に自動的に設置される。
- ② 本部長が応援が必要と認めた場合に設置する。
- ③ 本部が未設置の場合の応援・連絡対応は、三重県水道災害広域対策推進委員(以下「委員会」という。)の設置要綱に定める、庶務(大気・水環境課)が行うものとする。
- ④ 県内において、災害応援対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

(2) 現地連絡本部

- ① 設置は協定書第6条第1項による。
- ② 原則として代表者の市に設置する。
- ③ 代表者の組織が設置されたとき、または、本部が廃止されたときに廃止する。

(3) 代表者の組織

- ① 県内に大災害が発生したときに設置する。
- ② 代表者が必要と認めた場合に設置する。
- ③ 代表者の組織は、原則として代表者の市に設置するものとする。
- ④ 本部が廃止されたとき及び災害応援対策がおおむね完了したと、代表者が認めたときに廃止する。

(配備体制)

第13条 大災害発生後の応援活動を迅速かつ円滑に推進するため、県は、別図2・3による本部及び現地連絡本部を、代表者は代表者の組織を設置・配備するものとする。

2 代表者の配備体制等は、各ブロックの協議会等で別途定めるものとする。

(職員の参集等)

第14条 大災害の発生が通常の勤務時間内の場合は、本部、現地連絡本部及び代表者の組織に参集する全職員による即応配備が可能であり、配備体制を迅速に組織するものとする。

2 勤務時間外や休日等において、大災害が発生した場合の各組織の参集は、参集地点に近い参集すべき職員はもとより、その他の参集する事務局職員は、状況の推移に注意し組織の事務局と連絡を取るか又は自らの判断で速やかに組織に参集するものとする。

(職員等への連絡)

第15条 職員等への連絡は、次のとおりとする。

(1) 県災对本部が先に設置された場合

県災对本部総括班 _____	本部総務班 _____	
(災害対策課担当)	(本部事務局担当)	本部長、副本部長、事務局長 各担当者、代表者

(2) 本部を単独で設置する場合

	本部総務班 _____	
	(本部事務局担当)	本部長、副本部長、事務局長 各担当者、代表者

2 ブロック内の連絡系統等は、各ブロックの協議会等で別途定めるものとする。

3 職員等への参集の連絡は電話等により行うものとする。

(応援等に係る情報収集・連絡体制等)

第16条 災害時で本部設置時の情報収集、連絡は、別紙3及び別図5により、次のとおり行うものとする。

被災都市⇔代表者(現地連絡本部) ⇔本部⇔県災对本部⇔国、他都道府県

- 2 本部、現地連絡本部、代表者及び市町等は、情報管理責任者を定め、常に最新情報を把握し、これを一元的に管理するものとする。
- 3 情報連絡は通信施設の被害状況により、ファックス、電話、防災行政無線等の可能な方法により連絡するものとする。

(管理する情報)

第17条 各組織が収集・把握し、管理・連絡する情報は次のとおりとする。

担当部局	情報収集範囲	情報収集内容
本部	被災市町等	①応援要請状況
現地連絡本部	ブロック内市町	②被害状況
代表者	〃	③給水状況
市町	市町内	④復旧状況
本部(企業庁)	用水供給事業	⑤資機材備蓄状況
本部	他都道府県	⑥応援体制
		他都道府県からの応援要請状況

(応援要請)

第18条 応援要請は、別図5により行うものとする。

- 2 応援要請は、原則として協定書に定める応援要請書により、ファックスで行うものとするが、そのいとまのない場合は、他の方法により要請を行い、後に要請書を速やかに、代表者及び本部等に提出するものとする。

(応急対策計画)

第19条 応援は、市町等が独自に災害応急対策計画を作成している場合は、この計画に基づき行うものとし、これにより難しい場合は、代表者または現地連絡本部等が計画の立案を補佐し、速やかに作成するものとする。

- 2 市町等の計画は、次の項目等について考慮し、作成するものとする。

- (1) 水道災害対策本部の設置
- (2) 初動体制
- (3) 動員体制
- (4) 情報連絡体制
- (5) 応急給水体制
- (6) 応急復旧体制
- (7) 給水、復旧の資機材の確保・調達体制
- (8) 緊急医療施設等の給水、復旧体制
- (9) 住民相談の処理体制
- (10) 広報体制

(応急給水)

第20条 応急給水の目標量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|-----------|---------|------------------|
| (1) | 地震発生から3日間 | 1人1日 | 3リットル |
| (2) | 〃 | 4日～7日 | 1人1日 3～20リットル |
| (3) | 〃 | 8日～14日 | 1人1日 20～100リットル |
| (4) | 〃 | 15日～28日 | 1人1日 100～250リットル |

2 本部は、応援要請に基づく応急給水に当たり、ブロックを超える規模の応援が必要と判断した場合は、住民に公平な給水が行えるよう、市町等の応援体制・規模等をもとに、応援者や給水資機材等の調整を行い、その配分計画を立てたうえ、各代表者又は他都道府県等に応援要請を行うものとする。

3 市町等は、断・減水が生じる医療機関、社会福祉施設、在宅病人世帯に対しては、その対象を把握し優先的に応急給水を行うものとする。

4 企業庁は、応急給水の応援要請がある場合は、浄水池、調整池等の貯留水を使用し、給水車等への給水を行うものとする。

(給水・復旧資機材の供出等)

第21条 協定書第11条により、本部、代表者及び市町等は県内の応援資機材の内容等を把握しており、資機材の応援要請に基づき、市町等は、これを利用することができるが、市町等は、不足すると思われる資機材については、独自で調達する必要があり、事前に関連業者等に災害時の協力を要請したり、製造業者等と協議を行い必要量等の確保に努めるものとする。

2 市町等が相互に資機材を所有する等の協力体制づくりも、ブロック協議会等で検討するものとする。

(応援職員の装備)

第22条 市町等が派遣する職員(以下「応援職員」という。)は、応援内容に応じて車両、資機材、作業工具のほか、自らの食料、衣類並びに資金等を持参するものとする。

2 応援職員は、応援市町等の名称を示す腕章等を着用するものとする。

(受援市町等の体制)

第23条 応援を受ける被災市町等(以下「受援市町等」という。)は、他機関による応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、平常時から次の事項について、受入体制を確立しておくものとする。

- (1) 応援者が使用する各種図書類、道路図面の整備
- (2) 応援者の基地、宿泊・食事施設等の候補地の確保
- (3) 応援者の応急生活必需品の調達及び配給計画
- (4) 応援資機材等の管理及び蔵出し計画
- (5) 指揮者、誘導者等の配備計画
- (6) 応援市町等の作業及び役割分担計画

- (7) 応援市町等との情報連絡
- (8) 応援期間、経費その他協議を要する事項

(経費の負担等)

第24条 応援に要した経費の負担については、災害対策基本法第92条第1項の「他の地方公共団体の長の応援を受けた、地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない」の規程を原則とし、協定書に定めるほか、具体的な経費の負担は次のとおりとする。

(1) 人件費の負担

応援職員の人件費等のうち、職員の身分に基づき支給される給与及び手当等については、応援市町等の負担とし、応援活動に伴い別途、支給される超過勤務手当等の手当については受援市町等の負担とする。

(2) 燃料費、修理費等の負担

応援に要した車両、機材等の燃料費、修理費及び賃貸料は、受援市町等の負担とする。

(3) 資機材の負担

応急給水、復旧用資機材の費用は、受援市町等の負担とする。

(4) 応援関連経費の負担

応援職員が持参する物品以外の消耗品等や関連経費は、受援市町等の負担とする。

(5) 宿泊等の負担

応援職員の宿泊や食事に係る経費については、受援市町等の負担とし、それを補完する目的で持参する食料や生活用品については、応援職員の負担とする。

(6) 応援職員の負傷等の負担

応援職員の応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における、公務災害補償に要する経費は応援市町等の負担となるが、負傷、疾病の応急的な治療費については、受援市町等の負担とする。

(協議)

第25条 今後、この要領の実施において定めることが必要な事項については、委員会で協議を行い、随時、要領の見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別紙 1

1 ・「本部事務局の所掌事務」

[総務班]

庶務……………本部事務及び庶務、統括、要請、連絡調整並びに他の班に属さないこと
情報・広報……………本部、各班及び住民、報道機関等の情報、広報に関すること
調査連絡……………被害状況の調査、集計及び分析、照合、記録に関すること
渉外……………国、他都道府県及びその他団体との連絡調整、応援対応に関すること
資材調整……………応急資機材の調整

[給水班]

給水指揮……………応急給水の統括、調整、応援及び総合指揮に関すること
調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること

[復旧班]

復旧指揮……………応急復旧の統括、調整、応援及び総合指揮に関すること
調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること

[水質班]

浄水指揮……………浄水対策の統括、調整及び総合指揮に関すること
調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること
水質……………原水、応急給水の水質検査、保全及び薬品に関すること

[本部事務局担当]

総務班担当者……………大気・水環境課等
給水班……………大気・水環境課等、企業庁
復旧班……………大気・水環境課等、日本水道協会三重県支部
水質班……………大気・水環境課等

2 ・本部が未設置時の対応

三重県水道災害広域応援対策推進委員会の庶務の大気・水環境課が対応する。

別紙 2

1・「現地連絡本部事務局の所掌事務」

[総務班]

- 庶務……………現地連絡本部事務及び庶務、統括、要請、連絡調整並びに他の班に属さないこと
- 情報・広報……………現地連絡本部、各班及び住民、報道機関等の情報、広報に関すること
- 調査連絡……………被害状況の調査、集計及び分析、照合、記録に関すること
- 渉外……………国、他県及びその他団体との連絡調整、応援対応に関すること
- 資材調整……………応急資機材の調整

[応援班]

給水

- 給水指揮……………応急給水の統括、調整、応援及び総合指揮に関すること
- 調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること

復旧

- 復旧指揮……………応急復旧の統括、調整、応援及び総合指揮に関すること
- 調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること

水質

- 浄水指揮……………浄水対策の統括、調整及び総合指揮に関すること
- 調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること
- 水質……………原水、応急給水の水質検査、保全及び薬品に関すること

現地連絡本部事務局担当

- 総務班担当者……………代表者・地域機関各地域防災総合事務所、各地域活性化局等、大気・水環境課等
- 応援班……………大気・水環境課等・企業庁・日本水道協会三重県支部

別紙 3

災害応援時の連絡方法（その1）

内 閣 府 災 害 対 策 本 部	
県庁内 →→→→ 災害対策本部事務局	
中央防災無線電話	8-3-8090-3300
中央防災無線FAX	8-3-8090-3310、3311（必要時のみ設置）



三 重 県 災 害 対 策 本 部	
TEL	059-224-2189（防災対策室）
FAX	059-224-2199（防災対策室）
防 災 ・ 行 政 無 線	
市町 →→→→ 県	
衛星系電話	7-101-8-2189（本部）
衛星系FAX	0-(p)-7-(p)-101-8-2199（本部）



三 重 県 水 道 災 害 対 策 本 部	
TEL	059-224-3145（大気・水環境課）
FAX	059-229-1016（大気・水環境課）
防 災 ・ 行 政 無 線	
市町 →→→→ 県	
地上系電話	8-* - 8-3145（本部）
地上系FAX	8-099-**-8-3024（本部）
衛星系電話	7-101-8-3145（本部）
衛星系FAX	0-(p)-7-101-8-3024（本部）

*地上系電話、地上系FAX、衛星系電話、衛星系FAXは、三重県防災・行政無線の電話番号である。

*県庁から市町への連絡は地上系電話（8-45-●●●-**-11）、地上系FAX（8-650-(ppp)-●●●-(ppp)-0）、衛星系電話（8-7-●●●-11）、衛星系FAX（8-7-(p)-●●●-19）をダイヤルする。（●●●は各市町局番）

*（p）の箇所には、ポーズを挿入する。

*県の末端機（企業庁の地域機関等）から連絡する場合には、市町からの連絡と同様である。

災害応援時の連絡方法

東紀州ブロック

水道事業者（市町村等）		TEL	FAX	地上系電話	地上系FAX	衛星系電話	衛星系FAX	備考
尾鷲市（代表都市） 水道部総務係	通常時	0597-23-8271	0597-23-8276	8-209-**11	8-209	7-209-11	0-(p)-7-(p)-209-19	
	夜間休日	0597-23-8111		市役所守衛室（守衛から水道部長へ連絡方法確保）				
熊野市（連絡都市） 水道課	通常時	0597-89-4111	0597-89-4590	8-212-**11	8-212	7-212-11	0-(p)-7-(p)-212-19	
	夜間休日	0597-89-4111		当直室（当直から水道課長補佐へ連絡方法確保）				
紀北町 水道課	通常時	0597-47-5500	0597-47-0294	8-542-**11	8-542	7-542-11	0-(p)-7-(p)-542-19	
	夜間休日	0597-46-3111	0597-47-0294	守衛室（守衛から水道課長へ連絡方法確保）				
御浜町 生活環境課上下水道係	通常時	05979-3-0513	05979-2-3502	8-561-**11	8-561	7-561-11	0-(p)-7-(p)-561-19	
	夜間休日	05979-3-0513	05979-2-3502	守衛室（守衛から生活環境課長へ連絡方法確保）				
紀宝町 環境衛生課	通常時	0735-33-0343	0735-32-3061	8-564-**11	8-564	7-564-11	0-(p)-7-(p)-564-19	
	夜間休日	0735-33-0333	0735-32-3061	守衛室（守衛から環境衛生課職員へ連絡方法確保）				

災害応援時の連絡方法

三重県企業庁

水道事業者（市町村等）		TEL	FAX	地上系電話	地上系FAX	衛星携帯電話	衛星系FAX	備考
企業庁水道事業課	通常時	059-224-2833	059-224-3043	8-*8-2833	—	080-8263-1371	—	
	夜間休日			水道事業課				
北勢水道事務所	通常時	0593-51-1561	0593-51-1566	8-45-181-**-11	8-650-(ppp)-181-(ppp)-0	080-8263-1372	—	
	夜間休日	0593-51-1561	0593-51-1566	8-45-181-**-11	8-650-(ppp)-181-(ppp)-0	080-8263-1372	—	
中勢水道事務所	通常時	059-295-0200	059-295-0210	8-45-182-**-11	8-650-(ppp)-182-(ppp)-0	080-8263-1373	—	
	夜間休日	059-295-0200	059-295-0210	8-45-182-**-11	8-650-(ppp)-182-(ppp)-0	080-8263-1373	—	
南勢水道事務所	通常時	0598-38-2497	0598-38-2946	8-45-183-**-11	8-650-(ppp)-183-(ppp)-0	080-8263-1374	—	
	夜間休日	0598-38-2497	0598-38-2946	8-45-183-**-11	8-650-(ppp)-183-(ppp)-0	080-8263-1374	—	

三重県環境森林部（三重県水道災害対策本部事務局）

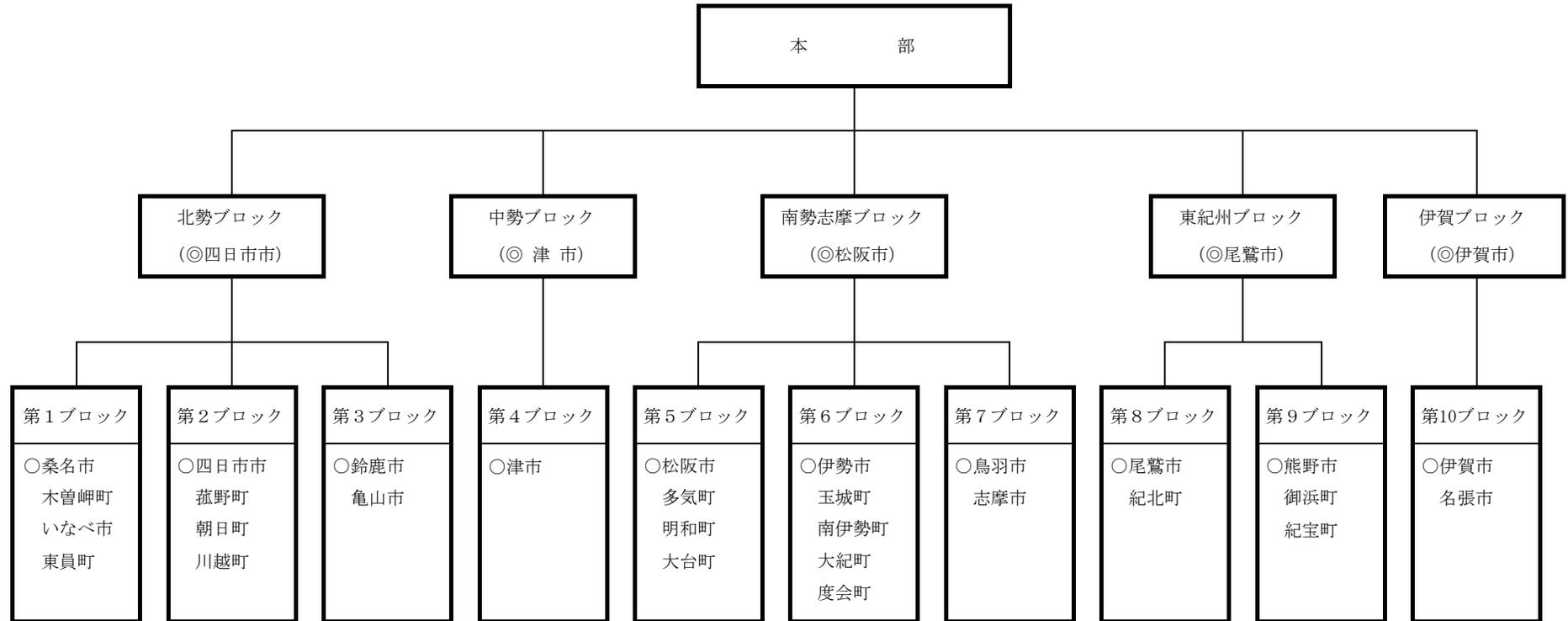
		TEL	FAX	地上系電話	地上系FAX	衛星系電話	衛星系FAX	備考
環境森林部大気・水環境課 生活排水・水道班	通常時	059-224-3145	059-229-1016	8-*8-3145	8-099-**8-3024	7-101-8-3145	0-(p)-7-(p)-101-8-3045	
	夜間休日							
	夜間休日							

公益社団法人日本水道協会三重県支部

		TEL	FAX	地上系電話	地上系FAX	衛星系電話	衛星系FAX	備考
公益社団法人日本水道協会	通常時	059-237-5811	059-237-1210			090-9021-4135		
	夜間休日	059-237-5811	059-237-1210	事務局は、津市水道局水道総務課				

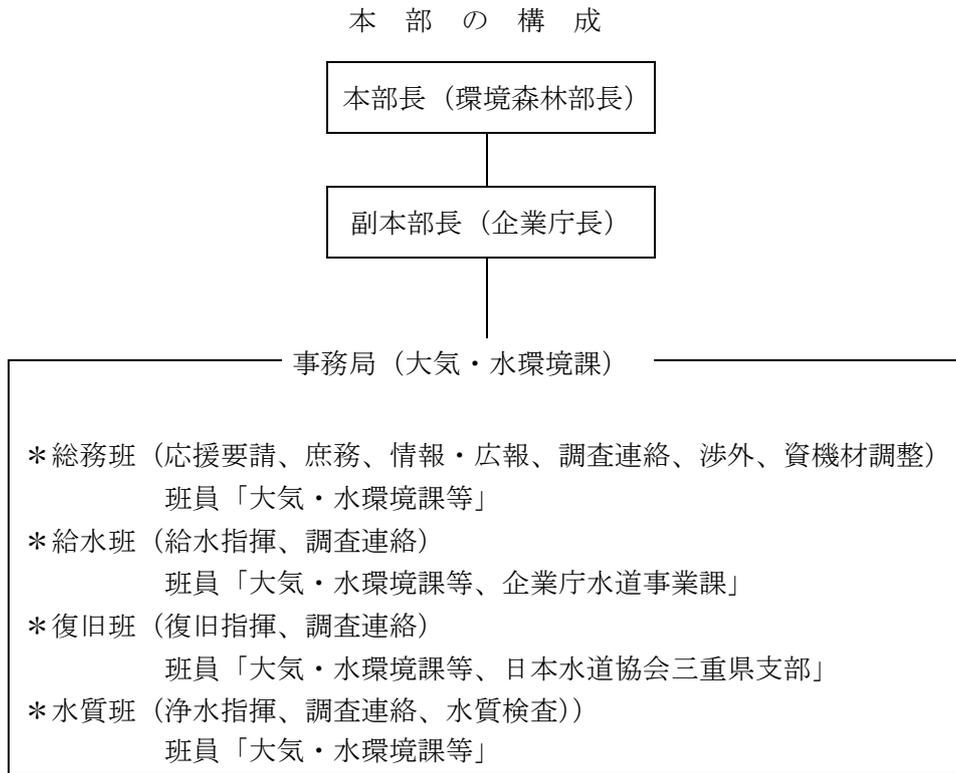
別図 1

三重県水道災害広域応援組織図

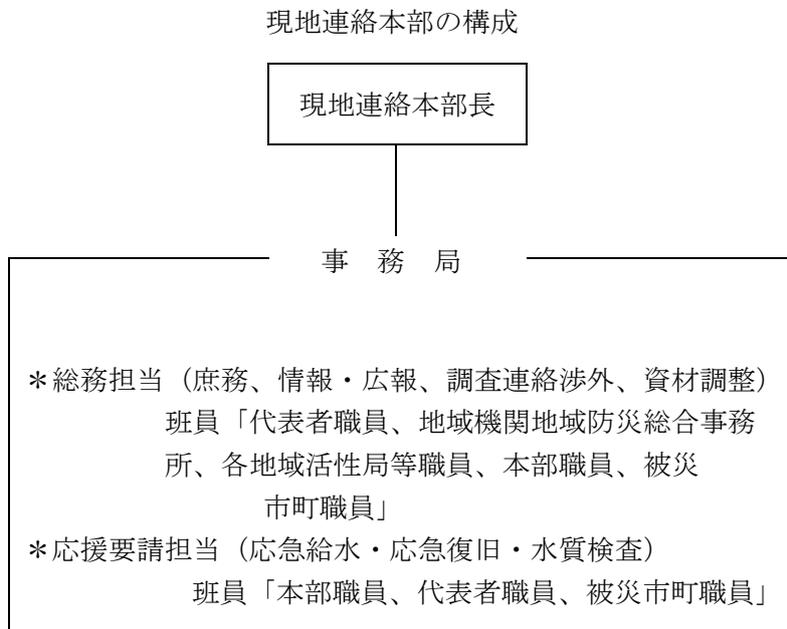


◎幹事都市（代表者） ○連絡都市

別図 2

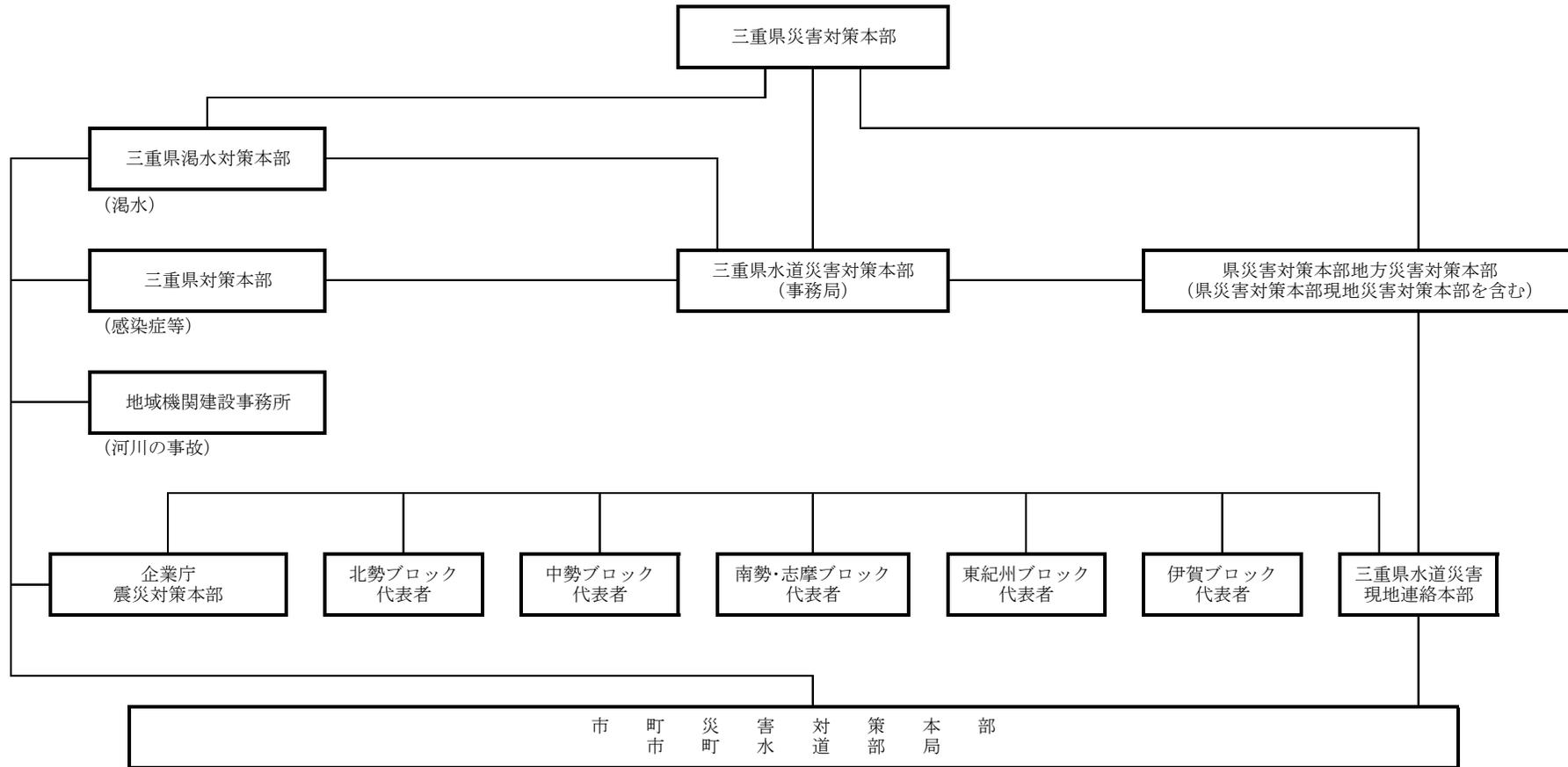


別図 3



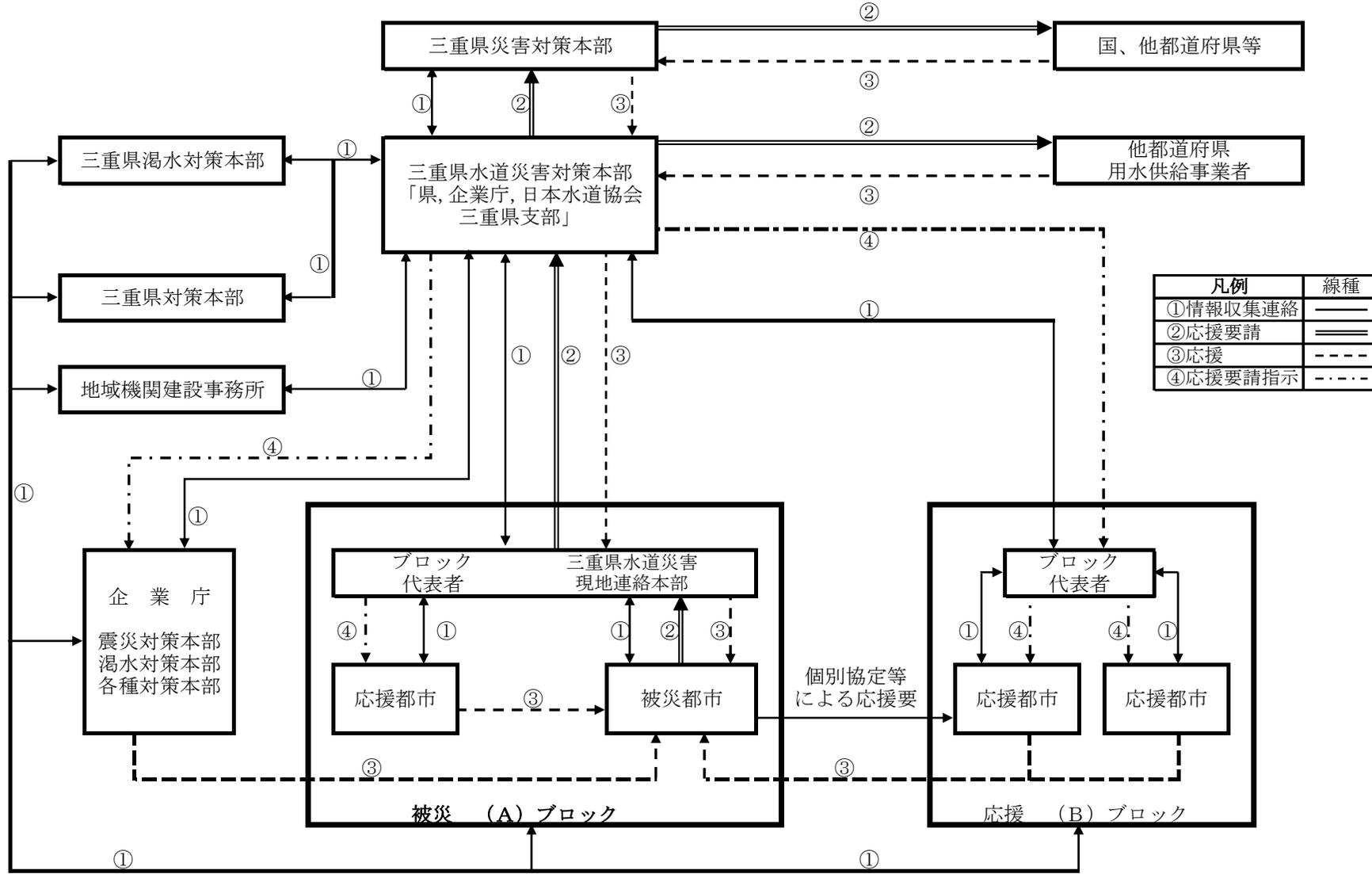
別図 4

三重県水道災害対策本部等と他機関の関係



別図 5

三重県水道災害対策情報連絡・応援体制



(A) ブロックが被災した場合

2-20 災害時における応急対応に関する協定書

紀宝町（以下「甲」という）と紀宝町水道事業組合（以下「乙」という）とは、地震等の大規模災害が発生し、紀宝町災害対策本部が設置された場合において必要な対応を円滑に行うため、紀宝町水道事業危機管理マニュアルに基づき、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、非常災害が発生し、配水池（鮎田、成川、阪松原、上野、鶉殿上野、七滝）の給水確保、及び配水管の破損等給水に障害が生じた場合において給水、復旧作業に必要があると認めるときは、乙に協力を要請するものとする。

（要請の方法）

第2条 要請は、原則として次に掲げる事項を記載した別紙様式1の文書をもって協力を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、甲に協力するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条に規定する協力要請に対して要した経費については、原則として甲の負担とし、詳細については甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては環境衛生課長とし、乙においては水道事業組合長とする。

(損害補償)

第7条 この業務に従事した者が、第1条に規定する業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、業務従事者の責任において行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 7月23日

甲 紀宝町水道事業管理者
紀宝町長

乙 紀宝町水道事業組合
組合長

様式1

災害時応急対策協力要請書

紀宝町水道事業

発信者：

本 庁 {TEL 0735-33-0343
FAX 0735-32-3061
浄水場 {TEL 0735-21-6287
FAX 0735-23-0755

発信先	様
1 災害の状況	
2 要請内容	
3 発生場所	
4 要請期間	平成 年 月 日 曜日 時 分 ～ 平成 年 月 日 曜日 時 分
5 要請日時	平成 年 月 日 曜日 時 分
6 その他 特記事項	

紀宝町内において災害が発生し、住民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されますので、ご協力をお願い致します。

2-21 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

紀宝町(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社三重支店(以下「乙」という。)および関西電力株式会社和歌山支店(以下「丙」という。)は、地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の確保及び使用に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が所有し管理する土地で、乙又は丙の災害復旧活動(工事用資機材の設置を含む。)に供する土地(以下「災害復旧用オープンスペース」という。)として確保し、電気・通信等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

(災害復旧用オープンスペース)

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表に掲げるとおりとする。

(使用要請)

第3条 乙又は丙が災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、甲に対して、あらかじめ定められた様式の書面により使用要請を行うものとする。

ただし、書面による使用要請ができない場合は、口頭等で要請した後、すみやかに定められた様式の書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

(使用方法)

第4条 乙及び丙は、前条においてそれぞれ認められた同一の災害復旧用オープンスペースを同時期に使用する場合には、乙及び丙が協議してそれぞれの使用範囲・方法等を定めるものとする。

2 乙又は丙は、災害復旧用オープンスペース内の施設(以下「施設」という。)の使用を必要とする場合には、甲と協議して使用内容・機関等を定めるものとする。

3 乙又は丙は、災害復旧用オープンスペース又は施設内に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲と協議のうえ、それぞれが自己の責任と負担において設置できるものとする。

(無償使用)

第5条 甲は、災害復旧用オープンスペース及び施設を、乙及び丙に無償で使用させるものとする。

(原状回復)

第 6 条 乙又は丙は、災害復旧用オープンスペース又は施設を返還する場合は、それぞれ自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第 4 条第 3 項により設置した設備は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

(損害賠償)

第 7 条 乙又は丙は、災害復旧用オープンスペースの使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、他の当事者または第三者に損害をおよぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(協議事項)

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、その都度、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 9 条 この協定は、平成24年4月24日から、その効力を有するものとし、甲、乙、丙が書面をもって協定の終了を他の当事者に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月24日

三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地

甲 紀宝町長

三重県津市桜橋二丁目149番地

乙 西日本電信電話株式会社 三重支店
支店長

和歌山県和歌山市岡山東40番地

丙 関西電力株式会社 和歌山支店
支店長

別紙

災害復旧用オープンスペース一覧表

(平成24年 3月31日現在)

No.	所在地	面積	所有・ 管理 者	備考
1	紀宝町大里24-5	17,155.00 m ²	紀宝 町	深田運動場
2	紀宝町大里24-11	3,314.00 m ²	紀宝 町	深田テニスコート
3	紀宝町大里24-12	3,116.00 m ²	紀宝 町	駐車場
4	紀宝町大里2860-1	832.00 m ²	紀宝 町	田代公園
5	紀宝町大里2826-2	3,270.00 m ²	紀宝 町	田代公園
6	紀宝町井田926-2	3,116.00 m ²	紀宝 町	井田小僧上町有地
7	紀宝町井田931-3	2,125.00 m ²	紀宝 町	井田小僧上町有地
8	紀宝町井田933-2	7,508.00 m ²	紀宝 町	井田小僧上町有地

2-2-2 災害応急復旧工事の協力に関する協定

紀宝町を甲とし、紀宝町建設業組合を乙として、当事者間において紀宝町内の甲が管理する公共施設に発生した風水害、地震、その他による災害時の応急復旧工事（以下「災害応急復旧工事」という。）について次のとおり協定する。

（協力要請）

- 第1条 甲は、災害応急復旧工事を実施するため、乙の協力を求める必要があると認めるときは、乙に協力を要請する。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲と協議して乙の組合員の中から災害応急復旧工事担当事業者（以下「工事担当事業者」という。）を選定するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により選定された工事担当事業者に災害応急復旧工事の実施を要請するものとする。
- 4 第1項及び第3項の要請は、文書により行うものとする。ただし、急を要するときには、電話、その他の方法により要請することができる。

（災害応急復旧工事の実施）

- 第2条 工事担当事業者は、前条の要請を受けたときは、甲の定めた町職員の指示に従い災害応急復旧工事を実施するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害現場に指示する町職員がいないときは、工事担当事業者は甲の指示事項に従い適切な災害応急復旧工事を実施するものとする。

（工事の報告）

- 第3条 工事担当事業者は前条の災害応急復旧工事の実施にあたっては、随時、その工事の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに工事実施状況を報告するものとする。

（経費の負担）

- 第4条 工事担当事業者が実施した工事費用については、甲が負担する。
- 2 前項の規定により、甲は負担する経費は、甲と乙が協議して定める「災害発生時の緊急工事における労務、建設機械単価」等を基準として算出した額とする。

（災害補償）

- 第5条 災害応急復旧工事に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（連絡責任者）

- 第6条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、事前に連絡責任者を定めておくものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までの期間とする。
2 前項の協定期間満了3か月前までに、甲、乙、いずれからも改定意思表示がないときは、更に1年間、期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議事項)

第8条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年12月26日

甲 紀宝町鶴殿324番地
紀宝町長

乙 紀宝町
紀宝町建設業組合
組合長

2-23 災害応急復旧工事の協力に関する協定の運用協定

紀宝町（以下「甲」という。）と紀宝町建設業組合（以下「乙」という。）とは「災害応急復旧工事の協力に関する協定」（以下「基本協定」という。）第8条の規定により、次のとおり運用協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、基本協定第2条に規定する災害応急復旧工事の実施に関する運用を定めることにより、災害（基本協定前文に規定する災害をいう。）発生時の即時的な対応を可能にし、迅速に甲が管理する公共施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 基本協定第1条第1項に定める協力を要請する災害は、次のとおりとする。

- (1) 東海地震、東南海、南海地震等の大規模地震による災害
- (2) 大雨により、町の全域又は一部において集落の全部又は一部が孤立する大規模な災害が発生し、緊急に孤立の解消を行う場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、緊急を要する応急処置が必要な場合

2 基本協定第1条第1項の要請は、紀宝町災害応急復旧工事協力要請書（様式第1号）によるものとし、同条第4項ただしがきの規定により電話、その他の方法により要請した場合においても、速やかに紀宝町災害応急復旧工事協力要請書を作成するものとする。

3 基本協定第1条第3項の要請は、紀宝町災害応急復旧工事实施要請書（様式第2号）によるものとし、同条第4項ただしがきの規定により電話、その他の方法により要請した場合においても、速やかに紀宝町災害応急復旧工事实施要請書を作成するものとする。

（災害応急復旧工事の実施）

第3条 基本協定第2条に定める工事担当事業者が実施する災害応急復旧工事の内容は次のとおりとする。

- (1) 崩土、倒木等の交通障害物の除去工事
- (2) 増破防止工事
- (3) 仮復旧工事及び仮設工事
- (4) その他必要な工事

2 基本協定第3条の工事实施状況の報告は、紀宝町災害応急復旧工事報告書（様式第3号）によるものとする。

3 前項の紀宝町災害応急復旧工事報告書には、工事着手前の状況、施工数量等が分か

る写真、計算書等を添付するものとする。

(緊急連絡応援体制ネットワーク)

第4条 甲及び乙は、基本協定第6条に定める連絡責任者を選任し、緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「緊急ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 緊急ネットワークの運用は、甲及び乙がそれぞれ緊急ネットワーク資料を作成し、強化を図るものとする。

3 甲及び乙は、前項で作成した緊急ネットワーク資料に変更が生じたときは、すみやかに新たな緊急ネットワーク資料を作成し、相互に情報を共有するものとする。

(訓練・研修等)

第5条 甲及び乙は、緊急時を想定した訓練を行い、緊急時の対応について改善を図るものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じて研修を行い緊急時への対応能力の向上に努めるものとする。

3 甲は、緊急時に備え緊急輸送道路や公共施設の重要度等について乙に定期的に通知するものとする。

(協定の期間)

第6条 この運用協定の期間は、基本協定の期間と同一とする。

(協議事項)

第7条 この運用協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの運用協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議のうえ、解決するものとする。

この運用協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年12月26日

甲 紀宝町鵜殿324番地
紀宝町長

乙 紀宝町
紀宝町建設業組合
組合長

様式第 1 号

紀宝町災害応急復旧工事協力要請書

年 月 日

紀宝町建設業組合

組合長 様

紀宝町長

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 1 条第 1 項の規定により要請します。

場 所 紀宝町 地内

状 況

工事内容

その他

作業の際は、作業場所の状況に十分注意を払い作業員の安全を最優先させてください。

様式第 2 号

紀宝町災害応急復旧工事実施要請書

年 月 日

様

紀宝町長

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 1 条第 3 項の規定により要請します。

場 所 紀宝町 地内
状 況
工事内容

その他

作業の際は、作業場所の状況に十分注意を払い作業員の安全を最優先させてください。

受 諾 書

紀宝町長 様

上記の要請について同意し、災害応急復旧工事の協力に関する協定及び災害応急復旧工事の協力に関する協定の運用協定に基づき工事を行います。

年 月 日

所 在 地

名称又は氏名

様式第 3 号

紀宝町災害応急復旧工事報告書

年 月 日

紀宝町長 様

年 月 日

所 在 地

名称又は氏名

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 3 条の規定により報告します。

場 所 紀宝町 地内

工事概要

工事内容 別紙工事内訳表のとおり
(添付書類：写真(着工前、施工中、完成後) 竣工図)

その他

2-24 災害応急復旧工事の協力に関する協定書

紀宝町を甲とし、社団法人三重県建設業協会熊野支部を乙として、当事者間において紀宝町内の甲が管理する公共施設に発生した風水害、地震、その他による災害時の応急復旧工事（以下「災害応急復旧工事」という。）について次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害応急復旧工事を実施するため、乙の協力を求める必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲と協議して乙の組合員の中から災害応急復旧工事担当事業者（以下「工事担当事業者」という。）を選定するものとする。

3 甲は、前項の規定により選定された工事担当事業者に災害応急復旧工事の実施を要請するものとする。

4 第1項及び第3項の要請は、文書により行うものとする。ただし、急を要するときは、電話、その他の方法により要請することができる。

（災害応急復旧工事の実施）

第2条 工事担当事業者は、前条の要請を受けたときは、甲の定めた町職員の指示に従い災害応急復旧工事を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害現場に指示する町職員がいないときは、工事担当事業者は甲の指示事項に従い適切な災害応急復旧工事を実施するものとする。

（工事の報告）

第3条 工事担当事業者は前条の災害応急復旧工事の実施にあたっては、随時、その工事の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに工事实施状況を報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 工事担当事業者が実施した工事費用については、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲は負担する経費は、三重県土木工事積算基準標準歩掛表、設計単価表を基準として算出した額とする。

（災害補償）

第5条 災害応急復旧工事に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、事前に連絡責任者を定めておくものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までの期間とする。

2 前項の協定期間満了3か月前までに、甲、乙、いずれからも改定の意思表示がないときは、更に1年間、期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議事項)

第8条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 紀宝町鵜殿324番地
紀宝町長

乙 熊野市井戸町井土
社団法人 三重県建設業協会熊野支部
支部長

2-25 災害応急復旧工事の協力に関する協定の運用協定

紀宝町（以下「甲」という。）社団法人三重県建設業協会熊野支部（以下「乙」という。）とは「災害応急復旧工事の協力に関する協定」（以下「基本協定」という。）第8条の規定により、次のとおり運用協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、基本協定第2条に規定する災害応急復旧工事の実施に関する運用を定めることにより、災害（基本協定前文に規定する災害をいう。）発生時の即時的な対応を可能にし、迅速に甲が管理する公共施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 基本協定第1条第1項に定める協力を要請する災害は、次のとおりとする。

- (1) 東海地震、東南海、南海地震等の大規模地震による災害
- (2) 大雨により、町の全域又は一部において集落の全部又は一部が孤立する大規模な災害が発生し、緊急に孤立の解消を行う場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、緊急を要する大きな規模の応急処置が必要な場合

2 基本協定第1条第1項の要請は、紀宝町災害応急復旧工事協力要請書（様式第1号）によるものとし、同条第4項ただしがきの規定により電話、その他の方法により要請した場合においても、速やかに紀宝町災害応急復旧工事協力要請書を作成するものとする。

3 基本協定第1条第3項の要請は、紀宝町災害応急復旧工事实施要請書（様式第2号）によるものとし、同条第4項ただしがきの規定により電話、その他の方法により要請した場合においても、速やかに紀宝町災害応急復旧工事实施要請書を作成するものとする。

（災害応急復旧工事の実施）

第3条 基本協定第2条に定める工事担当事業者が実施する災害応急復旧工事の内容は次のとおりとする。

- (1) 崩土、倒木等の交通障害物の除去工事
- (2) 増破防止工事
- (3) 仮復旧工事及び仮設工事
- (4) その他必要な工事

2 基本協定第3条の工事实施状況の報告は、紀宝町災害応急復旧工事報告書（様式第3号）によるものとする。

3 前項の紀宝町災害応急復旧工事報告書には、工事着手前の状況、施工数量等が分かる写真、計算書等を添付するものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第4条 甲及び乙は、基本協定第6条に定める連絡責任者を選任し、緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「緊急ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 緊急ネットワークの運用は、甲及び乙がそれぞれ緊急ネットワーク資料を作成し、強化を図るものとする。

3 甲及び乙は、前項で作成した緊急ネットワーク資料に変更が生じたときは、速やかに新たな緊

急ネットワーク資料を作成し、相互に情報を共有するものとする。

(訓練・研修等)

第5条 甲及び乙は、緊急時を想定した訓練を行い、緊急時の対応について改善を図るものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じて研修を行い緊急時への対応能力の向上に努めるものとする。

3 甲は、緊急時に備え緊急輸送道路や公共施設の重要度等について乙に定期的に通知するものとする。

(協定の期間)

第6条 この運用協定の期間は、基本協定の期間と同一とする。

(協議事項)

第7条 この運用協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの運用協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議のうえ、解決するものとする。

この運用協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 紀宝町鵜殿 324 番地
紀宝町長

乙 熊野市井戸町井土 351-2
社団法人 三重県建設業協会熊野支部
支部長

様式第 1 号

紀宝町災害応急復旧工事協力要請書

年 月 日

三重県建設業協会

熊野支部長

様

紀宝町長

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 1 条第 1 項の規定により要請します。

場 所 紀宝町 地内
状 況
工事内容

その他

作業の際は、作業場所の状況に十分注意を払い作業員の安全を最優先させてください。

様式第 2 号

紀宝町災害応急復旧工事実施要請書

年 月 日

様

紀宝町長

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 1 条第 3 項の規定により要請します。

場 所 紀宝町 地内
状 況
工事内容

その他

作業の際は、作業場所の状況に十分注意を払い作業員の安全を最優先させてください。

受 諾 書

紀宝町長 様

上記の要請について同意し、災害応急復旧工事の協力に関する協定及び災害応急復旧工事の協力に関する協定の運用協定に基づき工事を行います。

年 月 日

所 在 地

名称又は氏名

様式第 3 号

紀宝町災害応急復旧工事報告書

年 月 日

紀宝町長 様

年 月 日

所 在 地

名称又は氏名

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 3 条の規定により報告します。

場 所 紀宝町 地内

工事概要

工事内容 別紙工事内訳表のとおり
(添付書類：写真（着工前、施工中、完成後）竣工図)

その他

2-26 災害応急復旧工事の協力に関する協定書

紀宝町を甲とし、紀宝町商工会建築部会を乙として、当事者間において紀宝町内の甲が管理する公共施設に発生した風水害、地震、その他による災害時の応急復旧工事(以下「災害応急復旧工事」という。)について次のとおり協定する。

(協力要請)

- 第1条 甲は、災害応急復旧工事を実施するため、乙の協力を求める必要があると認めるときは、乙に協力を要請する。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲と協議して乙の部会員の中から災害応急復旧工事担当事業者(以下「工事担当事業者」という。)を選定するものとする。工事担当事業者の要件は、「建設業の許可業者であること」「政府管掌の労災保険加入者であること」「事業者においては、中小事業主特別加入者であること」とする。
- 3 甲は、前項の規定により選定された工事担当事業者に災害応急復旧工事の実施を要請するものとする。
- 4 第1項及び第3項の要請は、文書により行うものとする。ただし、急を要するときは、電話、その他の方法により要請することができる。

(災害応急復旧工事の実施)

- 第2条 工事担当事業者は、前条の要請を受けたときは、甲の定めた町職員の指示に従い災害応急復旧工事を実施するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害現場に指示する町職員がいないときは、工事担当事業者は甲の指示事項に従い適切な災害応急復旧工事を実施するものとする。

(工事の報告)

- 第3条 工事担当事業者は、前条の災害応急復旧工事の実施にあたっては、随時、その工事の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに工事実施状況を報告するものとする。

(経費の負担)

- 第4条 工事担当事業者が実施した工事費用については、甲が負担する。

- 2 前項の規定により、甲は負担する経費は、甲と乙が協議して定める。

「災害発生時の緊急工事における労務、建設機械単価」等を基準として算出した額とする。

(災害補償)

- 第5条 災害応急復旧工事に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。

(連絡責任者)

- 第6条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、事前に連絡責任者を定めておくものとする。

(協定の期間)

- 第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までの期間とする。

- 2 前項の協定期間満了3か月前までに、甲、乙、いずれからも改定意思表示がないときは、更に1年間、期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議事項)

第8条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 21 年 1 月 5 日

甲 紀宝町鶴殿324番地
紀宝町長

乙 紀宝町成川656
紀宝町商工会建築部会
代 表

2-27 森林災害復旧支援等森林を守る協定書

三重県南牟婁郡紀宝町(以下「甲」という。)と三重県森林土木建設協会(以下「乙」という。)は気象災害などで森林の荒廃や林道施設が被災した場合に、甲と乙が連携協定し速やかに復旧対策等の森林を守る活動が行われるよう、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が所掌・管理する森林に異常気象等による災害が発生した場合は、乙は林道施設等の自主パトロールを実施し、甲が講ずる対策が確実に執行できるよう、被災状況の報告及び海岸防災林での清掃等、地域住民の安全と貴重な森林を守る保全活動を目的とする。

(対策の種類)

第2条 前条の趣旨に沿い講ずべき緊急な森林内の災害対策の種類は以下のものを対象とする。

- 一 治山施設、林道施設のパトロール
- 二 海岸防災林の清掃等の活動
- 三 その他の災害等が発生したときに、甲乙が協議し決定した対策

(情報の収集及び提供)

第3条 乙は、前条第1項第1号のパトロールを実施した時は、すみやかに状況を甲に報告するものとする。

又、森林地帯は急峻な地形で降雨や地震等で崩壊・崩落の危険性が高いため、パトロールの際は、気象情報に留意し悪天候の場合は天候の回復を待って実施する等、安全に配慮し事故の起きないように努めるものとする。

(協定の有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の1箇月前までに、甲又は乙からこの協定を変更もしくは終了させる申し出がないときは、次の1年間についてもこの協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第5条 この協定に定めのない事項又は協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 3月 6日

甲 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地
紀宝町長

乙 三重県松阪市鎌田町277番地10
三重県森林土木建設協会
会 長

2-28 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

紀宝町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、紀宝町内において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第 2 条 甲は、災害時において、資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有する又は、調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第 3 条 甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- （1）別表で掲げる資機材
- （2）その他乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第 4 条 第 2 条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第 5 条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 甲が乙よりレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 7月 1日

甲 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地

紀宝町
紀宝町長

乙 東京都中央区日本橋3-12-2

朝日ビルヂング7F
株式会社アクティオ

代表取締役

2-29 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

紀宝町（以下「甲」という。）と 一般社団法人新宮・熊野地区土砂ダンプ運輸協会（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害応急対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、津波、風水害等の災害発生時において、甲は緊急時の措置として、本協定の対象となるダンプトラックの確保に関し、必要な事項を定めるものである。

（業務内容）

第2条 甲の業務は、次のとおりとする。なお、ダンプトラックの派遣依頼は文書により行うものとする。

- （1） ダンプトラックの派遣依頼
- （2） その他の連絡調整

2 乙の業務は、次のとおりとする。

- （1） 乙所属会員への情報提供
- （2） ダンプトラックの派遣が可能な業者（以下「派遣可能業者」という。）の回答
- （3） その他の連絡調整

3 乙は、甲からダンプトラックの派遣依頼を受理したときは、直ちに派遣可能業者を文書にて回答するものとする。

（甲乙の責務）

第3条 甲及び乙は、本協定の目的・趣旨、及び本協定業務が社会貢献活動であることを十分に理解し、本協定業務を迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。また、本協定を円滑に遂行するため、乙は甲が実施する防災訓練等への参加に努めなければならない。

（費用への負担）

第4条 第2条の業務に要する費用は、乙の負担とする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了後、甲又は乙から特段の申し出がない限り、本協定は毎年度自動的に更新したものとする。

(事務局)

第6条 本協定の締結に関し、甲は、三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地 紀宝町役場
総務課に、乙は、和歌山県新宮市神倉3丁目1番28号 一般社団法人新宮・熊野地区
土砂ダンプ運輸協会にそれぞれ事務局を置くものとする。

(疑義等の解決)

第7条 本協定に定めのない事項、若しくは変更すべき事項、又は本協定に関する疑義が
生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有
する。

平成27年12月14日

甲 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地

紀宝町長

乙 和歌山県新宮市神倉3丁目1番28号

一般社団法人新宮・熊野地区土砂ダンプ運輸協会

代表理事

2-30 災害時における協力に関する基本協定書

紀宝町長 西田 健（以下「甲」という。）と紀南特別養護老人ホーム組合管理者 西田健（以下「乙」という。）とは、地震・津波・風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀宝町域に災害が発生した場合における災害時要援護者への避難支援について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所の施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 南牟婁郡紀宝町北桧杖 90 番地
紀南特別養護老人ホーム組合 宝寿園
- (2) 南牟婁郡紀宝町井田 1609 番地 2
紀南特別養護老人ホーム組合 亀楽苑

（対象者）

第3条 この協定における避難支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（協力要請の窓口）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ第1条に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（協力要請）

第5条 甲は、乙に協力の要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。
2 乙は、甲から前項の協力要請があった際は、可能な限り協力するものとする。

（協力の内容）

第6条 災害対策の実施に係る協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時における、福祉避難所としての受入れの協力及び、福祉避難所内での対象者の支援

- (2) 災害等により、緊急対応が必要と思われる箇所等を発見した場合の通報
- (3) 災害時における地域の災害対策業務への支援と協力
- (4) 平常時における施設従業員等への防災意識の普及・向上
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要に応じた災害対策業務

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(費用の負担)

第8条 乙は、対象者が受け入れ期間に要した費用の負担については、別途甲と協議するものとする。

(運用)

第9条 甲と乙は、災害対策を円滑に実施するために必要な事項について、別途定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、双方1通を保有するものとする。

平成26年 3月27日

甲 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地
紀宝町長

乙 三重県南牟婁郡紀宝町北松杖90番地
紀南特別養護老人ホーム組合
管理者

2-32 災害時における生活物資の供給に関する協力協定書

紀宝町（以下「甲」という。）と三重南紀農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害の発生時における生活物資の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

2 この協定において「生活物資」とは、別表に定めるものをいう。

（供給要請）

第2条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、緊急に生活物資の確保を図る必要があると認めるとき、乙が保有する生活物資の供給を乙に要請するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙が保有する生活物資を優先して甲に供給するものとする。ただし、乙が被災した時はこの限りでない。

（要請の手続き）

第4条 甲は、生活物資の供給を要請しようとするとき、出荷要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないとき、甲は口頭により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に出荷要請書を乙に提出するものとする。

（生活物資の引渡し）

第5条 生活物資の引渡し場所は、引渡しの都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡し場所において、乙の作成した出荷品目目録（別記様式第2号）により、生活物資を確認し、引き取るものとする。

3 甲は、必要と認めるときは、乙に生活物資の運搬を請求することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した生活物資の対価、その他必要な経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の支払いは、前条に規定する生活物資の引渡しの完了後、乙の請求に基づき遅滞なく行うものとする。

（生活物資の価格）

第7条 乙が甲に供給した生活物資の価格は、災害が発生する直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定める価格とする。

(報告)

第8条 この協定の確実な履行を期するため、甲は、乙に対してその保有する生活物資の品目、数量、価格等についての報告を求めることができるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3ヶ月前に文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第10条 生活物資の品目の追加又は変更その他についての協定の変更は、甲又は乙の申し出により甲乙協議して行うものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年 6月 3日

【甲】 紀宝町鵜殿324番地
紀宝町長

【乙】 御浜町阿田和4694-4番地
三重南紀農業協同組合
代表理事 理事長

別 表

1	食 料 品	4	光熱用品
2	炊事用品	5	その他必要な生活必需品
3	日用品雑貨		

第 1 号様式（第 4 条関係）

	紀総第 _____ 号 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
三重南紀農業協同組合 様		
紀宝町長 西 田 健 (印)		
<h2 style="margin: 0;">出 荷 要 請 書</h2>		
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日付け「災害時における生活物資の供給に関する協力協定書」に基づき、 次の物資の出荷を要請いたします。		
品 名	数 量	備 考

出 荷 品 目 目 録

品 名	数 量	備 考

平成 年 月 日付け、紀総第 号の出荷要請書により上記の生活物資を出荷
したことを確認いたします。

甲

乙

（注）2通作成し、甲乙1通ずつ保存する。

2-33 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書

紀宝町(以下「甲」という。)と三重県エルピーガス協会紀南支部(以下「乙」という。)とは、町内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の緊急用LPガス等の調達について、協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力体制の確保)

第2条 災害時に必要なLPガスの調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受け可能な限り必要な対応を行うものとする。

(LPガスの範囲)

第3条 この協定の対象となる緊急用LPガスは、容器、カセットコンロ、燃料機器等LPガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

(要請)

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

(1)甲において災害が発生し、甲の自主防災組織等からLPガス調達の斡旋を求められたとき又は甲自ら調達の必要を認めたとき。

(2)甲以外の災害に関し、甲を経由し国又は三重県からLPガス調達の斡旋を求められたとき。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために、速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(搬送及び引渡し)

第6条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたいえ、甲が指定する者に引き渡すものとする。

(価格)

第7条 乙が応急活動に要した費用(器具設置、接続を含む)は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(代金の支払)

第8条 乙は供給した救急用LPガスの代金の支払方法等は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(現有数量の向上)

第9条 乙は、毎年4月1日現在の供給可能なLPガスの数量を把握しておくものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙は、協会支部活動を通じて、日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は平成24年12月6日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年12月6日

甲 紀宝町長

乙 社団法人三重県エルピーガス協会 紀南支部
支部長

2-34 災害救助に必要な物資の調達と普及啓発に関する協定

紀宝町(以下「甲」という。)と一般社団法人 日本非常食推進機構(以下「乙」という。)は、相互に協力して災害時等の町民生活の安定を図るため災害用非常食等(以下「災害用物資」という。)の調達及び普及啓発に関する事項について協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、町民に災害用物資の個人備蓄を推進するための啓発活動を協力して実施することにより、平常時から災害に備え、町民の防災意識の高揚を図るとともに、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害用物資を活用した速やかな調達と供給を行い、町民の安全と安心に資することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害用物資を活用した防災啓発事業を連携して推進することとし、甲は乙が行う社会貢献活動としての事業に限り、可能な範囲での協力を行うものとする。

(要請)

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合において、災害用物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する災害物資の供給について協力を要請することができる。

- (1) 紀宝町内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 紀宝町以外の災害援助のため、甲に対して物資の調達、支援が要請されたとき。

(調達物資)

第4条 甲が乙に供給を要請する災害用物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 甲が指定する災害用物資

(要請手続等)

第5条 第3条に定める要請に係る手続は、「災害用物資要請書」(第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について協議の上、取り決めるものとし、支障をきたさないように常に点検、改善に努めるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、第3条による要請を受けた時は、その要請事項を速やかに実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

(災害用物資の運搬、引渡し)

第7条 災害用物資の引渡場所は甲が指定する場所とする。また、引渡場所までの運搬は乙が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、災害用物資を確認の上、引き取るものとする。

(費用負担)

第8条 第4条の調達物資の対価及び第7条の乙が行った運搬等の費用については、乙が負担するものとする。

ただし、乙が販売用に保有する災害用物資を調達した場合の費用は、甲が負担するものとし、その価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(物資保有数量の報告)

第9条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を「災害用物資保有数量等報告書」(第2号様式)により甲に報告するものとする。

2 乙が、前項による災害用物資を取り扱わなくなった場合は、速やかに甲に報告するものとする。また、この場合、甲と乙が協議の上、本協定を解除できるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから特段の申し出がないときは、この協定が更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月26日

甲 三重県紀宝町鶴殿324番地
紀宝町
紀宝町長

乙 三重県四日市市浮橋1丁目4番3号
一般社団法人 日本非常食推進機構
代表理事

2-35 災害時における物資供給に関する協定書

紀宝町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月22日

甲 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地
紀宝町長

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

2-36 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

紀宝町（以下「甲」という。）と三重県レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における被災者の救助、障害物の除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、紀宝町内において地震、風水害、大規模火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、乙の所属組合員が所有するレッカー車両を使用し、被災者の救助や応急対策業務として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急通行車両等の通行を確保するために乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し、車両等の除去について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両の場所、路線名及び種別、台数等
- (3) 現場責任者の職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、所属組合員が所有する車両、装備等の範囲内で可能な限り車両等排除業務を実施するものとする。

2 前項の規定による車両等排除業務を行う乙の組合員及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、前条第2項の規定により甲が指定する災害発生地現場責任者の指示に従い車両等排除業務を実施するものとする。

（費用負担）

第4条 本協定で定める活動に要する経費については、乙の負担とする。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく車両等排除業務の実施により、交通事故その他やむを得ない

事由により、乙の組合員及び従事者が損害を受けた場合には、乙及び乙の組合員又は従事者が加入する公的な災害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害賠償（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。ただし、その責に帰すことができない事由により、乙の組合員及び従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（除去対象車両等の破損の補償）

第6条 車両等排除業務の実施に当たり、第3条の規定により車両等排除業務に従事した者が排除の対象となる車両その他の物件を破損した場合、もしくは他人に損害を与えた場合には、甲が損失を補償する。ただし、故意又は重大な過失による場合は、乙又は従事者の責任において賠償する。

（状況報告）

第7条 甲は、この協定に基づく車両等排除業務が円滑に行われるよう、乙に対し、組合員名簿及び組合員の保有する車両台数等について、報告を求めることができるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めた事項について疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（秘密の保持）

第10条 乙は協力において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。協定の解除後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月14日

甲 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地
紀宝町長

乙 三重県津市住吉町2番30号
三重県レッカー事業協同組合
理事長

2-37 災害時における警察車両への燃料の供給に関する覚書

紀宝町（以下「甲」という。）と紀宝警察署（以下「乙」という。）は、災害時において、甲が所有する自家用給油施設に保有する備蓄燃料（以下「燃料」という。）を、乙が所有する車両への給油について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害の発生により、乙が通常給油している施設での給油が不可能な場合において、甲の所有する自家用給油施設に保有する燃料の供給について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この覚書において掲げる災害の定義は、災害対策基本法（昭和36年1月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（要請の方法）

第3条 乙が、燃料の給油を要請する場合は、甲に対し燃料供給要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により要請するものとする。

ただし、書面により要請する暇がない場合には、口頭により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（要請の受理）

第4条 甲は、乙から給油の要請を受けた場合には、業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

（給油方法）

第5条 甲は、乙に燃料の給油を行う場合には、要請書に基づき、乙の職員立会いの下給油するものとする。

（費用の負担等）

第6条 乙は、引き渡しを受けた燃料の給油量に応じ、その費用について負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 乙は、引き渡しを受けた燃料の費用について、甲が指定する支払方法により請求金額を甲に支払うものとする。

(効力)

第8条 この覚書は、締結した日から効力が発生するものとし、諸事情により覚書を破棄しようとする場合には、破棄する日を事前に甲乙協議するものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

この合意を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年10月16日

甲 南牟婁郡紀宝町鶉殿324番地

紀宝町長

乙 南牟婁郡紀宝町鶉殿1709番地2

紀宝警察署長

様式第1号

平成 年 月

日

紀 宝 町 長 殿

紀 宝 警 察 署 長

燃 料 供 給 要 請 書

「災害時における警察車両への燃料の供給に関する覚書」第3条に基づき、下記のとおり燃料の供給を要請します。

記

予定日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
燃料の種別 及び概算量	<input type="checkbox"/> レギュラーガソリン <u> </u> リットル <input type="checkbox"/> 軽油 <u> </u> リットル
受給車両	<input type="checkbox"/> 警察車両 (番号) <input type="checkbox"/> 警察車両 (番号) <input type="checkbox"/> 警察車両 (番号) <input type="checkbox"/> 警察車両 (番号) <input type="checkbox"/> 警察車両 (番号)
受給指揮者	紀宝警察署 職 氏名
備 考	

上記のとおり、給油したことを証明する。

平成 年 月 日

紀宝町長

印

【給油者】

2-38 災害時における消防車両への燃料の供給に関する覚書

紀宝町（以下「甲」という。）と熊野市消防本部（以下「乙」という。）は、災害時において、甲が所有する自家用給油施設に保有する備蓄燃料（以下「燃料」という。）を、乙が所有し、紀宝町内で活動する車両への給油について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害の発生により、乙が通常給油している施設での給油が不可能な場合において、甲の所有する自家用給油施設に保有する燃料の供給について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この覚書において掲げる災害の定義は、災害対策基本法（昭和36年1月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（要請の方法）

第3条 乙が、燃料の給油を要請する場合は、甲に対し燃料供給要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により要請するものとする。

ただし、書面により要請する暇がない場合には、口頭により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（要請の受理）

第4条 甲は、乙から給油の要請を受けた場合には、業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

（給油方法）

第5条 甲は、乙に燃料の給油を行う場合には、要請書に基づき、乙の職員立会いの下給油するものとする。

（費用の負担等）

第6条 乙は、引き渡しを受けた燃料の給油量に応じ、その費用について負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 乙は、引き渡しを受けた燃料の費用について、甲が指定する支払方法により請求金額を甲に支払うものとする。

(効力)

第8条 この覚書は、締結した日から効力が発生するものとし、諸事情により覚書を破棄しようとする場合には、破棄する日を事前に甲乙協議するものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

この合意を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 南牟婁郡紀宝町鶺殿324番地

紀宝町長 印

乙 熊野市有馬町1365-1

熊野市消防長 印

2-39 水源使用契約書

紀宝町長 西 田 健 (以下「甲」という。) と第一建設 (有) 代表取締役 佐田 健一 (以下「乙」という。) は、災害時の水源の確保に関し、次のとおり契約を締結する。

(契約物件)

第1条 乙は、所有する次に掲げる土地 (以下「当該土地」という。) に有する地下水源 (以下「井戸水」という。) を、甲に使用させるものとする。

土地の表示

南牟婁郡紀宝町井田1115番地1

(使用目的)

第2条 井戸水の使用については、災害時に使用するものとし、平時は使用してはならない。

ただし 甲が災害時以外に、やむをえない事情により使用することが必要と認める場合には、甲乙協議するものとする。

(使用契約の期間)

第3条 井戸施設の使用契約の期間は、平成25年 9月 1日から平成30年8月31日までの5カ年とする。

ただし、この期間満了1ヶ月前までに甲乙それぞれ異議の申し出がない場合は、この期間を5年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(使用の確認)

第4条 井戸水を使用するときは、事前に乙に通知するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

ただし、機器等の損傷による修繕費用や給水の為の経費については、甲乙その都度協議する。

(善管注意義務)

第6条 甲は、井戸水を使用する場合は、この契約に定めるところにより、善良なる管理者の注意義務を持って使用しなければならない。

(契約の解除)

第7条 この契約を解除するときは、甲乙協議のうえ契約を解除するものとする。

(附 則)

第8条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本証2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成25年 9月 1日

〔甲〕 南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地
紀宝町長

〔乙〕 南牟婁郡紀宝町井田1115番地1
第一建設(有)
代表取締役

2-40 井戸水源施設使用契約書

紀宝町長 西 田 健（以下「甲」という。）と、三重南紀農業協同組合 代表理事理事長 山 本 範 光（以下「乙」という。）は、乙が整備する第一集荷場井戸施設（以下「井戸施設」という。）の使用に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約物件）

第2条 乙が所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）に、農業用水を確保する為に整備する井戸施設をいう。

土地の表示

南牟婁郡紀宝町井田1133番地5

（使用目的）

第2条 井戸施設は、災害時の生活用水等の水源確保の為に使用するものとする。
ただし 甲が災害時以外に、やむをえない事情により井戸施設を使用する場合は、甲・乙協議するものとする。

（整備費用の負担）

第3条 甲は、乙が整備する井戸施設に対し、整備に要する費用の2分の1を限度として負担する。

（権利の譲渡、形状変更）

第4条 乙は、当該土地及び井戸施設を第三者に譲渡、または形状を著しく変更する場合は、事前に甲に協議する。

（負担金の返還）

第5条 甲は、乙が当該土地及び井戸施設を第三者に譲渡、または形状を著しく変更し、第2条に定める使用目的が果たせない状況にいたった時は、負担金の返還を求めることができる。

（使用契約の期間）

第6条 井戸施設の使用契約の期間は、平成26年7月1日から平成31年6月30日までの5ヶ年とする。

ただし、この期間満了1ヶ月前までに甲・乙それぞれ異議の申し出がない場合は、この期間を5年間延長するものとし、その後において期間が満

了したときも同様とする。

(使用の確認)

第7条 甲は、井戸施設を災害時以外に使用するときは、事前に乙に通知するものとする。

ただし 通知をする暇がない場合は、使用後に速やかに通知しなければならない。

(使用料)

第8条 使用料は、無料とする。

ただし 井戸施設を使用中に、甲の使用方法が原因で発生した損傷の修繕費用や、給水の為に経費が著しく必要な場合には、その都度、甲・乙協議する。

(善管注意義務)

第9条 甲は、井戸施設を目的のために使用する場合は、この契約に定めるところにより、善良なる管理者の注意義務を持って使用しなければならない。

(契約の解除)

第10条 この契約を解除するときは、甲・乙協議のうえ契約を解除するものとする。

(附 則)

第11条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本証2通を作成し、甲・乙各々記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成26年 6月30日

〔甲〕 南牟婁郡紀宝町鶺殿324番地

紀宝町長 西 田 健 ㊟

〔乙〕南牟婁郡御浜町大字阿田和 4 6 9 4 番地 4

三重南紀農業協同組合

代表理事理事長 山 本 範 光 ㊞

2-41 特設公衆電話の設置及び利用・管理に関する協定書

三重県紀宝町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害発生時」とは、甲が災害対策基本法に基づく避難勧告等の避難情報を発令する広域的な自然災害等が発生し、緊急の通信を必要とする多数の被災者や帰宅困難者等が生じているときをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とする発信専用の公衆電話をいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管のうえ、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する引込線、保安器、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する前項の設備が甲の故意又は過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議のうえ、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置箇所一覧」（別紙1）を乙が作成し、甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙2に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3に定める定期試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用の開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、避難所を開設した場合で甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の報告を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を設置した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を廃止した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の報告を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する利用の開始を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。

(2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本協定を解除することができる。

(1) 前項に違反したとき。

(2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。

① 相手方に対する暴力的な要求行為。

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

⑤ その他前各号に準ずる行為。

3 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じて、

これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第 15 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第 16 条 本協定書は、令和 3 年 3 月 4 日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本協定書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

令和 3 年 3 月 4 日

甲 南牟婁郡紀宝町鵜殿 324 番地
紀宝町長 印

乙 津市桜橋二丁目 149 番地
西日本電信電話株式会社
三重支店長 印

3. 避難に関する資料

3-1 避難場所

※災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所

番号	避難地区	名称	所在	管理者	電話番号	耐震	収容人員	災害種別		
								地震	津波	洪水
1	井田	下り場集落センター	紀宝町井田681	組長	-	有	120	○	○	○
2		道の駅「紀宝町ウミガメ公園」(物産館3階) ※同施設利用者用避難場所	紀宝町井田568-7	指定管理者	0735-33-0300	有	40	○	○	○
3		井田公民館	紀宝町井田1415-2	教育委員会	0735-32-3710	有	190			○
4		井田小学校	紀宝町井田1787-2	校長	0735-32-2004	有	350	○	○	○
5		上野農事集会所(上野つどい館)	紀宝町井田2250-4	組長	-	有	80	○	○	○
6	鶴殿	紀宝町役場本庁舎	紀宝町鶴殿324	総務課	0735-33-0333	有	370	○	○	○
7		紀宝町防災拠点施設	紀宝町鶴殿324	総務課	0735-33-0335	有	800	○	○	
8		鶴殿体育館	紀宝町鶴殿324	教育委員会	-	有	200			○
9		生涯学習センター(まなびの郷)	紀宝町鶴殿1147-2	教育委員会	0735-32-0241	有	600	○	○	○
10		鶴殿小学校	紀宝町鶴殿1232-1	校長	0735-32-0054	有	150	○	○	○
11		福祉センター	紀宝町鶴殿1074-1	局長	0735-32-0957	有	320			○
12		鶴殿ふれあい会館	紀宝町鶴殿2225-99	総務課	0735-32-2242	有	50			○
13	神内	神内福祉センター	紀宝町神内277-2	局長	0735-32-2023	有	500			○
14		はぐくみの森	紀宝町神内277-2	教育委員会	0735-32-4646	有	300			○
15		神内小学校	紀宝町神内493	校長	0735-32-2009	有	300	○	○	○
16	成川	飯盛多目的集会施設(ふれあい館)	紀宝町成川102-1	町内会長	-	有	80			○
17		成川防災備蓄倉庫	紀宝町成川1247	総務課	-	有	80	○	○	○
18		成川高台	紀宝町成川1247	総務課	-	有	770	○	○	
19		就業改善センター	紀宝町成川1247	総務課	-	有	100	○	○	○
20		上地多目的集会施設	紀宝町成川799-10	町内会長	-	有	80	○	○	○
21	鮎田	鮎田構造改造センター(センター弁慶)	紀宝町鮎田1119	区長	-	無	80			○
22	高岡	高岡防災センター	紀宝町高岡507-1	区長	-	有	100	○	○	○

番号	避難地区	名称	所在	管理者	電話番号	耐震	収容人員	災害種別		
								地震	津波	洪水
23	北桧杖	北桧杖多目的集会施設	紀宝町北桧杖613-2	区長	-	有	50	○	○	○
24		北桧杖小学校跡避難場所	紀宝町北桧杖484	総務課	-	無	20		○	
25	瀬原	瀬原公民館	紀宝町瀬原202	区長	-	無	30		○	
26	浅里	浅里生活改善センター	紀宝町浅里1149-1	区長	-	有	80	○		○
27		紀宝町飛雪の滝キャンプ場	紀宝町浅里1409-1	指定管理者	-	有	5	○		○
28		旧矢渕中学校分校舎	紀宝町浅里1667-1	総務課	-	無	150		○	
29		川丈班消防車庫	紀宝町浅里 1430-4	総務課	-	有	20		○	
30	大里	ふるさと資料館	紀宝町大里2887	教育委員会	0735-33-1010	有	50	○	○	○
31		田代体育館	紀宝町大里2826	教育委員会	0735-34-0977	有	450	○	○	○
32		中高齢者就業改善施設(小畑)	紀宝町大里3245	連絡員	-	有	50	○	○	○
33		大里多目的集会施設	紀宝町大里1586-1	区長	-	有	100	○	○	○
34		相野谷中学校	紀宝町大里1546	校長	0735-33-1003	有	350	○	○	○
35		津本防災センター	紀宝町大里480-2	区長	-	有	60	○	○	○
36	井内	相野谷小学校	紀宝町井内98-1	校長	0735-34-0009	有	100	○		○
37		井内青年クラブ	紀宝町井内500	区長	-	無	50		○	
38		紀宝町リサイクルセンター	紀宝町井内409-10	環境衛生課	-	有	20		○	
39	平尾井	高齢者生産活動センター	紀宝町平尾井1429-1	区長	-	有	150	○	○	○
40	桐原	桐原生活改善センター	紀宝町桐原1634	区長	-	有	80	○	○	○

3-2 避難所

※災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間滞在する施設

番号	地区	名称	所在地	管理者	電話番号	収容人員
1	井田	下り場集落センター	紀宝町井田681	組長	-	60
2	井田	井田小学校	紀宝町井田1787-2	校長	0735-32-2004	210
3	鵜殿	生涯学習センター(まなびの郷)	紀宝町鵜殿1147-2	教育委員会	0735-32-0241	130
4		鵜殿小学校	紀宝町鵜殿1232-1	校長	0735-32-0054	290
5	神内	神内小学校	紀宝町神内493	校長	0735-32-2009	170
6	成川	上地多目的集会施設	紀宝町成川799-10	町内会長	-	30
7	鮎田	鮎田構造改造センター(センター弁慶)	紀宝町鮎田1132-2	区長	-	40
8	大里	大里多目的集会施設	紀宝町大里1586-1	区長	-	50
9		相野谷中学校	紀宝町大里1546	校長	0735-33-1003	220
10	井内	相野谷小学校	紀宝町井内98-1	校長	0735-34-0009	150
11	平尾井	高齢者生産活動センター	紀宝町平尾井1429-1	区長	-	60

3-3 福祉避難所

※災害の危険に伴い避難をしてきた避難行動要支援者等が一定期間滞在する施設

番号	地区	名称	所在地	管理者	電話番号	収容人員
1	井田	亀楽苑	紀宝町井田1609-2	施設長	0735-32-1055	5
2	神内	神内福祉センター	紀宝町神内277-2	局長	0735-32-2023	40
3	北桧杖	宝寿園	紀宝町北桧杖90	施設長	0735-21-0903	5
4	井田	紀宝の丘	紀宝町井田2389-1	施設長	-	-
5	神内	ショートステイセンターつどい	紀宝町神内270-3	施設長	-	-
6	成川	デイサービス楽らく	紀宝町成川1071-1	施設長	-	-
7	北桧杖	みふねの杜	紀宝町北桧杖30	施設長	-	-
8	井内	井内てとて	紀宝町井内409-5	施設長	-	-
9	井内	ケアビレッジ和	紀宝町井内615-9	施設長	-	-

4. 通信に関する資料

4-1 紀宝町防災無線(移動系) 配置一覧表

種別	呼出名称	設置場所	車番	備考
固定局(統制台)	ぼうさいきぼう	無線室		総務課
車載型	きぼう1	三菱パジェロ	三重 800 す 88-05	〃
	きぼう2	ダイハツハイゼット	三重 480 な 〃-24	〃
	きぼう3	日産軽バン	三重 880 あ 24-98	〃
	きぼう4	日産消防車(井田)	三重 800 す 71-88	総務課(消防)
	きぼう5	トヨタ消防車(神内)	三重 88 ほ 45-14	〃
	きぼう6	トヨタ消防車(成川)	三重 800 さ 62-47	〃
	きぼう7	トヨタ消防車(鮎田)	三重 88 ほ 68-82	〃
	きぼう8	ダイハツ消防車(高岡)	三重 880 あ 14-39	〃
	きぼう9	トヨタ消防車(川丈)	三重 88 ほ 92-46	〃
	きぼう10	日産消防車(大里)	三重 800 さ 93-20	〃
	きぼう11	トヨタ消防車(平尾井)	三重 88 ほ 77-82	〃
	きぼう12	トヨタ消防車(桐原)	三重 88 ま 〃-25	〃
	きぼう13	ダイハツ軽消防車(鶴殿)	三重 80 あ 30-74	〃
	きぼう14	ダイハツ軽消防車(鶴殿)	三重 80 あ 30-75	〃
	きぼう15	日野消防車(鶴殿)	三重 88 ふ 82-04	〃
	きぼう16	三菱ミニキャブ	三重 480 ち 71-65	産業振興課
	きぼう17	スバルサンバーバン	三重 480 け 17-22	環境衛生課
	きぼう18	スズキダンプ	三重 480 あ 72-60	環境衛生課(水道)
	きぼう19	ダイハツハイゼットカーゴ	三重 480 こ 94-13	〃
	きぼう20	ダイハツハイゼットカーゴ	三重 480 つ 71-84	〃
	きぼう21	ダイハツハイゼットカーゴ	三重 480 す 38-87	環境衛生課(浄水場)
	きぼう22	ダイハツハイゼットカーゴ	三重 480 こ 61-86	基盤整備課
	きぼう23	ダイハツテリオスキッド	三重 580 ほ 94-29	〃
	きぼう24	スズキエスクード	三重 800 さ 81-33	〃
	きぼう25	ハイゼットカーゴ	三重 480 こ 59-61	福祉課
	きぼう26	ダイハツエッセ	三重 580 は 78-69	みらい健康課
	きぼう27	ダイハツエッセ	三重 580 は 78-70	包括支援センター
	きぼう28	ハイゼットカーゴ	三重 480 ね 38-25	企画調整課

種 別	呼出名称	設置場所	種 別	呼出名称	設置場所
携帯型	きほう40	役場防災対策室	携帯型	きほう101	消防団長
〃	きほう41	防災対策室(総務課)	〃	きほう102	消防団副団長
〃	きほう42	役場本庁舎宿直室	〃	きほう103	〃
〃	きほう43	熊野市消防署紀宝分署	〃	きほう111	第1分団 分団長
〃	きほう44	紀宝警察署 警備係	〃	きほう112	第1分団 副分団長
〃	きほう45	紀宝町社会福祉協議会	〃	きほう113	第1分団 部長
〃	きほう46	宝寿園	〃	きほう114	〃
〃	きほう47	亀楽苑	〃	きほう115	〃
〃	きほう48	相野谷診療所	〃	きほう116	〃
〃	きほう49	生涯学習センター	〃	きほう121	第2分団 分団長
〃	きほう50	環境衛生課(浄水場)	〃	きほう122	第2分団 副分団長
〃	きほう51	鶴殿保育所	〃	きほう123	第2分団 部長
〃	きほう52	飯盛保育所	〃	きほう124	〃
〃	きほう53	井田保育所	〃	きほう125	〃
〃	きほう54	成川保育所	〃	きほう126	〃
〃	きほう55	相野谷保育所	〃	きほう131	第3分団 分団長
〃	きほう60	防災対策室(福祉課)	〃	きほう132	第3分団 副分団長
〃	きほう61	防災対策室(税務住民課)	〃	きほう133	第3分団 部長
〃	きほう62	防災対策室(出納室)	〃	きほう134	〃
〃	きほう63	防災対策室(企画調整課)	〃	きほう135	〃
〃	きほう64	防災対策室(環境衛生課)	〃	きほう141	第4分団 分団長
〃	きほう65	防災対策室(基盤整備課)	〃	きほう142	第4分団 副分団長
〃	きほう66	防災対策室(みらい健康課)	〃	きほう143	第4分団 部長
〃	きほう67	防災対策室(教育課)	〃	きほう144	〃
〃	きほう68	防災対策室(議会事務局)	〃	きほう145	〃
〃	きほう100	紀宝町消防団	〃	きほう146	〃

4-2 災害時優先電話

電話番号	契約者	住所	建物	電種名称
0735-32-0948	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井田 568-7	紀宝町ウミガメ館	街頭用公衆電話
0735-32-2014	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井田 1420	井田保育所	D64・事務用
0735-32-2004	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井田 1787-2	井田小学校	D64・事務用
0735-32-4646	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町神内 277-2	はぐくみの森	単独・事務
0735-32-2009	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町神内 493	神内小学校	D64・事務用
0735-32-0101	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 1190	鵜殿保育所	D64・事務用
0735-32-0025	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 20	矢渕中学校	D64・事務用
0735-33-0333	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 324	紀宝町役場	D64・事務用
0735-33-0334	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 324	紀宝町役場	D64・事務用
0735-23-0337	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 324	紀宝町役場	D64・事務用
0735-23-0338	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 324	紀宝町役場	D64・事務用
0735-22-2932	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町成川 632	成川小学校	D64・事務用
0735-22-4932	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町成川 791-1	成川保育所	D64・事務用
0735-21-6287	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鮎田 1484-6	御船浄水場	単独・事務
0735-34-0011	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井内 123-19	相野谷診療所	D64・事務用
0735-34-0542	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井内 123	相野谷保育所	D64・事務用

5. 危険箇所に関する資料

■防災上注意すべき自然的条件社会的条件

5-1 山腹崩壊危険地区

危険地区 番号		位置			面積 (ha)	公共施設等					
市 町	地 区	市町	大字	字		人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸 以下	(道路除 く) 公共施設	道 路
562	2001	紀宝町	鶯殿	矢渕	1			7		1	国
562	2002	紀宝町	鶯殿	西山	1		35			0	町
562	2003	紀宝町	鶯殿	井ノ尻	1			8		0	
562	2004	紀宝町	鶯殿	岡崎	4		12			0	
562	2005	紀宝町	鶯殿	小谷	1		15			0	市
562	2006	紀宝町	鶯殿	濱田	1			8		0	国
562	2007	紀宝町	鶯殿	長谷	1		10			0	市
562	2008	紀宝町	鶯殿	井尻	1				2	0	町
562	1001	紀宝町	浅里	小鹿	4				2	0	県
562	1002	紀宝町	浅里	鍋羅	1		12			0	町
562	1003	紀宝町	浅里	竹野々	2			5		0	町
562	1004	紀宝町	浅里	和田	1			6		0	町
562	1005	紀宝町	浅里	和田	2				3	0	県
562	1006	紀宝町	瀬原	京田前	1				2	0	県
562	1007	紀宝町	北桧杖	三浦	1				1	0	
562	1008	紀宝町	鮎田	右市ヶ鼻	1		31			0	県
562	1009	紀宝町	鮎田	寺の上	2		29			1	
562	1010	紀宝町	鮎田	山口	3		16			1	県
562	1011	紀宝町	鮎田	倉元	1				2	0	県
562	1012	紀宝町	鮎田	苔	3		11			0	町
562	1013	紀宝町	鮎田	鮎田東	7		21			0	県
562	1014	紀宝町	成川	深谷	1		11			0	町
562	1015	紀宝町	高岡	蛇崩	4		12			1	県
562	1016	紀宝町	高岡	和田地	1		25			1	県
562	1017	紀宝町	大里	湯之戸	2				2	0	林

(山腹崩壊危険地区)

危険地区 番号		位置			面積 (ha)	公共施設等					
市 町	地 区	市町	大字	字		人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4戸 以下	(道路除 く) 公共施設	道 路
562	1018	紀宝町	大里	東地	1		37			3	町
562	1019	紀宝町	大里	泉谷	1				3	0	町
562	1020	紀宝町	井内	寺尾	1		23			3	県
562	1021	紀宝町	平尾井	倉根	3				9	0	町
562	1022	紀宝町	平尾井	高更	1		12			1	町
562	1023	紀宝町	平尾井	上地	1		10			0	町
562	1024	紀宝町	阪松原	佐田	1				8	0	町
562	1025	紀宝町	桐原	上ノ山(2)	1				3	0	町
562	1026	紀宝町	桐原	上ノ山(1)	1				4	0	町
562	1027	紀宝町	桐原	不動之戸	3		11			0	町
562	1028	紀宝町	桐原	宮前	2				7	2	町
562	1029	紀宝町	桐原	東	1					0	町
562	1030	紀宝町	桐原	藤根	1				3	0	県
562	1031	紀宝町	大里	永田	1				9	0	県
562	1032	紀宝町	大里	空地	1				7	1	町
562	1033	紀宝町	井田	茶屋地	1		32			0	町
562	1034	紀宝町	井田	下地	3		30			0	町
562	1035	紀宝町	神内	市阪	1				1	0	町
562	1036	紀宝町	神内	近石	1				7	0	町
562	1037	紀宝町	神内	向山	1				1	0	町
562	1038	紀宝町	神内	里地	4		23			1	町
562	1039	紀宝町	神内	寺地	2		18			0	町
562	1040	紀宝町	成川	早山	1				9	0	町
562	1041	紀宝町	成川	飯盛	2		43			0	町
562	1042	紀宝町	成川	下地	4		55			0	町
562	1043	紀宝町	成川	神明後	2		20			0	町
562	1044	紀宝町	桐原	大地	1				3	0	町
562	1045	紀宝町	阪松原	原之元	1				5	0	町
562	1046	紀宝町	平尾井	不動地	1				3	0	
562	1047	紀宝町	大里	湯ノ戸	1				4	0	町

(山腹崩壊危険地区)

危険地区 番号		位置			面積 (ha)	公共施設等					
市 町	地 区	市町	大字	字		人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4戸 以下	(道路除 く) 公共施設	道 路
562	1048	紀宝町	神内	阪本	1		10			0	町
562	1049	紀宝町	神内	早山	1				4	0	
562	1050	紀宝町	成川	飯盛	3		29			1	町
562	1051	紀宝町	鮎田	コイジ	1				2	0	
562	1052	紀宝町	北桧杖	木和田峪	3				2	0	
562	1053	紀宝町	神内	砥嶋	1		12			0	町
562	1054	紀宝町	大里	岡	1				8	0	県
562	1055	紀宝町	鮎田	大山	1				8	0	県
562	1056	紀宝町	神内	阪本	1				4	0	
562	1057	紀宝町	鮎田	クズヤ峪	2				3	0	町
562	1058	紀宝町	成川	木祢谷	1				5	0	国
562	1059	紀宝町	神内	子安	1				3	0	町
562	1060	紀宝町	成川	深谷	1				1	0	町
562	1061	紀宝町	浅里	小淵	1				2	0	町
562	1062	紀宝町	神内	道谷	1				4	0	町
562	1063	紀宝町	成川	加作	1				3	0	町
562	1064	紀宝町	大里	平野	4					0	町
562	1065	紀宝町	成川	門脇	2				4	0	町
562	1066	紀宝町	高岡	コズロ	1				1	0	町
562	1067	紀宝町	浅里	オザキ	3					0	県
562	1068	紀宝町	浅里	中野	2				1		県
562	1070	紀宝町	大里	上地	1					0	町
小計	77	箇所			128						

5-2 崩壊土砂流出危険地区

危険地区 番号		位置			面積 (ha)	公共施設等					
市 町	地 区	市町	大字	字		人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4戸 以下	(道路除 く) 公共施設	道 路
562	1001	紀宝町	桐原	ハタチ	1.65			5		0	町
562	1002	紀宝町	桐原	大地山	5.67			5		0	町
562	1003	紀宝町	阪松原	熊谷	0.15		26			0	町
562	1004	紀宝町	高岡	中尾地	2.04		15			0	町
562	1005	紀宝町	高岡	中尾地	2.10		17			0	町
562	1006	紀宝町	高岡	和田地	0.42		15			0	県
562	1007	紀宝町	高岡	相野口谷	0.84		32			0	町
562	1008	紀宝町	桐原	蔵光	2.70					0	林
562	1009	紀宝町	浅里	西の谷川	16.80					0	県
562	1010	紀宝町	浅里	津呂地	0.96		13			1	県
562	1011	紀宝町	浅里	和田	1.92		12			0	県
562	1012	紀宝町		北桧杖	1.80					0	県
562	1013	紀宝町	大里	谷山	0.54			7		0	県
562	1014	紀宝町	鮎田	小林	0.54			5		0	県
562	1015	紀宝町	神内	高山原	0.54		21			0	県
562	1016	紀宝町	北桧杖	タクミガサ	0.23					0	県
562	1017	紀宝町	浅里	安間	0.35		15			1	国
562	1018	紀宝町	浅里	小淵	1.2				2	0	町
小計	18	箇所			40.45						

5-3 砂防指定地内の溪流

番号	水系名	溪流名	市町名	位置
1401	新宮川	宇田ノ口谷川	南牟婁郡 紀宝町	高岡
1402	新宮川	湯の谷雲気谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田西
1403	新宮川	和田地谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡和田地
1404	新宮川	峰地谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡和田地
1405	新宮川	那智河谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡中尾地
1406	新宮川	峪地谷	南牟婁郡 紀宝町	桐原桐原上
1407	新宮川	桐原北谷	南牟婁郡 紀宝町	桐原桐原上
1408	新宮川	平谷	南牟婁郡 紀宝町	桐原桐原下
1409	新宮川	大里西谷	南牟婁郡 紀宝町	井内
1410	新宮川	左田谷	南牟婁郡 紀宝町	井内
1411	新宮川	寺尾谷	南牟婁郡 紀宝町	井内
1412	新宮川	原谷	南牟婁郡 紀宝町	阪松原
1413	新宮川	西ノ谷	南牟婁郡 紀宝町	阪松原
1414	新宮川	桑谷北谷	南牟婁郡 紀宝町	平尾井東
1415	新宮川	桑谷川	南牟婁郡 紀宝町	井内
1416	新宮川	野口谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田相野口
1417	新宮川	門脇谷	南牟婁郡 紀宝町	成川中村
1418	新宮川	成川	南牟婁郡 紀宝町	成川中村
1419	新宮川	桐原上南谷	南牟婁郡 紀宝町	桐原桐原上
1420	新宮川	寺尾北谷	南牟婁郡 紀宝町	平尾井平尾井西
1421	新宮川	平尾井西谷	南牟婁郡 紀宝町	平尾井平尾井西
1422	新宮川	大里東谷	南牟婁郡 紀宝町	大里大里東
1423	新宮川	永田谷	南牟婁郡 紀宝町	大里永田
1424	新宮川	大和田川	南牟婁郡 紀宝町	浅里
1425	神内川	西小坂谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛
1426	神内川	小坂谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛
1427	神内川	飯盛下谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛
1428	神内川	飯盛南谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛
1429	神内川	里地南谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾
1430	神内川	里地西谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾
1431	神内川	矢の熊谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地
1432	神内川	谷の奥谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地
1433	神内川	下地谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地
1434	神内川	寺地谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地
1435	神内川	船谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地

(防指定地内の溪流)

番号	水系名	溪流名	市町名	位置
1436	神内川	子安谷	南牟婁郡 紀宝町	神内子安
1437	神内川	東部落谷	南牟婁郡 紀宝町	神内東
1438	神内川	和田谷	南牟婁郡 紀宝町	神内東
1439	神内川	里地下谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾
1440	神内川	里地中谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾
1441	神内川	里地上谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾
1442	神内川	里地東谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾
1443	神内川	里地北谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地
1444	神内川	里地谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地
1445	神内川	里地下谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地
1446	相野谷川	ジャングの谷川	南牟婁郡 紀宝町	高岡
	小計	4 6 箇所		

5-4 急傾斜地崩壊危険箇所

(自然がけ)

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家戸数 (戸)	公共施設
		市町名	大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1102201	桐原1	南牟婁郡 紀宝町	桐原	桐原下	50	320	15	9	有り
1102202	桐原2	南牟婁郡 紀宝町	桐原	桐原下	50	290	15	12	有り
1102203	桐原3	南牟婁郡 紀宝町	桐原	桐原上	40	130	13	5	有り
1102204	桐原4	南牟婁郡 紀宝町	桐原	桐原上	42	200	12	8	
1102205	阪松原	南牟婁郡 紀宝町	阪松原	阪松原	40	220	15	6	
1102206	平尾井東1	南牟婁郡 紀宝町	平尾井	平尾井東	38	370	12	6	有り
1102207	平尾井東2	南牟婁郡 紀宝町	平尾井	平尾井東	30	200	20	5	有り
1102208	平尾井西	南牟婁郡 紀宝町	平尾井	平尾井西	40	230	15	7	有り
1102209	井内	南牟婁郡 紀宝町	井内	井内	50	230	8	7	
1102210	大里東	南牟婁郡 紀宝町	大里	大里東	52	160	15	8	有り
1102211	大里西1	南牟婁郡 紀宝町	大里	大里西	48	350	13	16	有り
1102212	大里西2	南牟婁郡 紀宝町	大里	大里西	48	320	13	13	有り
1102214	津本	南牟婁郡 紀宝町	大里	津本	46	460	15	23	有り
1102215	永田1	南牟婁郡 紀宝町	大里	永田	40	250	15	14	有り
1102216	永田2	南牟婁郡 紀宝町	大里	永田	40	350	15	12	
1102217	中尾地	南牟婁郡 紀宝町	高岡	中尾地	38	930	7	36	有り
1102218	和田地	南牟婁郡 紀宝町	高岡	和田地	47	450	15	20	有り
1102219	高岡下地	南牟婁郡 紀宝町	高岡	下地	48	250	15	10	有り
1102220	郷原	南牟婁郡 紀宝町	高岡	郷原	46	260	12	5	有り
1102221	上地	南牟婁郡 紀宝町	浅里	上地	47	350	6	12	
1102222	津呂地	南牟婁郡 紀宝町	浅里	津呂地	48	440	25	16	有り
1102223	和田1	南牟婁郡 紀宝町	浅里	和田	50	100	15	6	
1102224	和田2	南牟婁郡 紀宝町	浅里	和田	50	190	15	5	有り
1102225	北檜杖	南牟婁郡 紀宝町	北檜杖	北檜杖	50	440	15	11	有り
1102226	鮎田西1	南牟婁郡 紀宝町	鮎田	鮎田西	48	490	18	15	有り
1102227	鮎田西2	南牟婁郡 紀宝町	鮎田	鮎田西	48	140	18	5	有り
1102228	鮎田西3	南牟婁郡 紀宝町	鮎田	鮎田西	45	420	15	17	有り
1102229	鮎田東	南牟婁郡 紀宝町	鮎田	鮎田東	40	390	15	9	有り
1102230	相野口1	南牟婁郡 紀宝町	鮎田	相野口	47	330	12	14	有り
1102231	相野口2	南牟婁郡 紀宝町	鮎田	相野口	47	150	12	5	
1102232	上地3	南牟婁郡 紀宝町	成川	上地	45	800	25	20	有り
1102233	上地1	南牟婁郡 紀宝町	成川	上地	60	370	15	19	有り
1102234	上地2	南牟婁郡 紀宝町	成川	上地	60	260	15	22	有り
1102235	七瀧	南牟婁郡 紀宝町	成川	七瀧	43	190	8	5	有り
1102236	中村	南牟婁郡 紀宝町	成川	中村	42	760	15	51	有り

(自然がけ)

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家戸数 (戸)	公共施設
		市町名	大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1102237	下地	南牟婁郡 紀宝町	成川	下地	45	600	30	24	
1102238	飯盛	南牟婁郡 紀宝町	成川	飯盛	50	109	0 15	45	有り
1102239	成川下地	南牟婁郡 紀宝町	成川	下地	45	240	20	10	有り
1102240	子安	南牟婁郡 紀宝町	神内	子安	45	80	15	5	有り
1102241	里地	南牟婁郡 紀宝町	神内	里地	45	620	15	26	有り
1102242	東部落1	南牟婁郡 紀宝町	神内	東	42	500	20	19	有り
1102243	東部落2	南牟婁郡 紀宝町	神内	東	35	170	8	5	
1102244	地下	南牟婁郡 紀宝町	井田	地下	40	130	8	6	
1102245	小畑 1	南牟婁郡 紀宝町	大里	小畑	46	300	12	8	
1102246	小畑 2	南牟婁郡 紀宝町	大里	小畑	30	200	5	6	有り
1102402	馬場地1	南牟婁郡 紀宝町	馬場地		40	190	16	5	有り
1102403	神内3	南牟婁郡 紀宝町	坂本		40	140	20	6	有り
1102404	神内4	南牟婁郡 紀宝町	竹鼻		45	110	15	5	有り
1102405	上地3	南牟婁郡 紀宝町	姥ヶ懐		35	115	10	8	有り
1102407	高岡2	南牟婁郡 紀宝町	垣ノ内		50	80	20	5	有り
1102408	井内2	南牟婁郡 紀宝町	栗須		40	120	20	10	有り
1103844	桐原下 1	南牟婁郡 紀宝町	桐原	桐原下	40	222	88	6	
1103845	湯乃戸 1	南牟婁郡 紀宝町	大里	湯乃戸	45	43	80	0	
1103846	津本 1	南牟婁郡 紀宝町	大里	津本	45	144	40	9	
1103847	津本 2	南牟婁郡 紀宝町	大里	津本	40	72	38	6	
1103848	津本 3	南牟婁郡 紀宝町	大里	津本	50	203	34	5	
1103849	田代 1	南牟婁郡 紀宝町	大里	田代	45	250	60	8	
1103850	和田地 1	南牟婁郡 紀宝町	高岡	和田地	45	225	84	5	
1103851	枯木跡 1	南牟婁郡 紀宝町	高岡	枯木跡	50	440	104	10	
1103852	久保利 1	南牟婁郡 紀宝町	鮎田	久保利	40	460	190	13	
1103853	牛山田 1	南牟婁郡 紀宝町	鮎田	牛山田	35	117	30	5	
1103854	砥島 1	南牟婁郡 紀宝町	神内	砥島	45	200	64	8	
1103855	猿口 1	南牟婁郡 紀宝町	神内	猿口	40	210	32	15	
1103856	狼谷 1	南牟婁郡 紀宝町	井田	狼谷	45	163	40	17	
1103857	菅原 1	南牟婁郡 紀宝町	神内	菅原	40	110	20	5	
1103858	下り場 1	南牟婁郡 紀宝町	神内	下り場	45	110	36	13	
1103859	中尾地 1	南牟婁郡 紀宝町	高岡	中尾地	50	190	42	1	
1103860	西山田 1	南牟婁郡 紀宝町	鮎田	西山田	40	150	38	10	
1103861	馬場地 1	南牟婁郡 紀宝町	井田	馬場地	40	60	10	8	
1103862	平尾井西 1	南牟婁郡 紀宝町	平尾井	平尾井西	40	130	20	0	

(自然がけ)

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家戸数 (戸)	公共施設
		市町名	大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1103863	昼田 1	南牟婁郡 紀宝町	神内	昼田	45	118	32	5	
1103864	津本 4	南牟婁郡 紀宝町	大里	津本	45	82	33	5	
2103227	桐原上 1	南牟婁郡 紀宝町	桐原	桐原上	33	78	36	2	
2103228	藤根 1	南牟婁郡 紀宝町	桐原	藤根	37	56	38	1	
2103229	桐原 1	南牟婁郡 紀宝町	桐原		45	140	56	2	
2103230	南 1	南牟婁郡 紀宝町	桐原	南	40	180	126	3	
2103231	桐原下 1	南牟婁郡 紀宝町	桐原	桐原下	40	152	84	1	
2103232	阪松原 1	南牟婁郡 紀宝町	阪松原		40	30	73	2	
2103233	平尾井 1	南牟婁郡 紀宝町	平尾井		45	80	22	2	
2103234	平尾井東 1	南牟婁郡 紀宝町	平尾井	平尾井東	55	45	15	1	
2103235	平尾井東 2	南牟婁郡 紀宝町	平尾井	平尾井東	45	105	205	3	
2103236	平尾井東 3	南牟婁郡 紀宝町	平尾井	平尾井東	35	58	115	1	
2103237	平尾井東 4	南牟婁郡 紀宝町	平尾井	平尾井東	34	48	95	1	
2103238	井内 1	南牟婁郡 紀宝町	井内		40	152	44	1	
2103239	松岡地 1	南牟婁郡 紀宝町	大里	松岡地	50	175	92	4	
2103240	津本 1	南牟婁郡 紀宝町	大里	津本	60	70	35	1	

5-5 地すべり危険箇所

番号	箇所名	位置			面積 (ha)	地域機関	予想される被害	指定の有無	備考
		郡市	町	大字					
87	阪松原	南牟婁	紀宝	阪松原	23.4	熊野建設事務所	人家 23戸 道路 550m	有	防災砂防課

5-6 土石流危険溪流

対象 番号	水系名	溪流名	市町村名	字名	流域面積 (km ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
3812	新宮川	中野谷	南牟婁郡 紀宝町	浅里上地	0.21	4	67003 I A
3813	新宮川	かぶち谷	南牟婁郡 紀宝町	浅里上地	0.44	9	67004 I A
3814	新宮川	竹の野谷	南牟婁郡 紀宝町	浅里津呂地	0.03	5	67005 I A
3815	新宮川	瀬原谷	南牟婁郡 紀宝町	瀬原	0.03	1	67008 I A
3816	新宮川	西山田谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田	0.01	0	67013 I A
3817	新宮川	右市鼻谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田相野口	0.01	9	67014 I A
3818	新宮川	寺上谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田西	0.01	37	67016 I A
3819	新宮川	西山谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田西	0.08	12	67017 I A
3820	新宮川	クツヤ谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田西	0.02	10	67018 I A
3821	新宮川	下タシ谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田西	0.02	7	67019 I A
3822	新宮川	吉中谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田西	0.09	8	67021 I A
3823	新宮川	湯の谷雲気谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田西	2.45	5	67022 I A
3824	新宮川	廣野谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡下地	0.06	6	67024 I A
3825	新宮川	垣内谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡下地	0.06	3	67025 I A
3826	新宮川	ジャングの谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡下地	0.16	7	67026 I A
3827	新宮川	和田地谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡和田地	0.24	6	67029 I A
3828	新宮川	峰地谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡和田地	0.04	15	67030 I A
3829	新宮川	大峰谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡和田地	0.04	9	67031 I A
3830	新宮川	宇田ノ口谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡中尾地	0.72	7	67034 I A
3831	新宮川	那智河谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡中尾地	3.69	0	67035 I A
3832	新宮川	津本谷	南牟婁郡 紀宝町	大里津本	0.04	15	67037 I A
3833	新宮川	なぎ山谷	南牟婁郡 紀宝町	桐原桐原下	0.01	4	67041 I A
3834	新宮川	峪地谷	南牟婁郡 紀宝町	桐原桐原上	0.03	6	67043 I A
3850	新宮川	谷地谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田相野口	0.05	22	67070 I A
3851	新宮川	野口谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田相野口	0.4	23	67071 I A
3852	新宮川	相野口谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田相野口	0.02	22	67072 I A
3853	新宮川	大山谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田相野口	0.02	7	67073 I A
3854	新宮川	平嶋谷	南牟婁郡 紀宝町	成川上地	0.04	15	67074 I A
3855	新宮川	沢ノ谷	南牟婁郡 紀宝町	成川上地	0.01	20	67075 I A
3856	新宮川	二沢谷	南牟婁郡 紀宝町	成川上地	0.1	17	67076 I A
3857	新宮川	深谷	南牟婁郡 紀宝町	成川上地	0.19	43	67077 I A
3858	新宮川	井戸山谷	南牟婁郡 紀宝町	成川中村	0.02	60	67078 I A
3859	新宮川	虎ノ毛谷	南牟婁郡 紀宝町	成川中村	0.02	57	67079 I A
3860	新宮川	門脇谷	南牟婁郡 紀宝町	成川中村	0.06	19	67080 I A

(土石流危険溪流)

対象 番号	水系名	溪流名	市町村名	字名	流域面積 (km ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
3861	新宮川	成川	南牟婁郡 紀宝町	成川中村	0.87	16	67081 I A
3862	神内川	西小坂谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛	0.04	5	67082 I B
3863	神内川	小坂谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛	0.06	12	67083 I B
3864	神内川	飯盛下谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛	0.03	8	67084 I B
3865	神内川	飯盛南谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛	0.02	7	67085 I B
3866	神内川	里地南谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾	0.08	13	67086 I B
3867	神内川	里地西谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾	0.09	15	67087 I B
3868	神内川	矢の熊谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地	0.36	15	67093 I B
3869	神内川	谷の奥谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地	0.01	9	67094 I B
3870	神内川	下地谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地	0.02	10	67095 I B
3871	神内川	寺地谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地	0.01	13	67096 I B
3861	新宮川	成川	南牟婁郡 紀宝町	成川中村	0.87	16	67081 I A
3862	神内川	西小坂谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛	0.04	5	67082 I B
3863	神内川	小坂谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛	0.06	12	67083 I B
3864	神内川	飯盛下谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛	0.03	8	67084 I B
3865	神内川	飯盛南谷	南牟婁郡 紀宝町	成川飯盛	0.02	7	67085 I B
3866	神内川	里地南谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾	0.08	13	67086 I B
3867	神内川	里地西谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾	0.09	15	67087 I B
3868	神内川	矢の熊谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地	0.36	15	67093 I B
3869	神内川	谷の奥谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地	0.01	9	67094 I B
3872	神内川	船谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地	0.01	9	67097 I B
3873	神内川	子安谷	南牟婁郡 紀宝町	神内子安	0.3	9	67100 I B
3874	神内川	東部落谷	南牟婁郡 紀宝町	神内東	0.28	10	67101 I B
3875	神内川	和田谷	南牟婁郡 紀宝町	神内東	0.04	12	67102 I B
3876	新宮川	岡ノ地谷	南牟婁郡 紀宝町	浅里上地	0.01	4	67001 II A
3877	新宮川	竹の野谷	南牟婁郡 紀宝町	浅里上地	0.08	2	67002 II A
3878	新宮川	津呂地谷	南牟婁郡 紀宝町	浅里津呂地	0.02	1	67006 II A
3879	新宮川	大和田川	南牟婁郡 紀宝町	浅里和田	2.52	3	67007 II A
3880	新宮川	京田谷	南牟婁郡 紀宝町	瀬原	0.03	1	67009 II A
3881	新宮川	荘司前谷	南牟婁郡 紀宝町	北桧杖桧杖	0.01	1	67011 II A
3882	新宮川	谷口谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田西相野口	0.02	4	67015 II A
3883	新宮川	林尻谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田西	0.03	3	67020 II A
3884	新宮川	下地中谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡下地	0.04	3	67027 II A
3885	新宮川	下地北谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡下地	0.04	1	67028 II A

(土石流危険溪流)

対象 番号	水系名	溪流名	市町村名	字名	流域面積 (km ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
3886	新宮川	上野谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡和田地	0.04	1	67032 II A
3887	新宮川	湯之戸谷	南牟婁郡 紀宝町	大里湯之所	0.03	2	67036 II A
3888	新宮川	桐原下南谷	南牟婁郡 紀宝町	桐原桐原下	0.21	3	67038 II A
3889	新宮川	桐原下下谷	南牟婁郡 紀宝町	桐原桐原下	0.01	3	67039 II A
3890	新宮川	松場谷	南牟婁郡 紀宝町	桐原桐原下	0.04	3	67040 II A
3891	新宮川	桐原上南谷	南牟婁郡 紀宝町	桐原桐原上	0.07	2	67042 II A
3892	新宮川	寺尾北谷	南牟婁郡 紀宝町	平尾井平尾井	0.04	2	67049 II A
3893	新宮川	平尾井西谷	南牟婁郡 紀宝町	平尾井平尾井	0.06	3	67050 II A
3894	新宮川	大里東谷	南牟婁郡 紀宝町	大里大里東	0.18	3	67056 II A
3895	新宮川	露谷	南牟婁郡 紀宝町	大里永田	0.34	3	67057 II A
3896	新宮川	永田谷	南牟婁郡 紀宝町	大里永田	0.06	1	67061 II A
3897	新宮川	東下谷	南牟婁郡 紀宝町	大里田代	0.02	4	67062 II A
3898	新宮川	郷原谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡郷原	0.73	1	67063 II A
3899	新宮川	下地下谷	南牟婁郡 紀宝町	高岡下地	0.04	2	67066 II A
3900	新宮川	鮎田東上谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田東	0.04	2	67067 II A
3901	新宮川	鮎田東谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田東	0.08	2	67068 II A
3902	新宮川	苔ノ前谷	南牟婁郡 紀宝町	鮎田鮎田東	0.01	3	67069 II A
3903	神内川	里地下谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾	0.02	4	67088 II B
3904	神内川	里地中谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾	0.01	2	67089 II B
3905	神内川	里地上谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾	0.01	4	67090 II B
3906	神内川	里地東谷	南牟婁郡 紀宝町	神内萩尾	0.01	2	67091 II B
3907	神内川	里地北谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地	0.02	2	67092 II B
3908	神内川	里地谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地	0.61	3	67098 II B
3909	神内川	里地下谷	南牟婁郡 紀宝町	神内里地	0.05	3	67099 II B
3910	新宮川	海老鼻谷	南牟婁郡 紀宝町	北桧杖尾友	0.01	1	67012 II A
3970	新宮川	天淵1谷	南牟婁郡 紀宝町	鵜殿矢淵	0.02	5	69001 I A
3971	新宮川	天淵2谷	南牟婁郡 紀宝町	鵜殿矢淵	0.02	5	69002 I A
3972	神内川	東正寺谷	南牟婁郡 紀宝町	鵜殿矢淵	0.01	17	69003 I B
3973	神内川	西中野西谷	南牟婁郡 紀宝町	鵜殿西中野	0.04	11	69004 I B
3974	神内川	西中野谷	南牟婁郡 紀宝町	鵜殿西中野	0.02	5	69005 I B
小計	89	箇所					

5-7 土砂災害警戒区域

番号	郡・市	町	字	区域名	自然現象の種類	土砂災害 特別警戒区域 の有無	箇所番号
1	南牟婁郡	紀宝町	井田	地下	急傾斜地の崩壊	有	1102244
2	南牟婁郡	紀宝町	井田	馬場地 1	急傾斜地の崩壊	有	1102402
3	南牟婁郡	紀宝町	井田	狼谷 1	急傾斜地の崩壊	有	1103856
4	南牟婁郡	紀宝町	井田	馬場地 2	急傾斜地の崩壊	有	1103861
5	南牟婁郡	紀宝町	井田	狼谷 2	急傾斜地の崩壊	有	2103271
6	南牟婁郡	紀宝町	井田	下り場 2	急傾斜地の崩壊	有	3103775
7	南牟婁郡	紀宝町	井田	下り場 3	急傾斜地の崩壊	有	3103776
8	南牟婁郡	紀宝町	井田	下り場 4	急傾斜地の崩壊	有	3103777
9	南牟婁郡	紀宝町	井田	下り場 5	急傾斜地の崩壊	有	3103778
10	南牟婁郡	紀宝町	井田	井田 1	急傾斜地の崩壊	有	B1167094
11	南牟婁郡	紀宝町	井田	井田 2	急傾斜地の崩壊	有	B1167095
12	南牟婁郡	紀宝町	井田	井田 3	急傾斜地の崩壊	有	B2167105
13	南牟婁郡	紀宝町	井田	井田 4	急傾斜地の崩壊	有	B2167106
14	南牟婁郡	紀宝町	井田	井田 5	急傾斜地の崩壊	有	B2167107
15	南牟婁郡	紀宝町	井田	井田 6	急傾斜地の崩壊	有	B2167108
16	南牟婁郡	紀宝町	井田	井田	急傾斜地の崩壊	有	B1167128
17	南牟婁郡	紀宝町	井田	下り場	土石流	有	67517ⅢB
18	南牟婁郡	紀宝町	神内	子安	急傾斜地の崩壊	有	1102240
19	南牟婁郡	紀宝町	神内	里地	急傾斜地の崩壊	有	1102241
20	南牟婁郡	紀宝町	神内	東部落 1	急傾斜地の崩壊	有	1102242
21	南牟婁郡	紀宝町	神内	東部落 2	急傾斜地の崩壊	有	1102243
22	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 3	急傾斜地の崩壊	有	1102403
23	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 4	急傾斜地の崩壊	有	1102404
24	南牟婁郡	紀宝町	神内	砥島 1	急傾斜地の崩壊	有	1103854
25	南牟婁郡	紀宝町	神内	猿口 1	急傾斜地の崩壊	有	1103855
26	南牟婁郡	紀宝町	神内	菅原 1	急傾斜地の崩壊	有	1103857
27	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 6	急傾斜地の崩壊	有	1103858
28	南牟婁郡	紀宝町	神内	昼田 1	急傾斜地の崩壊	有	1103863
29	南牟婁郡	紀宝町	神内	昼田 2	急傾斜地の崩壊	有	2103268
30	南牟婁郡	紀宝町	神内	砥島 2	急傾斜地の崩壊	有	2103269

(土砂災害警戒区域)

番号	郡・市	町	字	区域名	自然現象の種類	土砂災害 特別警戒区域 の有無	箇所番号
31	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 7	急傾斜地の崩壊	有	2103270
32	南牟婁郡	紀宝町	神内	アシ谷 1	急傾斜地の崩壊	有	2103277
33	南牟婁郡	紀宝町	神内	砥島 3	急傾斜地の崩壊	有	2103281
34	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 1	急傾斜地の崩壊	有	3103773
35	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 2	急傾斜地の崩壊	有	3103779
36	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 5	急傾斜地の崩壊	有	3103780
37	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 8	急傾斜地の崩壊	有	B1167089
38	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 9	急傾斜地の崩壊	有	B1167090
39	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 10	急傾斜地の崩壊	有	B1167091
40	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 11	急傾斜地の崩壊	有	B1167092
41	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 12	急傾斜地の崩壊	有	B1167093
42	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 13	急傾斜地の崩壊	有	B1167096
43	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 14	急傾斜地の崩壊	有	B2167101
44	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 15	急傾斜地の崩壊	有	B2167102
45	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 16	急傾斜地の崩壊	有	B2167103
46	南牟婁郡	紀宝町	神内	神内 17	急傾斜地の崩壊	有	B2167104
47	南牟婁郡	紀宝町	神内	里地南谷	土石流	有	67086 I B
48	南牟婁郡	紀宝町	神内	里地西谷	土石流	有	67087 I B
49	南牟婁郡	紀宝町	神内	里地下谷 1	土石流	有	67088 II B
50	南牟婁郡	紀宝町	神内	里地北谷	土石流	有	67092 II B
51	南牟婁郡	紀宝町	神内	矢の熊谷	土石流	有	67093 I B
52	南牟婁郡	紀宝町	神内	下地谷	土石流	有	67095 I B
53	南牟婁郡	紀宝町	神内	里地谷無 1	土石流	有	67098 II B 無 1
54	南牟婁郡	紀宝町	神内	里地谷無 2	土石流	有	67098 II B 無 2
55	南牟婁郡	紀宝町	神内	里地谷無 3	土石流	無	67098 II B 無 3
56	南牟婁郡	紀宝町	神内	里地下谷 2	土石流	有	67099 II B
57	南牟婁郡	紀宝町	神内	子安谷	土石流	有	67100 I B
58	南牟婁郡	紀宝町	神内	東部落谷	土石流	有	67101 I B
59	南牟婁郡	紀宝町	神内	和田谷	土石流	有	67102 I B
60	南牟婁郡	紀宝町	成川	上地 3	急傾斜地の崩壊	有	1102232

(土砂災害警戒区域)

番号	郡・市	町	字	区域名	自然現象の種類	土砂災害 特別警戒区域 の有無	箇所番号
61	南牟婁郡	紀宝町	成川	上地 1・深谷	急傾斜地の崩壊	有	1102233
62	南牟婁郡	紀宝町	成川	深谷	急傾斜地の崩壊	有	1102234
63	南牟婁郡	紀宝町	成川	七瀧	急傾斜地の崩壊	有	1102235
64	南牟婁郡	紀宝町	成川	中村・鹿ノ毛	急傾斜地の崩壊	有	1102236
65	南牟婁郡	紀宝町	成川	下地	急傾斜地の崩壊	有	1102237
66	南牟婁郡	紀宝町	成川	飯盛	急傾斜地の崩壊	有	1102238
67	南牟婁郡	紀宝町	成川	成川下地	急傾斜地の崩壊	有	1102239
68	南牟婁郡	紀宝町	成川	上地 4	急傾斜地の崩壊	有	1102405
69	南牟婁郡	紀宝町	成川	七瀧 1	急傾斜地の崩壊	有	2103261
70	南牟婁郡	紀宝町	成川	七瀧 2	急傾斜地の崩壊	有	2103262
71	南牟婁郡	紀宝町	成川	飯盛 1	急傾斜地の崩壊	有	2103266
72	南牟婁郡	紀宝町	成川	飯盛 2	急傾斜地の崩壊	有	2103267
73	南牟婁郡	紀宝町	成川	成川 1	急傾斜地の崩壊	有	3103772
74	南牟婁郡	紀宝町	成川	成川 2	急傾斜地の崩壊	有	B1167087
75	南牟婁郡	紀宝町	成川	成川 3	急傾斜地の崩壊	有	B1167088
76	南牟婁郡	紀宝町	成川	成川 4	急傾斜地の崩壊	有	B2167097
77	南牟婁郡	紀宝町	成川	成川 5	急傾斜地の崩壊	有	B2167098
78	南牟婁郡	紀宝町	成川	成川 6	急傾斜地の崩壊	有	B2167099
79	南牟婁郡	紀宝町	成川	成川 7	急傾斜地の崩壊	有	B2167100
80	南牟婁郡	紀宝町	成川	平嶋谷	土石流	有	67074 I A
81	南牟婁郡	紀宝町	成川	二沢谷	土石流	有	67076 I A
82	南牟婁郡	紀宝町	成川	深谷	土石流	有	67077 I A
83	南牟婁郡	紀宝町	成川	井戸山谷	土石流	無	67078 I A
84	南牟婁郡	紀宝町	成川	門脇谷	土石流	有	67080 I A
85	南牟婁郡	紀宝町	成川	成川	土石流	有	67081 I A
86	南牟婁郡	紀宝町	成川	西小坂谷	土石流	有	67082 I B
87	南牟婁郡	紀宝町	成川	小坂谷	土石流	有	67083 I B
88	南牟婁郡	紀宝町	成川	飯盛下谷	土石流	有	67084 I B
89	南牟婁郡	紀宝町	成川	飯盛南谷	土石流	無	67085 I B
90	南牟婁郡	紀宝町	成川	中村	土石流	有	67516ⅢA

(土砂災害警戒区域)

番号	郡・市	町	字	区域名	自然現象の種類	土砂災害 特別警戒区域 の有無	箇所番号
91	南牟婁郡	紀宝町	浅里	上地	急傾斜地の崩壊	有	1102221
92	南牟婁郡	紀宝町	浅里	津呂地	急傾斜地の崩壊	有	1102222
93	南牟婁郡	紀宝町	浅里	和田 1	急傾斜地の崩壊	有	1102223
94	南牟婁郡	紀宝町	浅里	和田 2	急傾斜地の崩壊	有	1102224
95	南牟婁郡	紀宝町	浅里	和田 4	急傾斜地の崩壊	有	2103263
96	南牟婁郡	紀宝町	浅里	浅里 1	急傾斜地の崩壊	有	2103265
97	南牟婁郡	紀宝町	浅里	和田 5	急傾斜地の崩壊	有	2103282
98	南牟婁郡	紀宝町	浅里	上地 2	急傾斜地の崩壊	有	B2167150
99	南牟婁郡	紀宝町	浅里	上地 3	急傾斜地の崩壊	有	B2167151
100	南牟婁郡	紀宝町	浅里	津呂地 2	急傾斜地の崩壊	有	B2167152
101	南牟婁郡	紀宝町	浅里	岡ノ地谷	土石流	無	67001ⅡA
102	南牟婁郡	紀宝町	浅里	竹の野谷	土石流	無	67002ⅡA
103	南牟婁郡	紀宝町	浅里	中野谷	土石流	無	67003ⅠA
104	南牟婁郡	紀宝町	浅里	かぶち谷	土石流	有	67004ⅠA
105	南牟婁郡	紀宝町	浅里	竹の野谷 2	土石流	無	67005ⅠA
106	南牟婁郡	紀宝町	浅里	津呂地谷	土石流	有	67006ⅡA
107	南牟婁郡	紀宝町	浅里	大和田川	土石流	無	67007ⅡA
108	南牟婁郡	紀宝町	浅里	小淵川	土石流	有	A67033ⅡA
109	南牟婁郡	紀宝町	浅里	和田	土石流	有	A67034ⅡA
110	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	原谷無 1	土石流	有	67051ⅠA無 1
111	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	原谷無 2	土石流	有	67051ⅠA無 2
112	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	西ノ谷	土石流	有	67052ⅠA
113	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	相野川	土石流	有	67508ⅢA
114	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原	急傾斜地の崩壊	有	1102205
115	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原 1	急傾斜地の崩壊	有	2103232
116	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原Ⅰ無 1	急傾斜地の崩壊	有	B1167113
117	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原Ⅱ無 1	急傾斜地の崩壊	有	B2167114
118	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原Ⅱ無 2	急傾斜地の崩壊	有	B2167115
119	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原Ⅱ無 3	急傾斜地の崩壊	有	B2167116
120	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原Ⅱ無 4	急傾斜地の崩壊	有	B2167117

(土砂災害警戒区域)

番号	郡・市	町	字	区域名	自然現象の種類	土砂災害 特別警戒区域 の有無	箇所番号
121	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原Ⅱ無5	急傾斜地の崩壊	有	B2167118
122	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原Ⅱ無6	急傾斜地の崩壊	有	B2167119
123	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原Ⅲ無1	急傾斜地の崩壊	有	B3167120
124	南牟婁郡	紀宝町	阪松原	阪松原Ⅲ無2	急傾斜地の崩壊	有	B3167121
小計	124	箇所					

5-8 防災重点ため池

地域	ため池名	郡市	町	字	管理者名 (団体名)	受益 面積	ため池規模				予想 人的被害
							堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (t)	構築年代	
熊野	大村池	南牟婁郡	紀宝町	神内	市町村	6.3	9.5	40.3	16,000	江戸時代以前	-
熊野	鴛鴦池	南牟婁郡	紀宝町	平尾井	市町村	15	14.9	72	14,000	江戸時代以前	-

■防災上注意すべき社会的条件

5-9 道路防災総点検要対策箇所のうち未対策箇所

(1) 主要地方道

番号	建設事務所	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
61	熊野	主要地方道	35 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町	落石崩壊	8
63	熊野	主要地方道	35 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町	橋梁基礎	1

(2) 一般県道

番号	建設事務所	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
80	熊野	一般国道	740 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町	落石崩壊	14
82	熊野	一般国道	740 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町	岩石崩壊	3

5-10 三重県高圧ガス防災事業所一覧

No.	ガス名	防災事業所名	所在地	電話 (平日・昼間)	電話 (夜間・休日)
39	酸素	北越コーポレーション 株式会社洋紙事業本 部紀州工場	南牟婁郡紀宝町鶴殿 182	0735-32-1111	

5-11 危険区域に位置する要配慮者利用施設

番号	名称	施設区分	所在地	浸水	土砂
1	ショートステイセンターつどい	社会福祉	紀宝町神内 270-3		○
2	デイサービスきほう	社会福祉	紀宝町成川 44-20	○	
3	飯盛保育所	社会福祉	紀宝町成川 106-4	○	○
4	デイサービス楽らく	社会福祉	紀宝町成川 1071-1		○
5	グループホーム楽らく	社会福祉	紀宝町成川 1076-5		○
6	通園めだか	社会福祉	紀宝町鮎田 1052-1	○	
7	紀南特別養護老人ホーム組合 宝寿園	社会福祉	紀宝町北檜杖 90	○	
8	放デイ ほたる	社会福祉	紀宝町井内 88	○	○
9	相野谷保育所	社会福祉	紀宝町井内 123	○	○
10	宅老所つどい	社会福祉	紀宝町井内 509	○	
11	福祉の店「アプローチ」	社会福祉	紀宝町鶴殿 359-1	○	
12	アプローチ	社会福祉	紀宝町鶴殿 1074-1		○
13	紀宝町社会福祉協議会	社会福祉	紀宝町鶴殿 1074-1		○
14	神内小学校	学校	紀宝町神内 493		○
15	成川小学校	学校	紀宝町成川 632	○	
16	相野谷小学校	学校	紀宝町井内 98-1	○	○
17	矢渕中学校	学校	紀宝町鶴殿 20	○	○
18	鶴殿小学校	学校	紀宝町鶴殿 1232		○
19	鶴殿幼稚園	学校	紀宝町鶴殿 1232-1		○
20	とみむろクリニック	医療	紀宝町成川 44-1	○	
20	相野谷診療所	医療	紀宝町井内 123-19		○

(要配慮者利用施設の定義)

施設区分	対象施設
社会福祉	老人福祉関係施設（通所又は宿泊する介護保険事業所を対象）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康包括支援センター 等
学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 等
医療	病院、診療所、助産所 等（通所又は入院病床を有する施設に限る）

6. 医療救護に関する資料

6-1 三重県基幹災害拠点病院、東紀州地域災害拠点病院及び災害医療支援病院

(災害拠点病院)

区分	施設名	所在名	電話番号
基幹	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	059-345-2321
地域	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25	0597-22-3111

(災害医療支援病院)

区分	施設名	所在名	電話番号
地域	紀南病院組合立 紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750	05979-2-1333

6-2 近隣の主な医療機関

施設名	所在地	電話番号
新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	0735-31-3333
尾鷲総合病院	三重県尾鷲市上野町5-25	0597-22-3111
紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750	05979-2-1333

6-3 町内の医療機関

施設名	所在地	電話番号
紀宝町立相野谷診療所	南牟婁郡紀宝町井内123-19	0735-34-0011
寺本クリニック	南牟婁郡紀宝町鶴殿778-1	0735-32-0005
とみむろクリニック	南牟婁郡紀宝町成川44-1	0735-28-1030

6-4 紀南医師会 救護所派遣体制

○は救護班長

	救護所	派遣医師	備考
熊野市	旧荒坂中学校 TEL：0597-87-0024	○平谷一人（荒坂診療所）	
	新鹿小中学校 TEL：0597-86-0012	○井本泰樹（井本医院）	
	木本小学校 TEL：0597-85-2717	○大石知実（大石医院） 原田 資（原田医院）	但し、災害発生時は 木本中学校に集合
	木本中学校※ TEL：0597-85-2374	○尾辻 啓（尾辻内科クリニック） 尾辻典子（ ” ） 石野 剛（あい眼科） （夜）松浦 徹（まつうらクリニック） （夜）松浦りつ子（ ” ）	
	井戸小学校 TEL：0597-85-2249	○和田興一郎（和田医院） 小出泰平（協立内科外科医院） 山本訓生（ ” ）	但し、災害発生時は 木本中学校に集合
	熊野市総合グラウン ド TEL：0597-89-2228	○大石基夫（大石産婦人科） 島崎和久（島崎整形外科医院） 小山 徹（小山医院）	但し、災害発生時は 木本中学校に集合
	飛鳥中学校 TEL：0597-84-0004	○伊部敏雄（あすか診療所）	
	熊野市紀和コミュニ ティセンター TEL：05979-7-0051	○森本真之助（紀和診療所）	
御浜町	御浜中学校体育館 TEL：05979-2-0012		
	御浜町健康福祉 センター TEL：05979-2-3813※		※電話番号は社協 の番号です。
	御浜町役場※ TEL：05979-3-0505	○谷口智行（谷口クリニック） 西久保公映（西久保内科クリニック） （昼）松浦 徹（まつうらクリニック） （昼）松浦りつ子（ ” ）	

	尾呂志学園たかちら ホール TEL : 05979-4-1015	○江崎正和（尾呂志診療所）	
紀宝町	鶉殿小学校※ TEL : 0735-32-0054	○寺本 泰（寺本クリニック） 松林研二（相野谷診療所） 富室哲也（とみむろクリニック） 二村 昭（地域保健振興会） 濱口政也（くまのなる在宅診療所）	

※各市町を中心となる救護所です

6-5 災害時備蓄医薬品・医療材料

災害時医薬品等備蓄リスト 保管場所：鶴殿小学校

種別	品名	規格	包装単位	数量
注射剤	生理食塩水	500ml	20本	2
	ラクテックG	500ml	20本	2
	ソル・メドロール	125mg/v	1V	10
	セルシン注	10mg/2ml	10A	1
	ボスミン	1ml/A	10A	1
	ペンタジン	15mg/A	10A	1
	ロセフィン注1gキット		10パック	1
内服薬	ロキソニン錠	60mg	100T	2
	ナウゼリン錠	10mg	100T	1
	クラビット錠	500mg	100T	1
	フロモックス錠	100mg	100T	1
	ブスコパン錠	10mg	100T	1
	ニトロール錠	5mg	100T	1
	ビオフェルミン錠		126T	1
	アダラートCR錠	20mg	100T	1
	ニポラジン	3mg	100T	1
	デパス0.5mg錠	2mg	100T	1
外用	モーラステープ		7枚×50	1
	タリビット点眼	3mg/5ml	10本	1
	アンヒバ坐薬100	100mg	50個	1
	ゲンタシンクリーム	10g	10本	1
	リンデロンVG軟膏	5g	10本	1
	メプチンエア	5ml	10本	1
その他	生理食塩水(洗浄用)	500ml	20本	3
	イソジン液	250ml	1本	10
	ヒビテングルコネート液	20%100	1本	10
	消毒エタノール	500ml	1本	10
	0.5%キシロカイン	100ml	1本	10

災害時医薬品等備蓄リスト 保管場所：鵜殿小学校

種別	品名	規格	包装単位	数量
医療 材料	シリンジ針なし	20ml	50本	1
	シリンジ針なし	2.5ml	100本	1
	注射針	18G 1・1/	100本	1
	注射針	21G 1/2	100本	10
	注射針	23G1・1/4	100本	1
	アルコール含浸カット綿	4cm×4cm	60枚	17
	サージカルテープ	12mm×9m	24個	1
	コアスタイ(伸縮包帯)	5cm×9m	10巻	10
	コアスタイ(伸縮包帯)	9cm×9m	10巻	10
	三角巾(紙袋入)		25袋	1
	駆血帯 ブラック	400mm	1本	10
	オリタタミガーゼ滅菌済	7.5×10	100枚	10
	ラテックスグローブ	Mサイズ	100枚	10
	クリーンマスク	ホワイト	50枚	5
	綿球	20mm	50g	10
	ディスポピンセット未滅菌		50本	2
	リープレス 2号(ネット包帯)		2cm×2	5
	リープレス 3号(ネット包帯)		3cm×2	5
	リープレス 5号(ネット包帯)		5cm×2	5
	輸液セット		50セッ	1
	紙パン	9mm×10m	10個	3
	弾力包帯	10cm	6巻	5
	新カットバンA	19mm×72mm	100入	10

6-6 紀南医師会地震防災マニュアル10か条

平成18年6月28日現在

担当 平谷

この防災マニュアルは各自治体と紀南医師会が締結した「災害時の医療救護に関する協定書」第2条に基づき作成されるものです。

また、このマニュアルは発災直後からおおよそ72時間以内(紀南医師会災害対策本部発足まで)の活動マニュアルです。

震度5以上の地震が当地域に発生した場合、状況を把握し本マニュアルに沿って行動する必要があるかどうか迅速に判断してください。判断に迷う場合、各災害対策本部に電話で問い合わせてください。

(1) (安全の確保)

地震発生時にはまず会員自身の安全、家族の安全を確保してください。診療時間内の場合、患者及び、職員の安全を確保してください。同時に職員の家族の安全を確認してください。

診療時間外の場合は職員からの状況報告を受け、可能なら職員も救護活動に参加するように指示してください。職員が居住地域の救護所で救護に当たるか、診療所の指定救護所で活動するかは状況に応じて判断してください。

発災直後、会員が当該地域に不在の場合も同様です。

(2) (状況報告)

会員自身の状況、家族、職員の状況、避難場所、指定救護所へ向かうかどうか、確保した連絡手段等を別紙各自治体災害対策本部に報告してください。

(3) (不在時の対応)

会員が当該地域に不在の場合、別紙災害対策本部に連絡し、現状を報告して、指定救護所に向かうことが可能かどうか検討してください。不可能な場合はできるだけ指定救護所に近い救護所に到達する努力をしてください。

(4) (救護所への参集)

指定救護所に向かう場合、住民が見やすいところに「指定の救護所で診療を行う」旨を掲示し、持ち出し可能な医薬品をできるだけ持参し、別記指定された救護所へ向かってください。

原則として診療所が診療可能な場合でも、あらかじめ指定された救護所に、まず向かってください。

(5) (救護所の立ち上げ)

救護所では、医師会会員が救護班の班長となります。情報網の確保(携帯電話、消防無線等)とともに、あらかじめ当該救護所に登録された救護員の他、救護能力のある者(看護師、その他救護訓練を受けた者等)を迅速に指名、組織して救護活動にあたってください。

(6) (災害用カルテ)

救護所で治療にあたる場合、所定のカルテを使用し、可能な限り、所見、治療内容、その他必要事項を記載してください。使用した医薬品等も必ず記載してください。

(7) (トリアージ)

傷病者が多数の場合トリアージが必要です。救護所に準備されたトリアージタグを使用してください。

傷病者の人数、重傷者の数を別紙各自治体対策本部に報告し、必要なら搬送の要請をしてください。

(8) (備蓄医薬品)

救急医薬品は救護所に備蓄されているもののほか、別紙所定の場所に備蓄されています。必要なら当該自治体対策本部に要請してください。

(9) (紀南医師会災害対策本部立ち上げ)

周囲の状況が安定すれば紀南医師会災害対策本部が立ち上げられます。それ以降は、紀南医師会災害対策本部の指示に従い活動してください。(当該医師の担当外の救護所の巡回診療等)

(10) (診療所の再開)

事態が安定し、自院での診療が可能となれば自院での診療を行う旨、紀南医師会災害対策本部に報告し、許可を得てください。

7. 水防に関する資料

7-1 水防管理団体

所轄建設 事務所名	水防管理 団体名 (管理者)	電話番号	水防員数		水防区域			備考	
			水消防団	水防本部	河川 海岸名	左右 の別	延長(m)		
熊 野	紀 宝 町 (町 長)	0735 (33)0335	169名	10名	井 田 川	左	910	消防車 トラック 軽トラック 水槽付消防車 広報車	12 1 3 1 9
					神 内 川	右	1,480		
					熊 野 川	左	2,570		
					相 野 谷 川	左	2,570		
					清 水 元 川	左	1,000		
					大 谷 川	左	420		
					井 田 海 岸	右	140		
					平 島 海 岸	右	140		
						右	350		
	右	350							
		2,600							
		880							

7-2 河川の現況

河川種別	河 川 名	河 川 延 長 (m)
1 級 河 川	幹川 熊野川	14,000 (紀宝町区間)
	熊野川支川 相野谷川	17,404
	相野谷川支川 湯の谷川	2,200
	相野谷川支川 郷原川	1,300
	相野谷川支川 野添川	1,200
	野添川支川 宇田口川	700
	相野谷川支川 那智川	3,500
	相野谷川支川 小畑川	1,700

河川種別	河 川 名	河 川 延 長 (m)
	相野谷川支川 相野川	4,301
	相野川支川 跡田川	1,600
	相野川支川 不動地川	1,500
	不動地川支川 木和田川	1,000
	相野谷川支川 ナベラ川	1,100
	相野谷川支川 入谷川	2,200
	相野谷川支川 古田川	1,200
	熊野川支川 熊谷川	1,300
	熊野川支川 大和田川	1,800
	熊野川支川 清水元川	700
	熊野川支川 西ノ谷川	2,500
	熊野川支川 小鹿川	2,000
2 級 河 川	幹川 井田川	2,600
	幹川 神内川	4,411
準 用 河 川	小湊川	1,000
	芦谷川	800
	かやの谷川	1,000
	浪竹川	900
	御船谷川	1,100
	相野口川	1,000
	桑谷川	600
	東川	500
	船谷川	800
	飯盛川	1,500
	奥地川	1,200

7-3 重要水防区域

1 大臣管理区間河川の重要水防区域

(1) 重要水防箇所評定基準(案)

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつたては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつたては計画高潮位)が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれの2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績がないが堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

重点区間:水防上の必要性に応じて、特に水防に重点的に巡視すべき箇所を重要度 A、B 及び、要注意区間より選定。

(重要度A)

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	適用(水防工法)
1	熊野川	堤防断面	左	0.0k-200 から 0.6k+175	南牟婁郡紀宝町鶴殿	975	高潮区間
2	熊野川	堤防断面	左	0.8k+2.4 から 1.8k+126	南牟婁郡紀宝町鶴殿 ～成川	1,102	一部高潮区間 紀勢国道&成川 堤防嵩上げ
3	熊野川	堤防高	左	4.2k-10 から 4.6k+120	南牟婁郡紀宝町 北檜杖	530	4.5k付近に1軒
4	相野谷川	堤防断面	左	0.2k-60 から 0.2k+100	南牟婁郡紀宝町鮎田	160	
5	相野谷川	堤防断面	右	1.2k-30 から 1.2k+110	南牟婁郡紀宝町鮎田	140	
6	相野谷川	堤防断面	左	3.0k+120 から 3.2k+10	南牟婁郡紀宝町高岡 ～大里	90	
7	相野谷川	堤防高	左	4.0k+120 から 4.2k+50	南牟婁郡紀宝町大里	130	
8	相野谷川	堤防断面	左	4.0k+120 から 4.2k+50	南牟婁郡紀宝町大里	130	
9	相野谷川	堤防高	左	5.6k+6.0 から 5.7k	南牟婁郡紀宝町大里	40	
10	相野谷川	堤防断面	左	5.6k+60 から 5.7k	南牟婁郡紀宝町大里	40	
11	相野谷川	漏水	右	3.6k+20 から 4.2k+100	南牟婁郡紀宝町大里	680	輪中提 (大里)
計				11箇所		4,017	(延べ延長)

(重要度B)

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	適用(水防工法)
1	熊野川	堤防高	左	0.0k-200 から 0.0k	南牟婁郡紀宝町鶴殿	200	高潮区間
2	熊野川	堤防高	左	1.4k+193 から 1.6k+55	南牟婁郡紀宝町成川	62	
3	熊野川	工作物	左右	2.2k+57 から 2.2k+81	南牟婁郡紀宝町成川 ～和歌山県新宮市船 町	24	熊野大橋
4	熊野川	法崩れ ・すべり	左	2.8k+120 から 2.8k+130	南牟婁郡紀宝町鮎田	10	
5	熊野川	堤防高	左	3.0k-100 から 3.0k+100	南牟婁郡紀宝町鮎田	200	
6	熊野川	堤防高	左	3.2k-50 から 3.2k+50	南牟婁郡紀宝町鮎田	100	
7	相野谷川	法崩れ ・すべり	左	0.0k+85 から 0.0k+100	南牟婁郡紀宝町鮎田	15	
8	相野谷川	堤防高	右	1.6k+167 から 3.0k-100	南牟婁郡紀宝町鮎田 ～高岡	1,133	
9	相野谷川	工作物	左右	2.2k+89	南牟婁郡紀宝町高岡		明和橋
10	相野谷川	堤防断面	右	3.0k+115 から 3.2k+70	南牟婁郡紀宝町高岡	155	
11	相野谷川	堤防高	右	3.0k+115 から 4.4k+190	南牟婁郡紀宝町高岡	1,475	
12	相野谷川	堤防高	左	3.2k+120 から 4.0k+120	南牟婁郡紀宝町高岡	800	
13	相野谷川	工作物	左右	3.8k+32	南牟婁郡紀宝町大里		東下橋
14	相野谷川	堤防断面	左	4.0k-100 から 4.0k+120	南牟婁郡紀宝町大里	220	
15	相野谷川	堤防断面	左	4.2k+50 から 4.4k+170	南牟婁郡紀宝町大里	320	
16	相野谷川	工作物	左右	4.2k+66	南牟婁郡紀宝町大里		相川橋
17	相野谷川	堤防高	左	4.4k から 4.4k+170	南牟婁郡紀宝町大里	170	
18	相野谷川	工作物	左右	4.4k+190	南牟婁郡紀宝町大里		永田橋

(重要度B)

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	適用(水防工法)
19	相野谷川	堤防高	右	4.8k から 5.0k+50	南牟婁郡紀宝町大里	250	
20	相野谷川	堤防高	左	4.8k-60 から 4.8k+40	南牟婁郡紀宝町大里	100	
計				20箇所		5,234	(延べ延長)

(要注意箇所)

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	適用(水防工法)
1	相野谷川	新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡	左	1.8k-32 から 2.2k	南牟婁郡紀宝町高岡	432	旧川跡 輪中提(高岡)
2	相野谷川	工事施工	左	1.8k-32 から 2.2k	南牟婁郡紀宝町高岡	432	輪中提(高岡)
3	相野谷川	工事施工	右	4.4k から 4.6k	南牟婁郡紀宝町大里	200	輪中提(大里)
4	相野谷川	陸閘	右	0.6k	南牟婁郡紀宝町鮎田		弁慶橋陸閘 輪中提(鮎田)
5	相野谷川	陸閘	右	0.85k	南牟婁郡紀宝町鮎田		鮎田西陸閘 輪中提(鮎田)
6	相野谷川	陸閘	左	2.0k	南牟婁郡紀宝町高岡		高岡第一陸閘 輪中提(高岡)
7	相野谷川	陸閘	左	2.2k	南牟婁郡紀宝町高岡		高岡第二陸閘 輪中提(高岡)
8	相野谷川	陸閘	右	3.95k	南牟婁郡紀宝町大里		大里陸閘 輪中提(大里)
計				8箇所		1,064	(延べ延長)

2 知事管理区間河川の重要水防区域

(1) 重要水防区域

重要水防区域とは下記事項に該当する箇所を河川、海岸、砂防について指定する。

1) 河川

- ① 過年度災害未施工箇所、破堤、欠壊を更に助長して、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ② 堤防が低くて溢水し、又は堤体が貧弱、堤防の脚部深掘れ等のため破堤し、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ③ 河床が著しく埋塞して流水断面を縮小したために附近堤防の溢水、又は欠壊により重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ④ 護岸、床止、水門、樋門、樋管、天然河岸の欠壊、破壊或いはそのおそれのある箇所で被害を及ぼすと思われる箇所。

2) 海岸

- ① 河川 ①に同じ
- ② 河川 ②に同じ
- ③ 堤防、前面の海浜が流出した箇所で、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ④ 護岸、胸壁、水門、樋門、樋管、天然海岸の欠壊、破壊或いはそのおそれのある箇所で重大な被害を及ぼすと思われる箇所。

3) 砂防

- ① 堰堤本体が弱体化し、亀裂など発見されて、破壊が懸念され、下流に重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ② 流路工が著しく埋没した箇所で、上流又は下流に重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ③ 堤防、護岸、床固、流路工、水叩工、及び山腹工の埋没、欠壊又は破壊している箇所、或いはそのおそれのある箇所で重大な被害を及ぼすと思われる箇所。

(2) 重要水防箇所評定基準

上記重要水防区域について下記の基準により評定する。

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
1. 堤防高	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が未施工の箇所。	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により溢水、氾濫、越波のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③ 河川改修計画による計画堤防高より低い箇所。 ④ 災害復旧工事等により被災水位までの築堤となっており余裕高のない箇所。	
2. 堤防断面	① 破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が未施工の箇所。	① 破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により破堤、欠壊、半欠壊のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③ 堤防断面が標準断面より小さい箇所(堤防の法勾配が2割より急であったり天端巾が非常に小さい堤防)。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水 防 上 重 要 な 区 間	
3. 法崩れ ・すべり	① 法崩れ又は、すべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ② 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
4. 漏水	① 漏水の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
5. 水衝・洗掘	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 ② 橋台取り付部、その他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ③ 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるがその対策が未施工の箇所。	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
6. 工作物	① 「河川管理施設等応急対策基準」にもとづく改善措置が必要な床止め及び堰、水門及び樋門、橋梁その他工作物の設置場所。 ② 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)等以下となる箇所。 ③ 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等があり、その対策が未施工の箇所。	① 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 ② 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等の発生するおそれがありその対策が未施工の箇所。	
7. 工事施工			① 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
8. 新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			① 新堤防で築造後3年以内の箇所。 ② 破堤跡又は旧川流の箇所。
9. 陸閘			① 陸閘が設置されている箇所。

(1) 河川

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間					重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法		
10	1	1	新宮川	熊野川	有	紀宝町	左	11.8k+70m から 13.0k+80m まで	南牟婁郡紀宝町浅里 から 南牟婁郡紀宝町浅里 まで	1,000	堤防高 (流下能力)	11.8k+70m から 13.0k+80m まで	1,000	B	積土俵工	高さ不足	
10	2	1	新宮川	相野谷川	有	紀宝町	左	5.6k+100m から 6.0k+150m まで	南牟婁郡紀宝町大里 から 南牟婁郡紀宝町大里 まで	420	堤防高 (流下能力)	5.6k+100m から 6.0k+150m まで	420	B	積土俵工	河積不足	
10	3	1	新宮川	清水元川	有	紀宝町	左	0.4k+0m から 0.4k+140m まで	南牟婁郡紀宝町浅里 から 南牟婁郡紀宝町浅里 まで	140	堤防高 (流下能力)	0.4k+0m から 0.4k+140m まで	140	B	積土俵工	河積不足	
10	4	1	新宮川	清水元川	有	紀宝町	右	0.4k+0m から 0.4k+140m まで	南牟婁郡紀宝町浅里 から 南牟婁郡紀宝町浅里 まで	140	堤防高 (流下能力)	0.4k+0m から 0.4k+140m まで	140	B	積土俵工	河積不足	
10	58	1	井田川	井田川	有	紀宝町	左	0.2k+170m から 1.2k+80m まで	南牟婁郡紀宝町井田 から 南牟婁郡紀宝町井田 まで	910	水衝洗掘	0.2k+170m から 1.2k+80m まで	910	B	木竹流工		
10	59	1	井田川	井田川	有	紀宝町	右	0.2k+170m から 1.2k+100m まで	南牟婁郡紀宝町井田 から 南牟婁郡紀宝町井田 まで	940	水衝洗掘	0.2k+170m から 1.2k+100m まで	940	B	木竹流工		
10	59	2	井田川	井田川	有	紀宝町	右	0.2k+100m から 1.8k+30m まで	南牟婁郡紀宝町井田 から 南牟婁郡紀宝町井田 まで	540	堤防高 (流下能力)	1.2k+100m から 1.8k+30m まで	540	B	積土俵工	河積不足	
10	60	1	神内川	神内川	無	紀宝町	左	0.2k+160m から 1.2k+40m まで	南牟婁郡紀宝町鶴殿 から 南牟婁郡紀宝町鶴殿 まで	880	堤防高 (流下能力)	0.2k+160m から 1.2k+40m まで	880	B	積土俵工	河積不足	
10	61	1	神内川	神内川	有	紀宝町	右	0.2k+170m から 1.2k+30m まで	南牟婁郡紀宝町鶴殿 から 南牟婁郡紀宝町鶴殿 まで	880	堤防高 (流下能力)	0.2k+170m から 1.2k+30m まで	880	B	積土俵工	河積不足	
10	62	1	神内川	神内川	有	紀宝町	左	1.8k+50m から 3.4k+140m まで	南牟婁郡紀宝町神内 から 南牟婁郡紀宝町神内 まで	1,690	堤防高 (流下能力)	1.8k+50m から 3.4k+140m まで	1,690	B	積土俵工	河積不足	
10	63	1	神内川	神内川	有	紀宝町	右	1.8k+50m から 3.4k+140m まで	南牟婁郡紀宝町神内 から 南牟婁郡紀宝町神内 まで	1,690	堤防高 (流下能力)	1.8k+50m から 3.4k+140m まで	1,690	B	積土俵工	河積不足	

(2)海岸

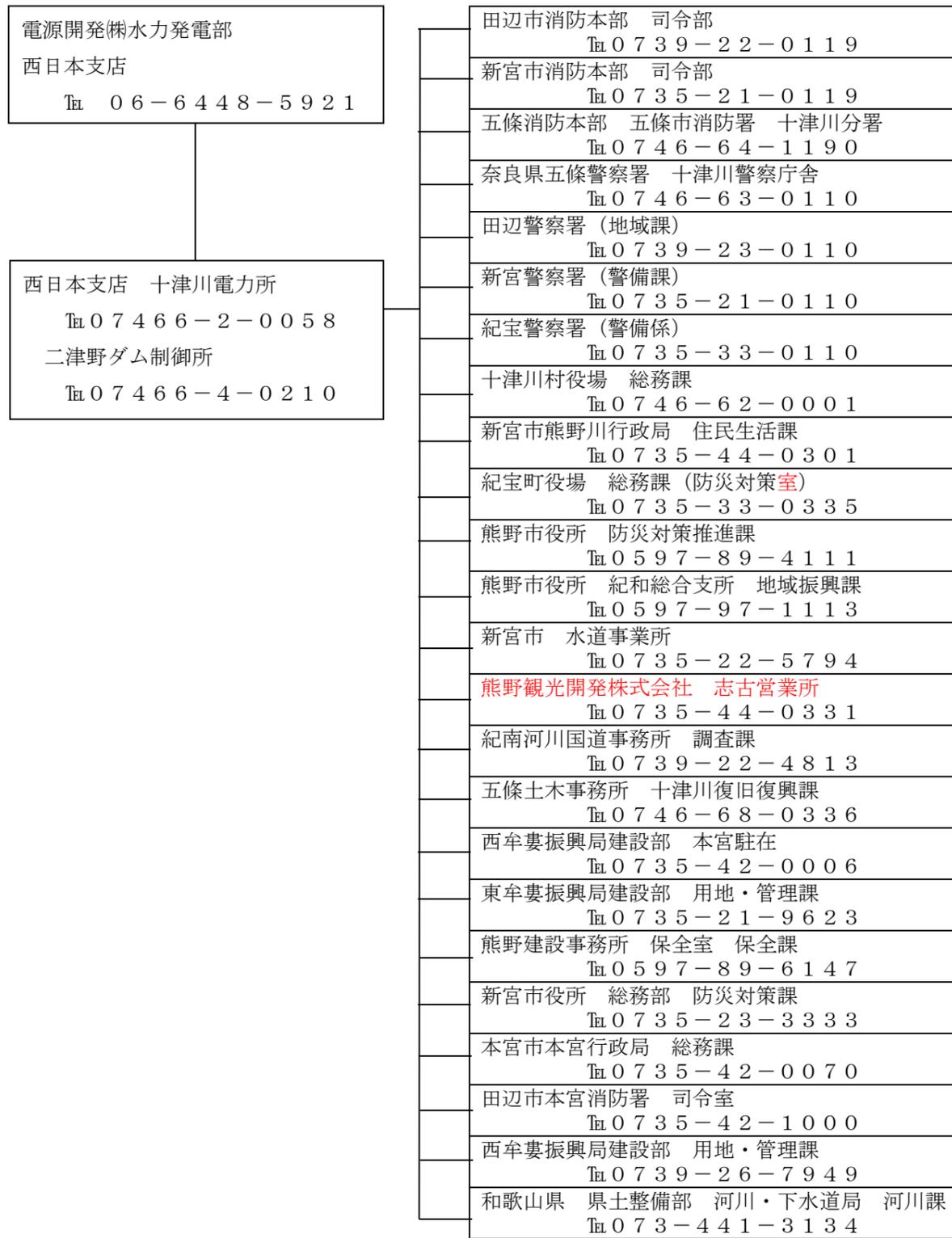
建設コード	区域番号	箇所番号	海岸名	建設港湾の別	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所				適用
					指定有無	名称	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
31	11	1	井田北地先海岸	建	有	紀宝町	+0m から +1,934m まで	南牟婁郡紀宝町井田 から 南牟婁郡紀宝町井田 まで	1,934	工作物 侵食	+0m から +1,934m まで	1,934	B	杭打 積土俵工	
31	12	1	井田南地先海岸	建	有	紀宝町	+0m から +1,676m まで	南牟婁郡紀宝町井田 から 南牟婁郡紀宝町井田 まで	1,676	工作物 侵食	+0m から +1,676m まで	1,676	B	杭打 積土俵工	
31	13	1	平島地区海岸	港	有	紀宝町	+0m から +2,406m まで	南牟婁郡紀宝町鶴殿 から 南牟婁郡紀宝町鶴殿 まで	2,460	工作物	+0m から +2,406m まで	2,406	B	杭打 積土俵工	
31	14	1	鶴殿地区海岸	港	有	紀宝町	+0m から +2,406m まで	南牟婁郡紀宝町鶴殿 から 南牟婁郡紀宝町鶴殿 まで	2,218	工作物	+0m から +2,218m まで	2,218	B	積土俵工	

7-4 ダムからの通知・通報連絡系統

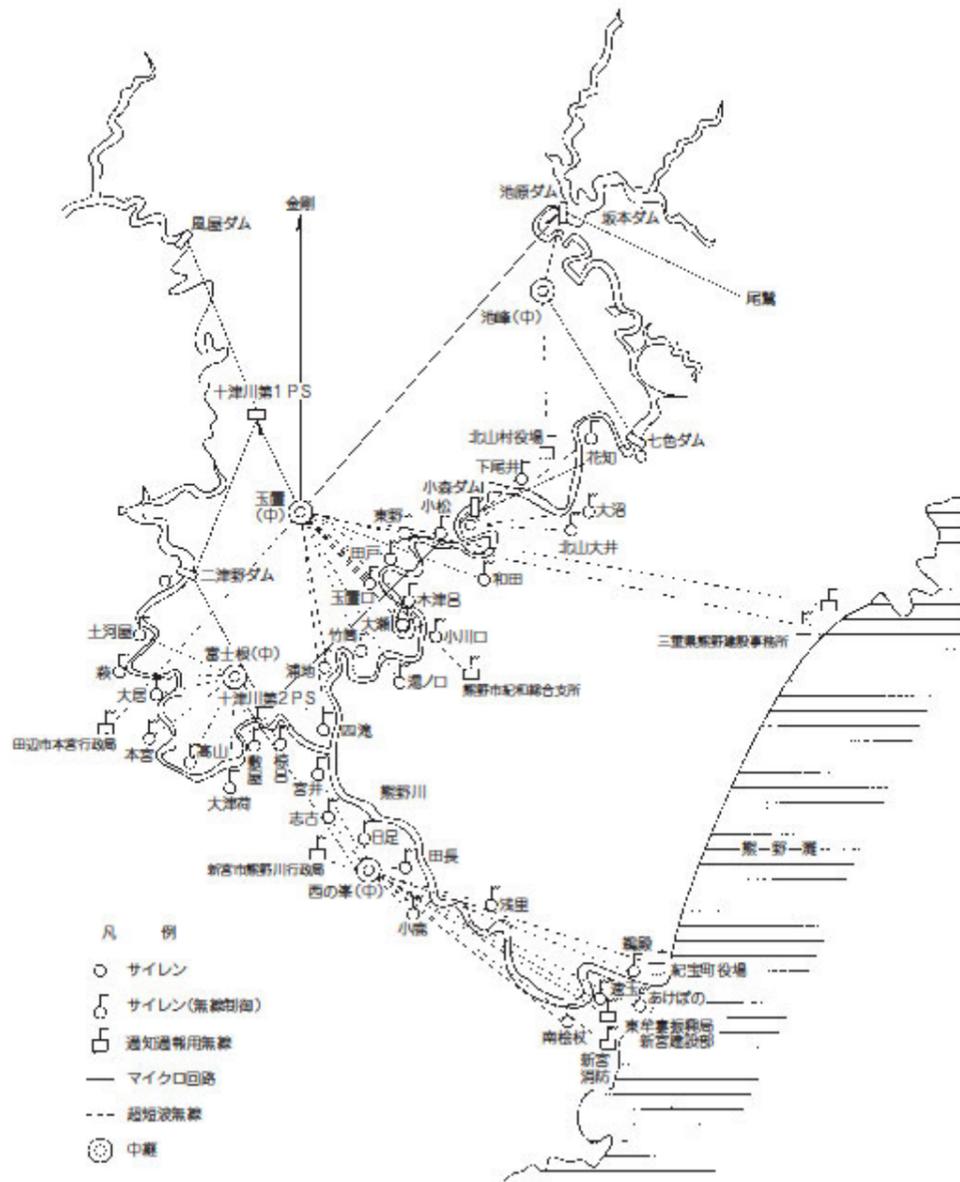
1 小森ダム通知・通報連絡系統

電源開発(株)水力発電部 西日本支店 TEL 06-6448-5921	西日本支店 北山川電力所 TEL 07468-5-2158 七色ダム管理所 TEL 05978-2-0050 小森ダム管理所 TEL 05979-8-1646	紀南河川国道事務所 調査課 TEL 0739-22-4813
		東牟婁振興局新宮建設部 用地・管理課 TEL 0735-21-9654
		熊野建設事務所 保全室 保全課 TEL 0597-89-6147
		五條土木事務所 十津川復旧復興課 TEL 0746-68-0336
		紀宝警察署 (警備課) TEL 0735-33-0110
		新宮警察署 警備課 TEL 0735-21-0110
		新宮消防本部 指令室 TEL 0735-21-0119
		新宮市 水道事業所 TEL 0735-22-5794
		北山村役場 総務課 TEL 0735-49-2331
		十津川村役場 総務課 TEL 0746-62-0001
		新宮市熊野川行政局 住民生活課 TEL 0735-44-0301
		熊野市役所 防災対策推進課 TEL 0597-89-4111
		熊野市役所 紀和総合支所 地域振興課 TEL 0597-97-1113
		紀宝町役場 総務課 (防災対策室) TEL 0735-33-0335
		新宮市役所 総務部 防災対策課 TEL 0735-23-3333
		五條警察署 十津川警察庁舎 TEL 0746-63-0110
		五條市消防署 十津川分署 TEL 0746-64-1190
		和歌山県 県土整備部 河川・下水道局河川課 TEL 073-441-3134
		熊野観光開発株式会社 志古営業所 TEL 0735-44-0331

2 二津野ダム通知・通報連絡系統



新宮川水系通信系統図



7-5 樋門・水門・閘門・樋管設置箇所

番号	管理者	河川名 海岸名	種別	所在地			巾高連数	操作責任者	操作 基準	電話番号
				郡市	町村	大字				
122	国土交通省	熊野川	鮎田水門	南牟婁	紀宝	鮎田	6.4×21.8×3 (ローラゲート)	紀宝町	電動	0735 33-0357
123	国土交通省	熊野川	竜光寺樋門	南牟婁	紀宝	成川	2.93×3.35×1	紀宝町	電動	0735 33-0357
124	三重県	井田地区 海岸	井田1号 陸	南牟婁	紀宝	井田	5.71×3.06×1	紀宝町消防団	手動	0735 33-0357
125	三重県	井田地区 海岸	井田2号 陸	南牟婁	紀宝	井田	2.66×2.64×1	紀宝町消防団	手動	0735 33-0357
126	三重県	井田地区 海岸	井田3号 陸	南牟婁	紀宝	井田	1.89×2.35×1	紀宝町消防団	手動	0735 33-0357
135	三重県	神内川	神内川 防潮水門	南牟婁	紀宝	鵜殿	19.4×2.7×2(主) 2.7×3.5×1 (スイング) 2.3×3.27 (スルース)	紀宝町	電動	0735 33-0357
136	三重県	鵜殿港	中松原1号 防潮扉	南牟婁	紀宝	鵜殿	7.3×1.55	紀宝町	自動	0735 33-0357
137	三重県	鵜殿港	中松原2号 防潮扉	南牟婁	紀宝	鵜殿	7.3×1.55	紀宝町	手動	0735 33-0357
138	三重県	鵜殿港	中松原3号 防潮扉	南牟婁	紀宝	鵜殿	9.3×1.55	紀宝町	自動	0735 33-0357
139	三重県	鵜殿港	中松原4号 防潮扉	南牟婁	紀宝	鵜殿	9.2×2.65	紀宝町	自動	0735 33-0357
140	三重県	鵜殿港	中松原5号 防潮扉	南牟婁	紀宝	鵜殿	9.2×2.65	紀宝町	自動	0735 33-0357
141	三重県	鵜殿港	川原1号 防潮扉	南牟婁	紀宝	鵜殿	8.5×1.5	紀宝町	自動	0735 33-0357
142	三重県	鵜殿港	川原2号 防潮扉	南牟婁	紀宝	鵜殿	8.5×1.5	紀宝町	自動	0735 33-0357
143	三重県	鵜殿港	川原3号 防潮扉	南牟婁	紀宝	鵜殿	8.5×1.5	紀宝町	手動	0735 33-0357
144	三重県	鵜殿港	川原1号 樋管	南牟婁	紀宝	鵜殿	3.00×2.85	熊野建設事務所	手動	0597 89-6147
145	三重県	鵜殿港	平島 防潮扉1号	南牟婁	紀宝	鵜殿	7.4×2.2	紀宝町	自動	0735 33-0357
146	三重県	鵜殿港	平島 防潮扉2号	南牟婁	紀宝	鵜殿	4.15×2.45	紀宝町	自動	0735 33-0357
147	三重県	鵜殿港	平島 防潮扉3号	南牟婁	紀宝	鵜殿	1.65×1.4	紀宝町	手動	0735 33-0357
148	三重県	鵜殿港	平島 防潮扉4号	南牟婁	紀宝	鵜殿	1.65×1.4	紀宝町	手動	0735 33-0357
149	国土交通省	相野谷川	鮎田第1 樋門	南牟婁	紀宝	鮎田	2.15×1.775×1門	紀宝町	電動	0735 33-0357
150	国土交通省	相野谷川	弁慶橋 陸	南牟婁	紀宝	鮎田	6.2×2.0×1門	紀宝町	電動	0735 33-0357
151	国土交通省	相野谷川	鮎田第4 樋門	南牟婁	紀宝	鮎田	3.0×1.675×1門	紀宝町	電動	0735 33-0357
152	国土交通省	相野谷川	鮎田西 陸	南牟婁	紀宝	鮎田	4.0×2.6×1門	紀宝町	電動	0735 33-0357

番号	管理者	河川名 海岸名	種別	所在地			巾高連数	操作責任者	操作 基準	電話番号
153	国土交通省	相野谷川	高岡第1 陸 閘	南	牟婁	紀宝高岡	7.5×3.6×1門	紀宝町	電動	0735 33-0357
154	国土交通省	相野谷川	高岡第2 陸 閘	南	牟婁	紀宝高岡	7.5×2.0×1門	紀宝町	電動	0735 33-0357
155	国土交通省	相野谷川	高岡第1 樋 門	南	牟婁	紀宝高岡	1.0×1.5×1門	紀宝町	電動	0735 33-0357
156	国土交通省	相野谷川	高岡第2 樋 門	南	牟婁	紀宝高岡	1.210×1.115×1門	紀宝町	電動	0735 33-0357
157	紀宝町	相野谷川	大里第2 樋 門	南	牟婁	紀宝大里	1.6×1.5×1門	紀宝町	手動	0735 33-0357
158	国土交通省	相野谷川	大里第3 樋 門	南	牟婁	紀宝大里	0.8×0.8×1門	紀宝町	電動	0735 33-0357
159	国土交通省	相野谷川	大里第4 樋 門	南	牟婁	紀宝大里	1.0×1.0×1門	紀宝町	電動	0735 33-0357
160	国土交通省	相野谷川	大里陸閘	南	牟婁	紀宝大里	4.0×2.82×1	紀宝町	電動	0735 33-0357

7-6 洪水予報河川における洪水予報

1. 国土交通大臣が行う洪水予報(法10条)

(1) 洪水予報の指定区域及び実施機関

国土交通大臣が指定した河川区域は、次表のとおりである。

新宮川系については、紀南河川国道事務所、和歌山地方気象台、三重県地方気象台がそれぞれ共同して洪水予報を発表する。

水防本部(支部)は、この洪水予報をうけたときは、直ちに水防活動の規準に従い、水防体制に入るとともに、第2章第6節通信連絡系統によって関係機関に伝達するものとする。

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
新宮川	熊野川	左岸	三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野 199 番 1 から海まで	紀南河川国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台
		右岸	和歌山県新宮市南檜杖字滝下シ 527 番の 1 地先 から海まで	

(2) 洪水予報の対象とする水位観測所

(水位単位:m)

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機 水位	氾 注 水 位	避 難 判 水 位	氾 濫 危 水 位	計 画 高 水 位	TPとの 関係	対象水 防管理 団体名
熊野川	成川	南牟婁郡 紀宝町成川	2.90	4.50	6.80	7.70	8.053	0点 TP 0.12	紀宝町

7-7 水位周知河川における水位到達情報

1. 国土交通省が行う水位情報の通知及び周知(法13条)

(1) 水位周知河川の指定区域及び担当水防管理団体

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
新宮川	相野谷川	左岸	南牟婁郡紀宝町大里字坂ノ前1904番地の1地先 から熊野川合流点まで	紀南河川国道事務所
		右岸	南牟婁郡紀宝町大里字上野988番地先 から熊野川合流点まで	

(2) 水位周知河川の対象とする水位観測所 (水位単位:m)

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画水位	TPとの関係	対象水防管理団体名
相野谷川	高岡	南牟婁郡紀宝町高岡	2.00	3.10	下表	下表	4.566	0点 TP 0.10	紀宝町

(水位単位:m)

相野谷川 (高岡) 地区別 特別警戒 水位	輪中提 地区	第1特別警戒水位 (※1)	第1危険水位 (※2)	第2特別警戒水位	第2危険水位 (※3)	(※1)通行止め・陸開操作員出動水位 (※2)陸開操作水位 (※3)輪中提高(9.4m)-余裕高(0.6m) ※平成23年9月の台風12号による洪水により輪中提が被災を受けたことにより輪中提の災害復旧工事が完成するまでは、()書きの水位を使用。
		6.18 (4.19)	6.84 (5.23)	7.80 (5.23)	8.80 (6.27)	
	高岡地区	3.84 (3.48)	4.81 (4.46)	7.80 (4.46)	8.80 (5.44)	
	大里地区	4.73 (4.15)	5.71 (5.13)	7.80 (5.13)	8.80 (6.11)	

(3) 水位情報の発表

水位周知河川における水位到達情報の発表基準は、対象水位観測所の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達するか、又は氾濫危険水位(特別警戒水位)を越えるおそれがあるときとする。

また、水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)を下廻った場合についても発表するものとし、その間に水防活動上必要な洪水の状況について適宜通知するものとする。

7-8 水防警報

1. 国土交通大臣の発する水防警報（法16条）

(1) 指定区域及び担当水防管理者

【河川】

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
新宮川	熊野川	左岸	三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野 199 番 1 から海まで	紀南河川 国道事務所
		右岸	和歌山県新宮市南檜杖字滝下シ 527 番の 1 地先 から海まで	
	相野谷川	左岸	三重県南牟婁郡紀宝町大里字坂ノ前 1904 番地の 1 地先 から熊野川合流点まで	
		右岸	三重県南牟婁郡紀宝町大里字上野 988 番地先 から熊野川合流点まで	

(2) - 1 水防警報の対象とする水位観測所及び通知

(水位単位：m)

河川名	観測所名	地先名	位置	付近堤防高	水防団待機水位	氾注水位	濫意水位	避難判断水位	難断位	氾危水位	濫危険水位	計画高水位	TPとの関係	対応水防管理団体名
熊野川	成川	南牟婁郡紀宝町成川	河口より 2.3km	12.06	2.90	4.50	6.80	7.70	8.053	0点 TP 0.12	紀宝町			
相野谷川	高岡	南牟婁郡紀宝町高岡	熊野川合流点より 2.6km	4.766	2.00	3.10	下表	下表	4.566	0点 TP 0.10	紀宝町			

(水位単位：m)

相野谷川（高岡） 地区別 特別警戒水位	輪中提	第一特別警戒水位 (※1)	第一危険水位 (※2)	第二特別警戒水位	第二危険水位 (※3)
	鮎田地区	6.18(4.19)	6.84(5.23)	7.80(5.23)	8.80(6.27)
	高岡地区	3.84(3.48)	4.81(4.46)	7.80(4.46)	8.80(5.44)
	大里地区	4.73(4.15)	5.71(5.13)	7.80(5.13)	8.80(6.11)

(※1) 通行止め・陸開操作員出動水位

(※2) 陸開操作水位

(※3) 輪中提高(9.4m)－余裕高(0.6m)

※平成23年9月の台風12号による洪水により輪中提が被災を受けたことにより輪中提の災害復旧工事が完成するまでは、() 書きの水位を使用。

(2) - 2 対象観測所の関係する水防管理団体およびその区域

【河川】

河川名	観測所名	水 防 管 理 団 体 及 び そ の 区 域		
		水 防 管理団体	区 域	距 離
熊野川	成 川	紀 宝 町	紀宝町北檜杖から海まで	左 - K
相野谷川	高 岡		紀宝町大里から熊野川合流点まで 紀宝町大里から熊野川合流点まで	左 - K 右 - K

(3) 水防警報の段階と範囲

警報の種類・内容および発表基準

近畿地整（相野谷川＝高岡）

種 類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部の出勤等に関するもの	気象状況および河川状況等により必要と認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況および河川状況等により必要と認められたとき
解 除	水防団員の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水防活動上必要となる水位その他河川の状況を通知するもの	適宜

近畿地整（熊野川＝成川）

段 階	種 類	内 容	発 表 基 準
第 1	待 機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行なう。	氾濫注意水位（警戒水位）に達する4時間前
第 2	準 備	水防資器材の整備点検、水こう門等開閉準備、巡視幹部の出勤等に対するもので主として上流の雨量に基づいて行なう。	氾濫注意水位（警戒水位）に達する3時間前
第 3	出 動	水防団員の出動の必要性を警告して行なうもので、上流の雨量または水位に基づいて行なう。	氾濫注意水位（警戒水位）に達する1時間前
第 4	解 除	水防活動の終了に関するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防活動を終わるとき。
適 宜	水 位	水防活動上必要となる水位状況等を通知する。	氾濫注意水位（警戒水位）を上廻ったときから1～3時間おき

範 囲

河川名	量水標名	待機	準備	出動	解除	情報
熊野川	成川	氾濫注意水(警戒水位)4.50mに達する4時間前	氾濫注意水位(警戒水位)4.50mに達する3時間前	氾濫注意水位(警戒水位)4.50mに達する1時間前	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り水防作業の必要がなくなったときとする	水防活動に必要があるとき
相野谷川	高岡	—	気象状況および河川状況等により必要と認められたとき	氾濫注意水(警戒水位)3.10mに達し気象状況および河川状況等により必要と認められたとき	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り水防作業の必要がなくなったときとする	水防活動に必要があるとき

河川名	観測所名	通報担当者	受報担当者	連絡方法	適要
熊野川	成川	紀南河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課長	加入電話	059-224-2683 マイク 085-749-312 F A X 85-749-310
相野谷川	高岡	紀南河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課長	加入電話	059-224-2683 マイク 085-749-312 F A X 85-749-310

(4) 水防警報の発表及び解除の基準

水防警報発表の基準は対象水位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達するか、又は氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるときとする。なお、その他、必要に応じ水防警報を発令することがある。解除の基準は水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなくなったときとする。但し、その間に水防活動上必要な洪水の状況について適宜通知する。

(5) 水防警報を発令しない場合の措置

理由を付し関係者に通知する。

8. 輸送に関する資料

8-1 三重県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱及び三重県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)

(3) 非代替性 防災ヘリ以外に適切な手段がないこと

(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(緊急運航の要請基準)

第4条 緊急運航は、前条の要件を充たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5条 緊急運航の要請は、協定に基づき、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合の機関の長（以下「機関の長」という。）が消防防災分野防災チームマネージャー（以下「運航管理責任者」という。）に行う。

2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6条 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨、回答しなければならない。

2 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入れ体制)

第7条 緊急運航を要請した機関の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8条 隊長は、緊急運航を終了した場合には、災害速報(様式第2号等)により、速やかに、活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書(様式任意)により、その旨報告するものとする。

(附則)

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

防災ヘリコプター緊急運航要請基準

1 救急活動

(1) 山村、離島等からの救急患者の搬送

離島、山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として、医師が搭乗できる場合（交通遠隔地からの傷病者搬送）

(2) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

遠隔地へ、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

(4) その他救急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合

2 救助活動

(1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは、対応できないと認められる場合

(2) 高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) 高速道路及び自動車専用道路での事故救助

高速道路及び自動車専用道路での事故で、救急車での収容、搬送が不可能と認められる場合

(5) その他救急救助上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
- (3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
 - (4) その他災害応急対策上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

- (1) 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- (2) 被害状況調査及び情報収集活動
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- (4) その他、火災防御活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

様式第1号 (第5関係)
防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	☎ 発信者		
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急 (調査・広報) (4)火災防御 (5)その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助輸送 (品名数量) その他 ()		
4 発生場所及び発生時間	市町村 地内 (発生時間) 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 (目標) (離着陸場所)		
5 現地の気象条件	天候	風向	風速 気温 視程 m 気象予警報 (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別 (全国波、県波、市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		
8 要請を必要とする理由	※災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと)		
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページ数を明記		
三重県防災航空隊 ☎ 059-235-2555		受信者	
緊急要請専用 235-2558			
235-2557			

263

9 傷病者搬送の場合	傷病者	住所名	年齢	歳	性別	男・女
	生年月日				職業	
	症状					
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び目標	搬送先所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師の氏名	関係者の氏名			
	病院への搬送方法	救急車の手配	病院の手配			
	受入病院	所在地称	連絡先	☎		
搬送先の消防本部の担当者職氏名		消防本部 課 ☎				

10 必要資機材			
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名	要請機数	機
12 その他必要事項			

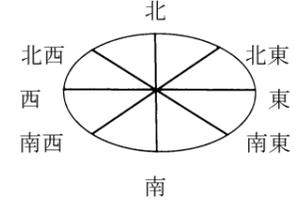
* 以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波、県波、市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 ℓ (ドラム缶 本)

防災ヘリコプターの運航に必要な気象条件

			視程	雲高	風速	備考
管制圏外	離着陸	昼間	飛行視程 1,500m以上	150m以上	平均17m以下 最大19m以下	※ 特別有視界飛行（SVFR） (1) 雲から離れて飛行 (2) 飛行視程1,500m以上を維持 (3) 地面又は水面を引き続き視認 以上の条件で管制圏内が計器気象状態（IMC）時の離着陸をいう。
		夜間	飛行視程 5,000m以上	300m以上		
	飛行中	昼間	飛行視程 1,500m以上	・雲から離れて飛行 ・地面又は水面を引き続き視認		
		夜間	飛行視程 5,000m以上	300m以上		

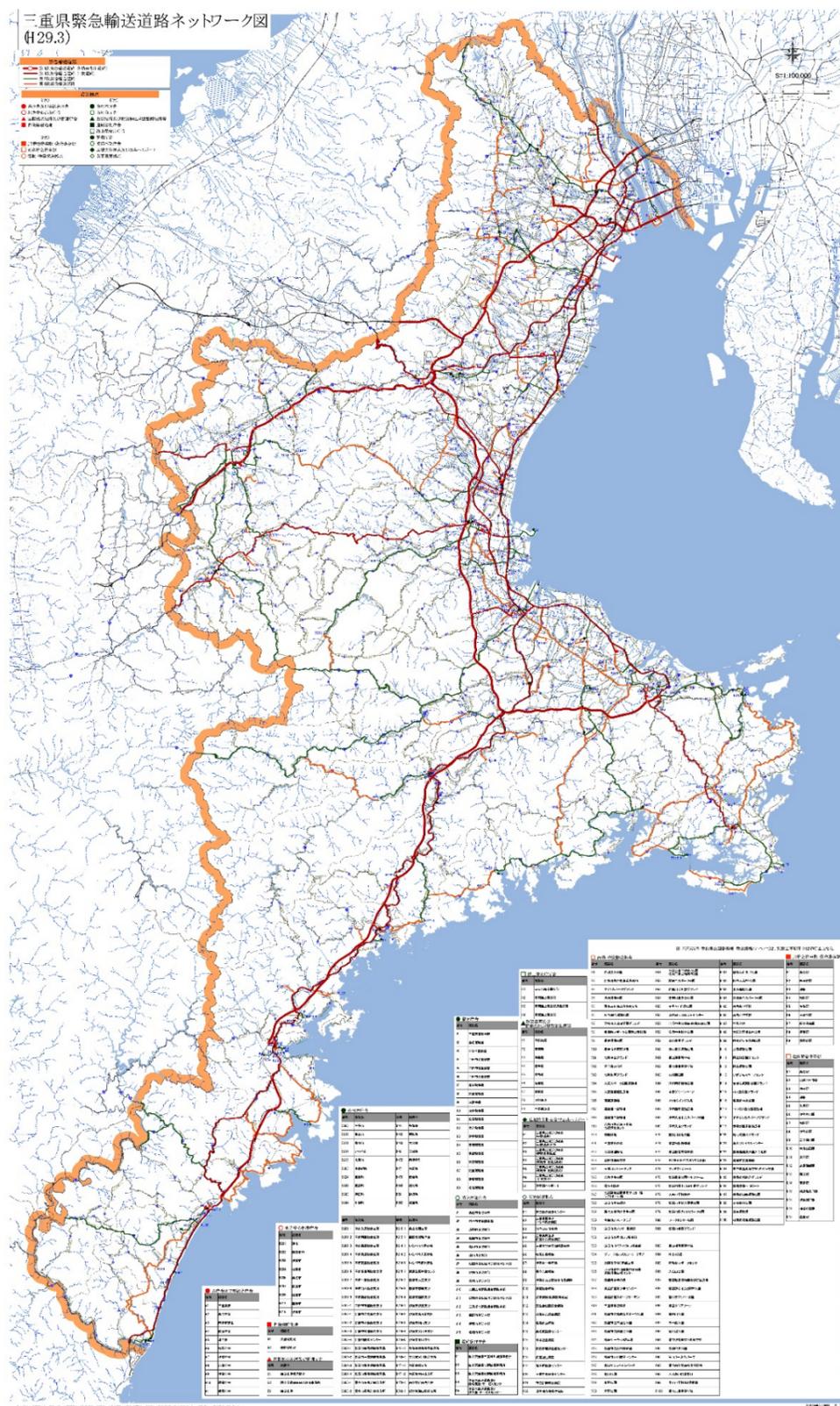
運航に必要な気象情報の観測通報要領

観測項目	通報単位	通報要領																											
		通報の一例	説明																										
視程	「km」	「視程約10km」	観測地点から約10km離れている山、塔、建物等が見える。 (視程とは、地（水）平線上、目で見通せる最大距離)																										
雲	雲量 「10分位」	「雲量約6/10」	<table border="0"> <tr><td>快晴</td><td>……</td><td>雲量</td><td>1/10未満</td></tr> <tr><td>晴</td><td>……</td><td>〃</td><td>1/10～5/10</td></tr> <tr><td>曇</td><td>……</td><td>〃</td><td>6/10～9/10</td></tr> <tr><td>本曇</td><td>……</td><td>〃</td><td>10/10</td></tr> </table>	快晴	……	雲量	1/10未満	晴	……	〃	1/10～5/10	曇	……	〃	6/10～9/10	本曇	……	〃	10/10										
	快晴	……	雲量	1/10未満																									
晴	……	〃	1/10～5/10																										
曇	……	〃	6/10～9/10																										
本曇	……	〃	10/10																										
高さ	「m」	「雲の高さ約500m」	周囲の山の高さ等を参考にして判定する。標高500mの山の頂上付近に雲がかかって見える。																										
風	方向 「8方向」	「風向南」																											
	強さ	「m」	「風速約5m」 <table border="1" data-bbox="1008 1394 1575 1914"> <thead> <tr> <th></th> <th>風力階級</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静穏煙はまっすぐ昇る</td> <td>1</td> <td>0～0.6未満</td> </tr> <tr> <td>煙りがなびく</td> <td>2</td> <td>0.6～1.6</td> </tr> <tr> <td>顔に風を感じる、木の葉が動く</td> <td>3</td> <td>1.6～3.4</td> </tr> <tr> <td>砂ぼこりが立ち、紙片が舞う</td> <td>4</td> <td>3.4～5.5</td> </tr> <tr> <td>葉のあるかん木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ</td> <td>5</td> <td>5.5～8.0</td> </tr> <tr> <td>大枝が動く、電線がなる</td> <td>6</td> <td>8.0～10.8</td> </tr> <tr> <td>樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難</td> <td>7</td> <td>10.8～13.9</td> </tr> <tr> <td>小枝が折れる、風に向かって歩けない</td> <td>8</td> <td>13.9～17.2</td> </tr> </tbody> </table>		風力階級	風速 (m/s)	静穏煙はまっすぐ昇る	1	0～0.6未満	煙りがなびく	2	0.6～1.6	顔に風を感じる、木の葉が動く	3	1.6～3.4	砂ぼこりが立ち、紙片が舞う	4	3.4～5.5	葉のあるかん木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ	5	5.5～8.0	大枝が動く、電線がなる	6	8.0～10.8	樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難	7	10.8～13.9	小枝が折れる、風に向かって歩けない	8
	風力階級	風速 (m/s)																											
静穏煙はまっすぐ昇る	1	0～0.6未満																											
煙りがなびく	2	0.6～1.6																											
顔に風を感じる、木の葉が動く	3	1.6～3.4																											
砂ぼこりが立ち、紙片が舞う	4	3.4～5.5																											
葉のあるかん木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ	5	5.5～8.0																											
大枝が動く、電線がなる	6	8.0～10.8																											
樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難	7	10.8～13.9																											
小枝が折れる、風に向かって歩けない	8	13.9～17.2																											

8-2 ヘリコプター臨時離着陸場

番号	指定 番号	名称	所在地	着陸 場区 離分	防災 ヘリ	ドクター ヘリ	緯度 経度	管理者 電話番号	面積(m ²)		ヘ リ ポ ー ト 規 模	土地 表面	散水の 必要性	備考
1	—	旧相野谷小学校 桐原分校	南牟婁郡 紀宝町桐原1648-1		—	○		紀宝町総務課 0735-33-0333				砂地	有	ドクターヘリ 三重県のみ 離発着可能
2	562-02	相野谷小学校 グラウンド	南牟婁郡 紀宝町井内98-1		○	○	N 33° 47' 14 E 135° 59' 13	学校長 0735-34-0009	100 × 45	4,500	C	渋土	有	
3	562-01	紀宝町深田運動 場	南牟婁郡 紀宝町大里24-5	専用 拠点	○	○	N 33° 46' 06 E 135° 58' 49	紀宝町教育課 0735-33-0341	104 × 110	11,440	B	砂質	有	
4	562-07	飛雪の滝 健康増進広場	南牟婁郡 紀宝町浅里1409-1		○	○	N 33° 45' 29 E 135° 55' 35	紀宝町 税務住民課 0735-33-0337	68 × 38	2,584	C	渋土	有	
5	562-03	神内小学校 グラウンド	南牟婁郡 紀宝町神内461		○	○	N 33° 44' 07 E 136° 00' 39	学校長 0735-32-2009	82 × 70	5,740	C	渋土	有	
6	562-08	井田小学校 グラウンド	南牟婁郡 紀宝町井田1787-2		○	—	N 33° 45' 23 E 136° 01' 21	学校長 0735-32-2004	83 × 90	7,493	C	渋土	有	
7	562-04	紀宝町鶴殿運動 場	南牟婁郡 紀宝町鶴殿1148-1	専用 拠点	○	○	N 33° 44' 26 E 136° 00' 33	紀宝町教育課 0735-32-0241	90 × 120	10,800	B	渋土	有	
8	562-05	鶴殿小学校 グラウンド	南牟婁郡 紀宝町鶴殿1232-1		○	○	N 33° 44' 32 E 136° 00' 41	学校長 0735-32-0054	80 × 60	4,800	C	渋土	有	
9	562-06	矢淵中学校 グラウンド	南牟婁郡 紀宝町鶴殿20		○	○	N 33° 44' 02 E 136° 00' 06	学校長 0735-32-0025	100 × 91	9,100	C	渋土	有	

8-3 県緊急輸送ネットワーク図



9. 防災資機材・備蓄物資

9-1 町備蓄物資・防災資機材

備蓄品名	備蓄場所				合計
	鵜殿陶芸倉庫	成川中村倉庫	鵜殿防災倉庫	鵜殿消防車庫	
非常食	ソフトパン 24個/箱	39箱=936食			39箱=936食
	アルファ米(1食用) 50個/箱	21箱=1,050食	3箱=150食		24箱=1,200食
	アルファ米(50食用)	20箱=1,000食	10箱=500食		30箱=1,500食
	アルファ米(30食用)		10箱=300食		10箱=300食
	豚汁 他(1食用) 30個/箱		19箱=570食		19箱=570食
	クラッカー	100個	105個		205食
	飲料水(500ml) 24本/箱	10箱=240本	27箱=648本		37箱=888本
食器類	茶碗・皿・コップ類		700個		700個
	紙コップ	500個	200個		700個
炊飯	ガス炊飯器		2台		2台
	鍋	6個	5個		11個
	ジャグ	4台			4台
給水	給水タンク		1個		1個
	ポリタンク	10個			10個
	浄水器		1台	1台(海水)	2台
寝具	毛布 10枚/箱	80箱=800枚	30箱=300枚		110箱=1,100枚
	日用品セット		5箱=50セット		5箱=50セット
トイレ	組み立てトイレ		1,000個		1,000個
	トイレ凝固・袋セット 100回分/箱	11箱=1,100回分	21箱=2,100回分		33箱=3,300回分
	トイレトーパー 100回分/箱	15箱=1,500個			15箱=1,500個

備蓄品名	備蓄場所				合計
	鶴殿陶芸倉庫	成川中村倉庫	鶴殿防災倉庫	鶴殿消防車庫	
救出救護	担架	5台			5台
	救急箱	9箱			9箱
	ハンディーキャンパー	2台			2台
	災害救助用工具	5セット			5セット
	ヘルメット		20個		20個
	ハンドマイク	13台	1台		14台
	ラビットワップ(土嚢袋) 50枚/箱	2箱=100枚	7箱=350枚	700枚	1,150枚
	土嚢袋			1000枚	1,000枚
	救命胴着	25着	10着	60着	95着
	消火器	2本	2本		4本
	ゴムボート			1艇	1艇
	船外機			1艇	1台
	スコップ、ジョレン			80本	80本
	油圧ジャッキ		1台		1台
照明器具	懐中電灯	20台			20台
	発電機	9台		3台	12台
	投光器			3台	3台
	ガソリン缶	2個	1個	3個	6個

9-2 避難所備蓄物資

番号	地区名	施設名	収容人員		非常食		給水	寝具	救護
					アルファ米 (50食分)	クラッカー 180缶	浄水器	毛布	救急箱
1	井田	下り場集落センター	80	790	1			10	1
2	井田	茶屋地構造改善センター	80		1			20	1
3	井田	井田公民館 (馬場地)	200		1			20	1
4	井田	井田小学校 (地下)	350		14	2	1	10	1
5	井田	上野つどい館 (上野農事集会所)	80		1			10	1
6	神内	神内老人福祉センター	500	1200	1			20	1
7	神内	紀宝町保健センター	300		1	2		10	1
8	神内	神内小学校	300		4	2		10	1
9	神内	神内会館 (神内構造改善センター)	100		1			10	1
10	成川	ふれあい会館 (飯盛多目的集会施設)	80	1220	1			20	1
11	成川	JA 三重南紀紀宝支店 (グリーンプラザ)	500		1			10	1
12	成川	成川 (下地) 生活改善センター	80		1			10	1
13	成川	中村多目的集会施設	80		中村倉庫			中村倉庫	1
14	成川	成川小学校	300		中村倉庫		中村倉庫	中村倉庫	1
15	成川	紀宝町役場分庁舎	100		中村倉庫			10	1
16	成川	上地多目的集会施設	80		1			10	1
17	鮎田	弁慶 (鮎田構造改善センター)	80	80	3	2		20	1

番号	地区名	施設名	収容人員		非常食		給水	寝具	救護
					アルファ米 (50食分)	クラッカー 180缶	浄水器	毛布	救急箱
18	高岡	高岡防災センター	50	50	3	2		50	1
19	北檜杖	北檜杖多目的集会施設	50	150	3	2		10	1
20	北檜杖	北檜杖小学校	100		1			10	1
21	瀬原	瀬原公民館	30	30	1			10	1
22	浅里	浅里生活改善センター	80	85	1			10	1
23	浅里	飛雪の滝キャンプ場	5		4	2		10	1
24	大里	ふるさと資料館	50	1000	2			10	1
25	大里	田代体育館	450		6	2		20	1
26	大里	小畑中高齢者就業改善センター	50		1			10	1
27	大里	大里多目的集会施設	100		1			20	1
28	大里	相野谷中学校	350		4	2		10	1
29	井内	相野谷小学校	100	150	4	2	1	10	1
30	井内	井内青年クラブ	50		1			10	1
31	平尾井	平尾井高齢者生産活動センター	150	150	1			10	1
32	阪松原	阪松原生活改善センター	80	80	1			10	1
33	桐原	桐原生活改善センター	80	80	5			10	1

番号	地区名	施設名	収容人員		非常食		給水	寝具	救護
					アルファ米 (50食分)	クラッカー 180缶	浄水器	毛布	救急箱
34	鶉 殿	ふるさと歴史館	30	1820	1			10	1
35	鶉 殿	紀宝町役場本庁舎	80		鶉殿倉庫			10	1
36	鶉 殿	鶉殿体育館	200		鶉殿倉庫			鶉殿倉庫	1
37	鶉 殿	鶉殿小学校	150		1			20	1
38	鶉 殿	鶉殿保育所	10		1			10	1
39	鶉 殿	生涯学習センターまなびの郷	600		2			20	1
40	鶉 殿	ふれあい会館	50		1			10	1
41	鶉 殿	紀宝町老人福祉センター	200		2			30	1
42	鶉 殿	鶉殿運動場	500		—			—	—
		計	6885			79箱(2,800食)	20	2	530

9-3 紀宝町（自主）防災資機材倉庫

	地区名	設置場所	ジョレン	スコップ	一輪車	土嚢袋	救助道具	発電機	コードリール	投光機	エンジンカッター	ライト	救急箱	担架	拡声器	ヘルメット	消火器	ラビットワンプ	救命胴衣	トイレ衛生袋	つるはし	ガソリン缶	船外機	
1	井田	下り場集落センター					1式	1				6		1	2									
2	井田	井田小学校	5	5	5	300	1式																	
3	井田	茶屋地構造改善センター	5	5	5	300	1式						1							100枚				
4	井田	井田班消防車庫裏	5	5	5	300	1式																	
5	井田	上野つどい館（上野農事集会所）	5	5	5	300	1式	1		1														
6	神内	神内会館	5	5	5	300	1式																	
7	神内	神内小学校	5	5	5	300	1式																	
8	成川	ふれあい会館	5	5	5	300	1式	1		1							1					1		
9	成川	下地変電所横	5	5	5	300	1式																	
10	成川	中村多目的集会施設	5	5	5	300	1式																	
11	成川	上地深谷地区	5	5	5	200	1式											100枚			1			
12	鮎田	弁慶（鮎田構造改善センター）	5	5	5	300	1式							2										
13	高岡	高岡避難所				2,000	1式												8				1	
14	北檜杖	北檜杖多目的集会施設	5	5	5	300	1式																	
15	瀬原	瀬原公民館	5	5	5	300	1式						1											
16	浅里	浅里生活改善センター	5	5	5	300	1式																	
17	大里	深田運動場テニスコート	5	5	5	300	1式																	

	地区名	設置場所	ジョレン	スコップ	一輪車	土嚢袋	救助道具	発電機	コードリール	投光機	エンジンカッター	ライト	救急箱	担架	拡声器	ヘルメット	消火器	ラビットワンプ	救命胴衣	トイレ衛生袋	つるはし	ガンリン缶	船外機
18	大里	大里多目的集会施設 (大里東用)	5	5	5	300	1式																
19	大里	大里多目的集会施設 (大里西用)	5	5	5	300	1式																
20	大里	ふるさと資料館	5	5	5	300	1式																
21	大里	小畑中高齢者就業改 善センター	5	5	5	300	1式																
22	井内	井内青年クラブ	5	5	5	300	1式																
23	平尾井	倉根地	5	5	5	300	1式																
24	平尾井	平尾井高齢者生産活 動センター	5	5	5	300	1式																
25	阪松原	阪松原生活改善セン ター	5	5	5	300	1式																
26	桐原	旧桐原小学校跡地	5	5	5	300	1式																
27	桐原	上桐原バス停バス回 転場	5	5	5	300	1式																
28	鵜殿	上地・旧警察跡地			1		1式	2	4	4		10	1	1	2	10					3	1	
29	鵜殿	日高・福祉センター 付近									1	6			6				5				
30	鵜殿	波静・村阪組付近			2		1式	2	2	2		10			4		4						1
31	鵜殿	法寿坊・駅裏	2	8	1		1式	2	2	2		4			3	16	3	170					1
32	鵜殿	平嶋・ふれあい会館			1			1	2	2	1	10			9	14			12				1
33	鵜殿	奥平島・紀州製紙社 宅裏		3	1		1式	1		2	1	10	1	1	2	10					2		

救助道具セット（旧紀宝）＝平バール、ボルトカッター、折込のこぎり、大ハンマー、トラロープ

（鵜殿地区）＝バール、ハンマー、スコップ、つるはし、ジャッキ、ノコギリ、ロープ、ゴーグル、マスク、手袋、ライト、救急用品、軽微工具品

10. 要員の確保

10-1 災害対策技術要員

区分	建設機械操作手	船舶運転士	船舶機関士	自動車運転士 専任	土木 技術職	建設技術職	
					一般 農業 林業 技師	建設技術	電気技師
市町							
紀宝町					8		

医 療 職									
医師	歯科医師	獣医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	レントゲン 技師	衛生検査技師
1				8		3			

11. 各種様式

11-1 災害報告様式

【消防庁指定 第4号様式（その2）】

(様式1)

[災害概況速報]

災害名 _____ (第 報)

報告日時	
市町村名	
報告者	

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

人的被害の状況

発生（覚知） 日 時	発生場所	原因	年齢 性別	状況	氏名 職業	住所

住家等被害の状況

発生（覚知） 日 時	発生場所	原因	種別 その他	棟数	世帯数	人数	状況

避 難 の 状 況

発生（覚知） 日 時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人数	

市町村道路通行止めの状況

発生（覚知） 日 時	路線名称	通行止め区間	解除見込み日時	原因	摘要

水道被害の状況

発生（覚知） 日 時	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込日時	摘要

地すべり・山（崖）崩れの状況

発生（覚知） 日 時	発生場所	状況	人的（家屋） 被害の有無	摘要

船 舶 の 状 況

発生（覚知） 日 時	発生場所	原 因	船舶名	沈没	流出	破損	摘 要

田 畑 の 状 況

発生（覚知） 日 時	発生場所	田 (ha)		畑 (ha)		原 因	摘 要
		流埋	冠水	流埋	冠水		

そ の 他 の 状 況

発生（覚知） 日 時	名 称	発生場所	原 因	状 況	摘 要

火 災 の 状 況

発生（覚知） 日 時	発 生 地 域	火 災 の 状 況		火災件数	摘 要

交 通 機 関 の 状 況

発生（覚知） 日 時	名 称	運 休 区 間	復旧見込日時	原 因	摘 要

ラ イ フ ラ イ ン の 状 況

発生（覚知） 日 時	名 称	発生地域	原 因	戸数	状況	復旧見込 時 間	摘 要

(様式2)

[被害状況速報]

都道府県				区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名			そ の 他	田	流失・埋没	ha	
	第 報 (月 日 時現在)					冠 水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
	冠 水	ha						
報 告 者 名				文 教 施 設	箇所			
				病 院	箇所			
区 分		被 害		道 路	箇所			
人 的 被 害	死 者		人		橋 り よ う	箇所		
	行 方 不 明 者		人		河 川	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人		港 湾	箇所		
		軽 傷	人		砂 防	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟		清 掃 施 設	箇所		
			世帯		崖 く ず れ	箇所		
			人		鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻		
			世帯		水 道	戸		
			人		電 話	回線		
	一 部 破 損		棟		電 気	戸		
			世帯		ガ ス	戸		
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		発 火 建 物	件			
家 非 住	公 共 建 物	棟		主 災 危 険 物	件			

そ	の	他	棟		そ	の	他	件	
---	---	---	---	--	---	---	---	---	--

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県									
公 立 文 教 施 設	千円									市 町 村				
農 林 水 産 業 施 設	千円													
公 共 土 木 施 設	千円													
そ の 他 の 公 共 施 設	千円													
小 計	千円													
公共施設被害市町村数		団体			計 団体									
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名										
	林 業 被 害	千円												
	畜 産 被 害	千円												
	水 産 被 害	千円												
	商 工 被 害	千円												
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人									
被 害 総 額		千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人									
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 													

※被害額は省略することができるものとする。

(様式A)

被 害 状 況 調 査 書

(年 月 日 時 分現在)

市町村名

人的被害	死者		ア	人	
	行方不明		イ	人	
	負傷	重傷	ウ	人	
		軽傷	エ	人	
		小計	オ	人	
	計		カ	人	
住家の被害	棟数	全壊、全焼及び流失		キ	棟
		半壊及び半焼		ク	棟
		一部破損		ケ	棟
		床上浸水		コ	棟
		床下浸水		サ	棟
	世帯数及び人員	全壊、全焼及び流失	世帯	シ	世帯
			人員	ス	人
		半壊及び半焼	世帯	セ	世帯
			人員	ソ	人
		一部破損	世帯	タ	世帯
			人員	チ	人
床上浸水	世帯	ツ	世帯		
	人員	テ	人		
床下浸水	世帯	ト	世帯		
	人員	ナ	人		
報告	発信	月 日 時 分	発信者		
	受信	月 日 時 分	受信者		

(注)災害救助法によるもの

11-2 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(1) 災害派遣要請書（知事あて）

年 月 日
知 事 あて
(市町村長) 印
自衛隊の災害派遣要請要求について
災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。
記
1 災害の状況及び派遣を要求する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 派遣を希望する活動内容 (3) 連絡場所及び連絡者
4 その他参考となすべき事項

(2) 撤収要請書（知事あて）

年 月 日

知 事 あて

（市町村長） 印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

平成 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

紀宝町地域防災計画

発行年月 : 令和3年10月

発行 : 紀宝町防災会議

〒519-5701

三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 324 番地

TEL 0735-33-0335 FAX 0735-32-1244

策定協力 :
